

総務委員会

議案

議案第7号	令和6年度葛飾区一般会計補正予算（第6号）	（財政課長）
議案第8号	令和6年度葛飾区後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）	（財政課長）
議案第18号	葛飾区地域コミュニティ施設条例の一部を改正する条例	（地域振興課長）
議案第31号	葛飾区立水元小学校建築工事請負契約の変更について	（契約管財課長）
議案第32号	葛飾区立水元小学校電気設備工事請負契約の変更について	（契約管財課長）
議案第33号	葛飾区立水元小学校給排水衛生設備工事請負契約の変更について	（契約管財課長）
議案第34号	葛飾区立水元小学校空調設備工事請負契約の変更について	（契約管財課長）
議案第35号	葛飾区立水元小学校給食用厨房機器の買入れの変更について	（契約管財課長）
議案第36号	葛飾区立水元小学校改築に伴う什器等の買入れの変更について	（契約管財課長）
議案第37号	葛飾区立道上小学校及び水元小学校の改築に伴うカーテン等の買入れの変更について	（契約管財課長）

庶務報告

施設部・地域振興部共通

- (1) 東四つ木地域の施設一体型校舎整備に係る木根川集い交流館敷地の活用について（学校施設計画担当課長）

政策経営部

- (1) スタジアム構想に係る基礎調査結果等の報告について（スタジアム構想担当課長）

総務部

- | | | |
|-----|--------------------|--------------|
| (1) | 損害賠償等請求事件の判決について | (総務課長) |
| (2) | 遅延損害金請求控訴事件について | (総務課長) |
| (3) | 総合庁舎整備に係る保留床取得について | (総合庁舎推進担当課長) |
| (4) | シティプロモーションの推進について | (広報課長) |
| (5) | 専決処分（契約変更）の報告について | (契約管財課長) |
| (6) | 専決処分（訴えの提起）の報告について | (収納対策課長) |

地域振興部

- | | | |
|-----|------------------------------------|----------|
| (1) | (仮称) かつしかアート・カルチャー基本方針
(案) について | (文化国際課長) |
|-----|------------------------------------|----------|

選挙管理委員会事務局

- | | | |
|-----|------------|---------------|
| (1) | 投票所の移転について | (選挙管理委員会事務局長) |
|-----|------------|---------------|

議案第18号 関係資料
地 域 振 興 部
令和7年2月21日

葛飾区地域コミュニティ施設条例の一部を改正する条例

地域振興課

1 改正理由及び概要

施設を利用しない者に係る新小岩地域活動センター駐車場の料金を定めるもの

2 新旧対照表

別紙のとおり

3 施行日

令和7年4月1日

葛飾区地域コミュニティ施設条例新旧対照表（関連部分抜粋）

現 行	改正案
○葛飾区地域コミュニティ施設条例 平成19年12月17日 条例第37号	○葛飾区地域コミュニティ施設条例 平成19年12月17日 条例第37号
(駐車場の使用)	(駐車場の使用)
第17条 次の各号のいずれかに該当する者は、葛飾区地域コミュニティ施設新小岩地域活動センター駐車場を使用することができる。	第17条 次の各号のいずれかに該当する者は、葛飾区地域コミュニティ施設新小岩地域活動センター駐車場を使用することができる。
(1) 葛飾区地域コミュニティ施設新小岩地域活動センターを利用する者（別館多目的ひろばを利用する者及び付帯設備のみを利用する者を除く。）	(1) 葛飾区地域コミュニティ施設新小岩地域活動センターを利用する者（別館多目的ひろばを利用する者及び付帯設備のみを利用する者を除く。）
(2) 葛飾区障害者福祉センター条例（平成16年葛飾区条例第38号）第2条第2項の表に規定する子ども発達センター新小岩分室を利用する者	(2) 葛飾区障害者福祉センター条例（平成16年葛飾区条例第38号）第2条第2項の表に規定する子ども発達センター新小岩分室を利用する者
(3) 葛飾区保育所の設置等に関する条例（昭和36年葛飾区条例第6号）別表に規定する葛飾区上平井保育園を利用する者	(3) 葛飾区保育所の設置等に関する条例（昭和36年葛飾区条例第6号）別表に規定する葛飾区上平井保育園を利用する者
(4) 葛飾区子ども未来プラザ条例（令和元年葛飾区条例第31号）別表第1に規定する葛飾区子ども未来プラザ西新小岩を利用する者	(4) 葛飾区子ども未来プラザ条例（令和元年葛飾区条例第31号）別表第1に規定する葛飾区子ども未来プラザ西新小岩を利用する者
(5) 葛飾区保健センター条例（平成10年葛飾区条例第54号）別表に規定する葛飾区新小岩保健センターを利用する者	(5) 葛飾区保健センター条例（平成10年葛飾区条例第54号）別表に規定する葛飾区新小岩保健センターを利用する者
2 駐車場に駐車させることができる自動車は、道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号）別表第1に規定する普通自動車並びに小型自動車及び軽自動車（二輪自動車を除く。）で、規則で定める大きさを超えないものとする。ただし、区長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。	(6) 前各号に掲げる者のほか、区長が適当と認める者 2 駐車場に駐車させることができる自動車は、道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号）別表第1に規定する普通自動車並びに小型自動車及び軽自動車（二輪自動車を除く。）で、規則で定める大きさを超えないものとする。ただし、区長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。
3 駐車場の使用に係る使用料（以下「駐車場使用料」という。）は、別表第4に定める額とする。	3 駐車場の使用に係る使用料（以下「駐車場使用料」という。）は、別表第4に定める額とする。
4 駐車場を使用した者は、自動車を退車させる際に駐車場使用料を納付しなければならない。ただし、区長が必要があると認めるときは、規則で定めるところにより前納とすることができる。	4 駐車場を使用した者は、自動車を退車させる際に駐車場使用料を納付しなければならない。ただし、区長が必要があると認めるときは、規則で定めるところにより前納とすることができる。
5 区長は、特別の理由があると認めるときは、駐車場使用料を免除することができる。	5 区長は、特別の理由があると認めるときは、駐車場使用料を免除することができる。
6 既に納付された駐車場使用料は、還付しない。	6 既に納付された駐車場使用料は、還付しない。
	付 則 <u>この条例は、令和7年4月1日から施行する。</u>

別表第4（第17条関係）

名称	使用区分	駐車時間30分まで	30分を超える駐車時間30分までごとに
葛飾区地域コミュニティ施設新小岩地域活動センター駐車場		無料	100円

別表第4（第17条関係）

名称	使用区分	駐車時間30分まで	30分を超える駐車時間30分までごとに
葛飾区地域コミュニティ施設新小岩地域活動センター駐車場	第17条第1項第1号から第5号までに規定する者	無料	100円
	第17条第1項第6号に規定する者	600円	600円

議案第 3 1 号	関係資料
総	務 部
令 和 7 年 2 月 2 1 日	

葛飾区立水元小学校建築工事請負契約の変更について

契約管財課

1 工事件名

葛飾区立水元小学校建築工事

2 契約の相手

東京都葛飾区立石六丁目14番10号

金子・田辺建設共同企業体

構成員（代表者） 東京都葛飾区立石六丁目14番10号

株式会社金子工務店

代表取締役 鈴 木 潤 美

構成員 東京都葛飾区新小岩三丁目11番7号

株式会社田辺工務店

代表取締役 田 邊 哲 也

3 変更内容

(1) 変更前契約金額及び工期

36億7,469万3,000円

契約締結の日の翌日から令和7年3月31日まで

(2) 変更後契約金額及び工期

39億1,518万9,300円

契約締結の日の翌日から令和7年7月11日まで

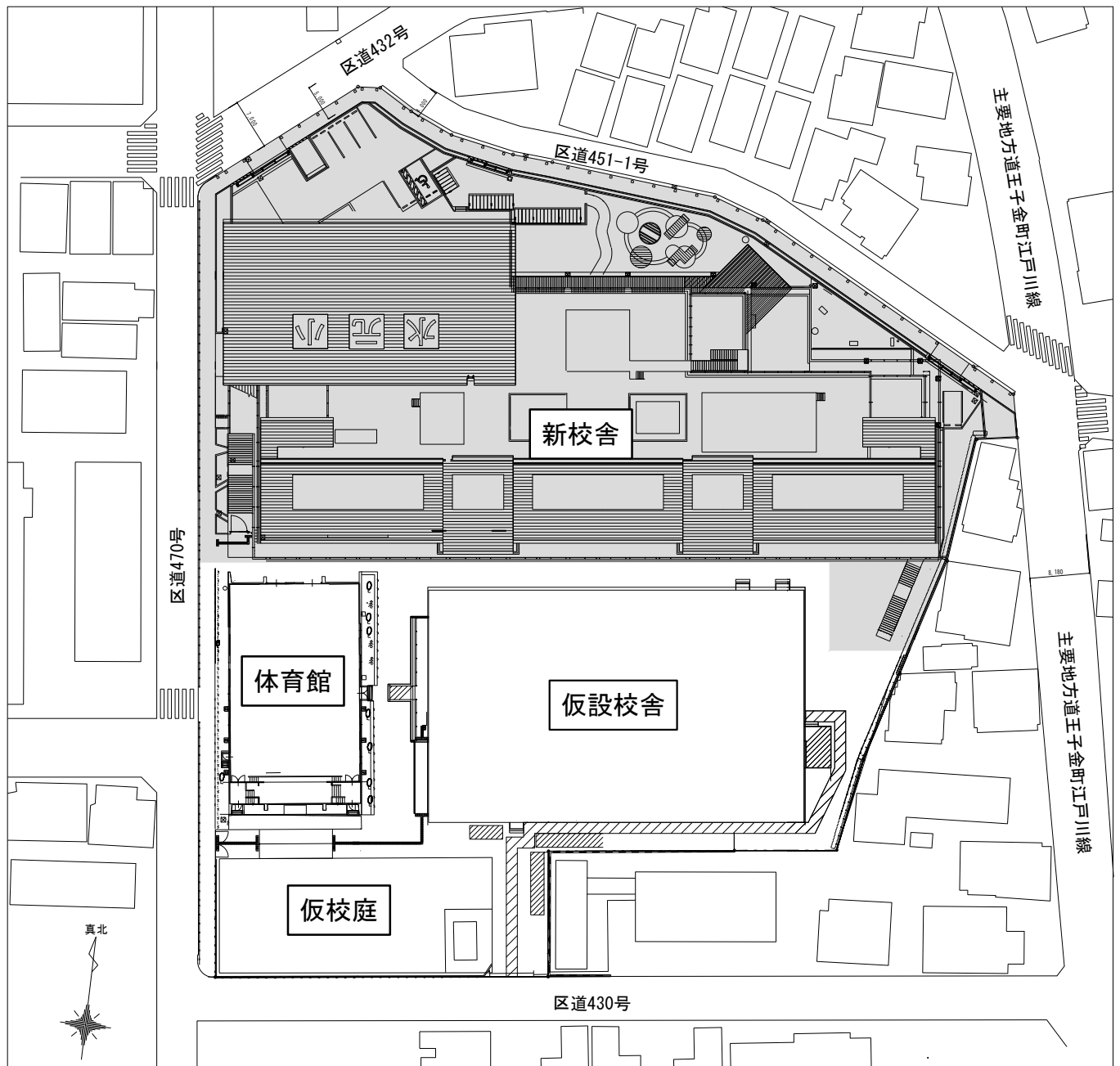
4 変更理由

- (1) 建設発生土に廃棄物が混在しており、当初想定していた受入れ先での処分ができず、受入れ先の変更に時間を要するため、工期の延伸及び経費の増額を行う。
- (2) 労務単価及び資材価格が上昇したため、工事請負契約約款に規定する全体スライド条項に基づき、契約金額の変更を行う。

案 内 図



配置図



：工事範囲

議案第 3 2 号	関係資料
総	務 部
令 和 7 年 2 月 2 1 日	

葛飾区立水元小学校電気設備工事請負契約の変更について

契約管財課

1 工事件名

葛飾区立水元小学校電気設備工事

2 契約の相手

東京都葛飾区水元三丁目16番13－104号

工藤・KHY建設共同企業体

構成員（代表者） 東京都葛飾区水元三丁目16番13－104号

工藤電業株式会社

代表取締役 工 藤 賢 作

構成員 東京都葛飾区西新小岩三丁目14番23号

有限会社KHYテクノ

代表取締役 眞 川 昭 夫

3 変更内容

(1) 変更前契約金額及び工期

4 億5, 536万7, 000円

契約締結の日の翌日から令和7年3月31日まで

(2) 変更後契約金額及び工期

4 億7, 661万8, 450円

契約締結の日の翌日から令和7年7月11日まで

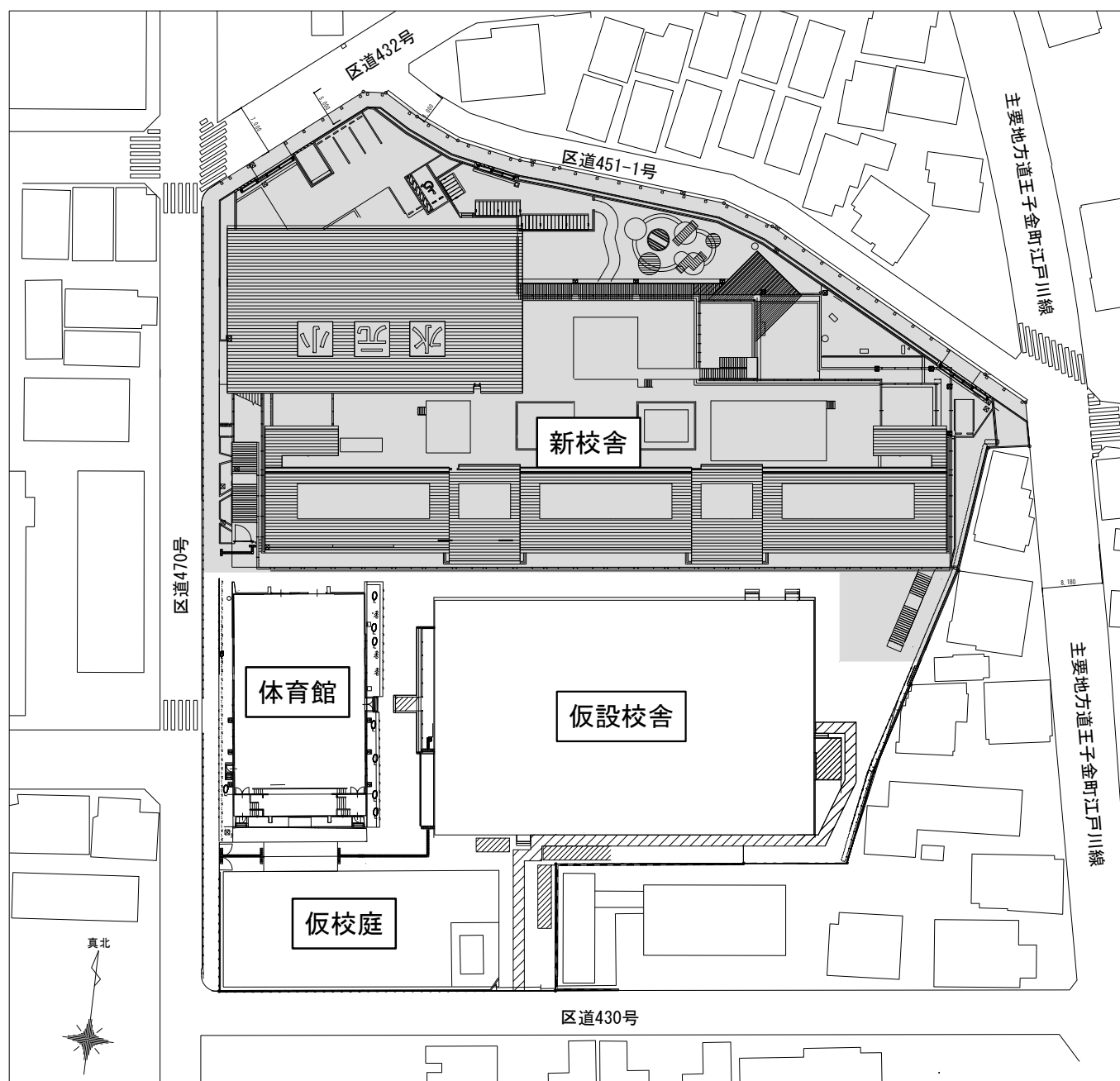
4 変更理由

- (1) 葛飾区立水元小学校建築工事の工期変更に伴い、工期の延伸及び諸費用の増額を行う。
- (2) 労務単価及び資材価格が上昇したため、工事請負契約約款に規定する全体スライド条項に基づき、契約金額の変更を行う。

案 内 図



配置図



：工事範囲

議案第 33 号	関係資料
総	務 部
令 和 7 年 2 月 2 1 日	

葛飾区立水元小学校給排水衛生設備工事請負契約の変更について

契約管財課

1 工事件名

葛飾区立水元小学校給排水衛生設備工事

2 契約の相手

東京都足立区佐野一丁目28番6号

株式会社栗原設備

代表取締役 栗 原 信 一

代理人 東京都葛飾区西水元三丁目27番22号

株式会社栗原設備 葛飾営業所

葛飾営業所長 野 口 浩

3 変更内容

(1) 変更前契約金額及び工期

2 億3,460万6,929円

契約締結の日の翌日から令和7年3月31日まで

(2) 変更後契約金額及び工期

2 億3,876万6,909円

契約締結の日の翌日から令和7年7月11日まで

4 変更理由

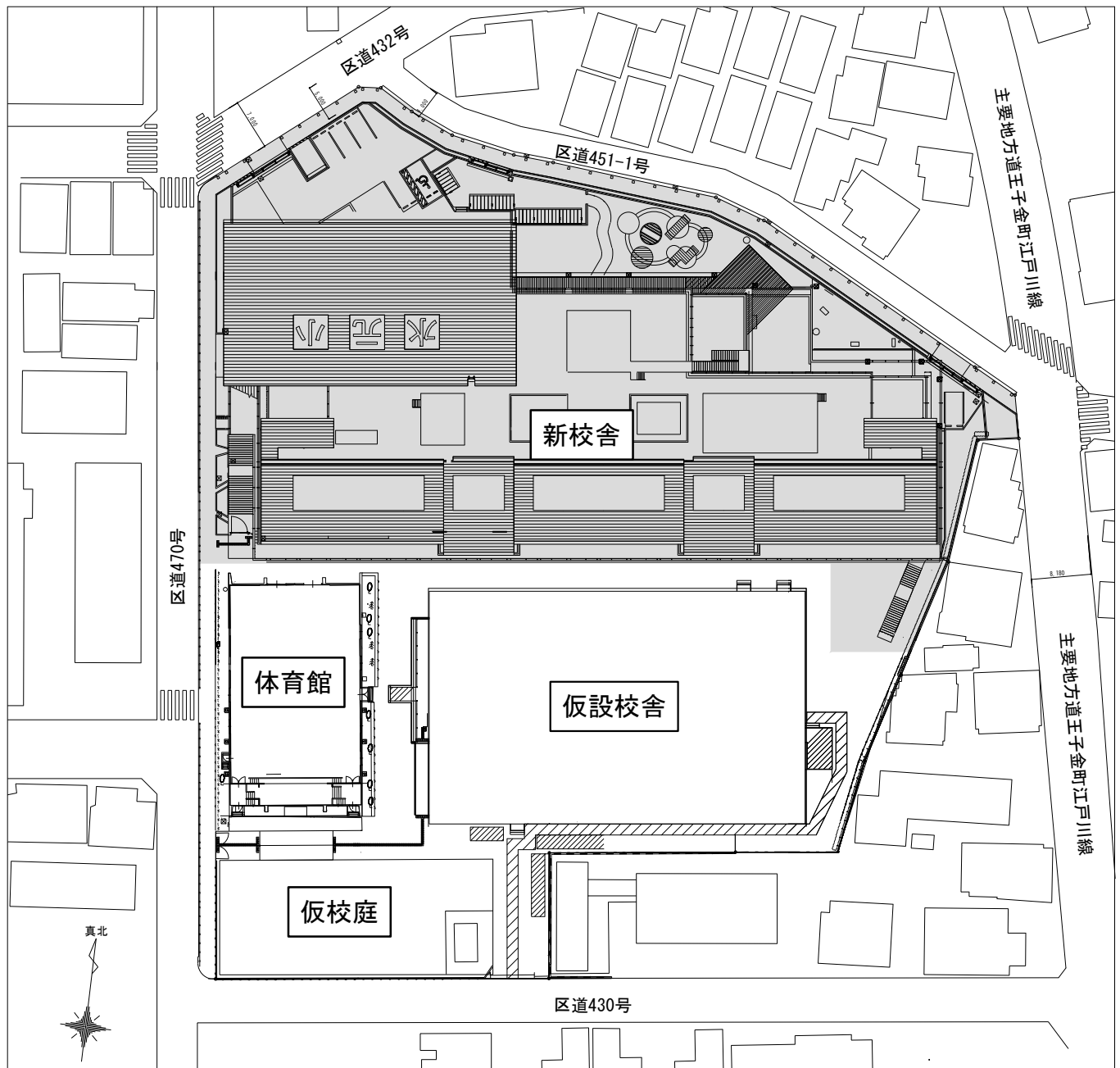
- (1) 葛飾区立水元小学校建築工事の工期変更に伴い、工期の延伸及び諸費用の増額を行う。

- (2) 労務単価及び資材価格が上昇したため、工事請負契約約款に規定する全体スライド条項に基づき、契約金額の変更を行う。

案 内 図



配置図



：工事範囲

議案第 3 4 号	関係資料
総	務 部
令 和 7 年 2 月 2 1 日	

葛飾区立水元小学校空調設備工事請負契約の変更について

契約管財課

1 工事件名

葛飾区立水元小学校空調設備工事

2 契約の相手

千葉県松戸市馬橋2851番地

近代住機株式会社

代表取締役 谷 口 和 廣

代理人 東京都葛飾区東金町五丁目35番19号

近代住機株式会社 東京支店

取締役支店長 高 野 宣 春

3 変更内容

(1) 変更前契約金額及び工期

4 億5,434万4,000円

契約締結の日の翌日から令和7年3月31日まで

(2) 変更後契約金額及び工期

4 億6,712万1,050円

契約締結の日の翌日から令和7年7月11日まで

4 変更理由

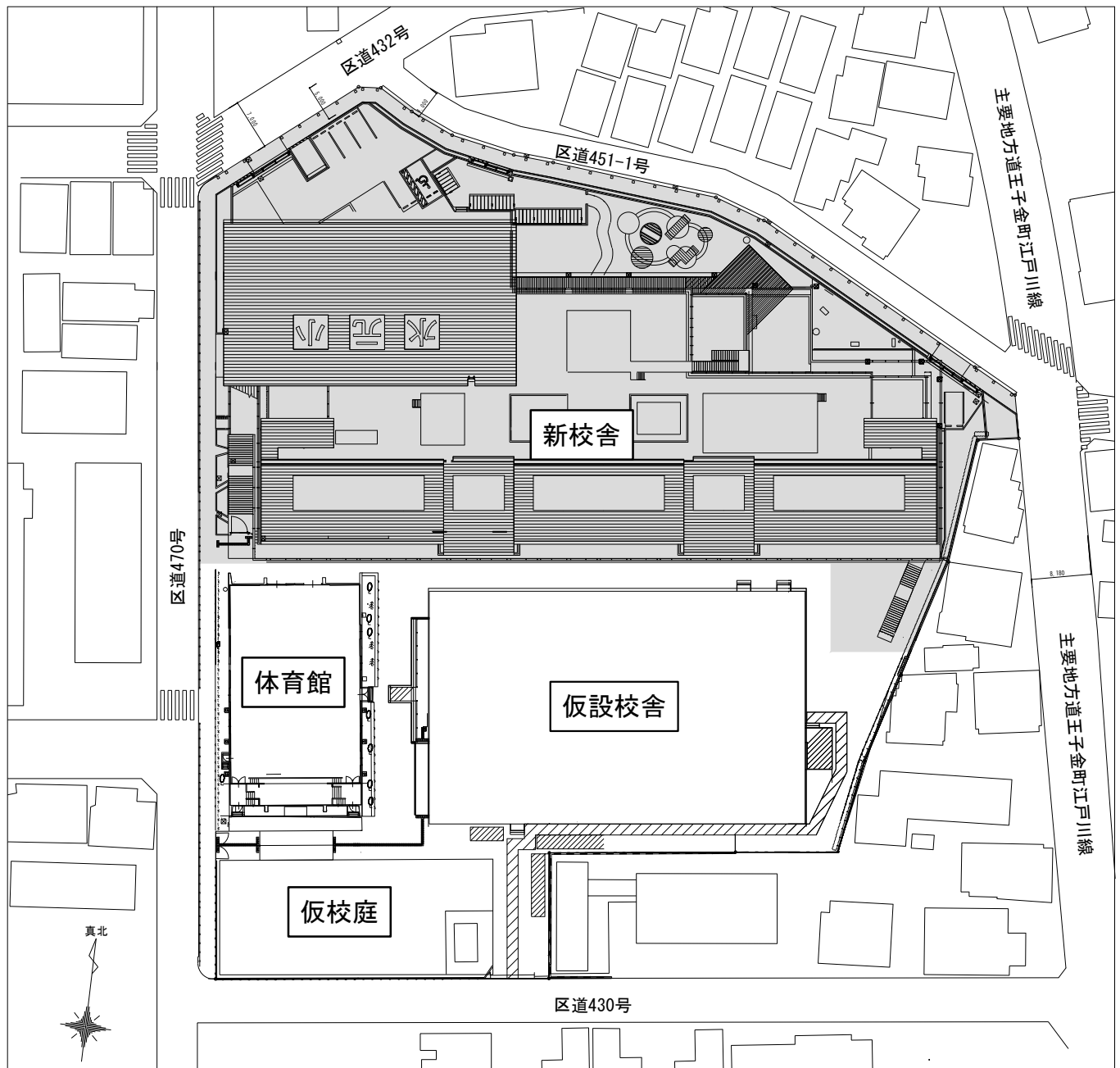
- (1) 葛飾区立水元小学校建築工事の工期変更に伴い、工期の延伸及び諸費用の増額を行う。

- (2) 労務単価及び資材価格が上昇したため、工事請負契約約款に規定する全体スライド条項に基づき、契約金額の変更を行う。

案 内 図



配置図



：工事範囲

議案第 3 5 号	関係資料
総	務 部
令 和 7 年 2 月 2 1 日	

葛飾区立水元小学校給食用厨房機器の買入れの変更について

契約管財課

1 件名

葛飾区立水元小学校給食用厨房機器の買入れ

2 契約の相手

東京都大田区蒲田本町一丁目 4 番 1 号

新日本厨機株式会社

代表取締役 吉 村 二三夫

代理人 東京都足立区一ツ家二丁目20番10号A101

新日本厨機株式会社 城北営業所

営業所長 岩 崎 洋 平

3 変更内容

(1) 変更前納期

令和 7 年 3 月 31 日

(2) 変更後納期

令和 7 年 7 月 11 日

4 変更理由

葛飾区立水元小学校建築工事の工期変更に伴い、本買入れの納期の変更を行う。

議案第 3 6 号	関係資料
総	務 部
令 和 7 年 2 月 2 1 日	

葛飾区立水元小学校改築に伴う什器等の買入れの変更について

契約管財課

1 件名

葛飾区立水元小学校改築に伴う什器等の買入れ

2 契約の相手

東京都葛飾区東堀切二丁目16番2号

エビヌマ株式会社

代表取締役社長 海老沼 優 文

3 変更内容

(1) 変更前納期

令和7年3月31日

(2) 変更後納期

令和7年7月31日

4 変更理由

葛飾区立水元小学校建築工事の工期変更に伴い、本買入れの納期の変更を行う。

議案第 37 号	関係資料
総	務 部
令和 7 年 2 月 21 日	

葛飾区立道上小学校及び水元小学校の改築に伴うカーテン等の買入れの
変更について

契約管財課

1 件名

葛飾区立道上小学校及び水元小学校の改築に伴うカーテン等の買入れ

2 契約の相手

東京都中野区新井一丁目38番10号サンフジビル

丸不二株式会社

代表取締役 藤 本 満

3 変更内容

(1) 変更前納期

令和 7 年 3 月 31 日

(2) 変更後納期

令和 7 年 3 月 31 日及び令和 7 年 7 月 31 日

4 変更理由

葛飾区立水元小学校建築工事の工期変更に伴い、本買入れの納期の変更
を行う。

東四つ木地域の施設一体型校舎整備に係る木根川集い交流館敷地の活用について

学校施設計画担当課

地域振興課

1 概要

東四つ木地域の施設一体型校舎（現木根川小学校・渋江小学校・中川中学校）の整備にあたり、木根川集い交流館の敷地を一体的に活用すること、及び木根川集い交流館機能の継続案について報告するもの

2 木根川集い交流館敷地の活用について

東四つ木地域における施設一体型校舎の整備については、東四つ木地域学校づくり検討懇談会において、学校敷地の拡張を望む声が寄せられてきた。そこで、木根川小学校に隣接する木根川集い交流館敷地との一体的な活用を図ることで、校庭を広く確保し、教育環境の充実につなげるもの

【案内図】



3 木根川集い交流館について

(1) 施設概要

所在地 東四つ木一丁目8番4号
建設年 平成2年（築35年）
構造 鉄骨造2階建て
延床面積 278.04㎡

(2) 利用状況

部屋名	広さ	利用率（％）		
		3年度	4年度	5年度
会議室（1階）	58㎡	53.0	45.5	45.1
和室（2階）	66㎡（36畳）	18.2	18.3	15.6

(3) 木根川集い交流館周辺の地域コミュニティ施設

別紙1のとおり

4 木根川集い交流館機能の継続について

東四つ木地域の施設一体型校舎整備に伴い解体する木根川集い交流館の機能の継続については、次のとおり対応する予定としている。

(1) 会議室

地域活動や会議の場として一定の利用率があることから、新校舎内（1階北側91.8㎡）に整備し、外部との出入り口、トイレ、給湯室を配置する。

また、円滑に新施設に移行できるように、新校舎竣工後に木根川集い交流館の解体工事・外構整備に着手する。

新校舎の配置図及び1階平面図（案）は別紙2のとおり

(2) 和室

周辺施設の利用向上と有効活用のため、東四つ木地区センターに機能を集約する。

(3) 東四つ木地区センターの利用状況（ホール除く）

部屋名	広さ	利用率（％）		
		3年度	4年度	5年度
大会議室	70㎡	62.9	55.1	57.4
小会議室	35㎡	50.1	41.1	41.2
音楽活動室	35㎡	83.7	78.9	72.0
和室（大）	27㎡（15畳）	45.3	26.9	25.9
和室（小）	22㎡（12畳）	21.8	19.4	26.2

5 今後のスケジュール（予定）

令和6年6月～8年3月	施設一体型校舎の基本設計・実施設計
令和7年6月～8年10月	木根川小学校既存校舎等解体工事
令和8年10月～11年10月	新校舎建設工事及び外構（グラウンド）整備
令和12年1月	新校舎での学校運営開始
令和12年1月～	木根川集い交流館解体工事及び外構整備

6 周知方法

(1) 施設一体型校舎整備に係る説明会

保護者や近隣、木根川集い交流館利用者向けの説明会を開催する。

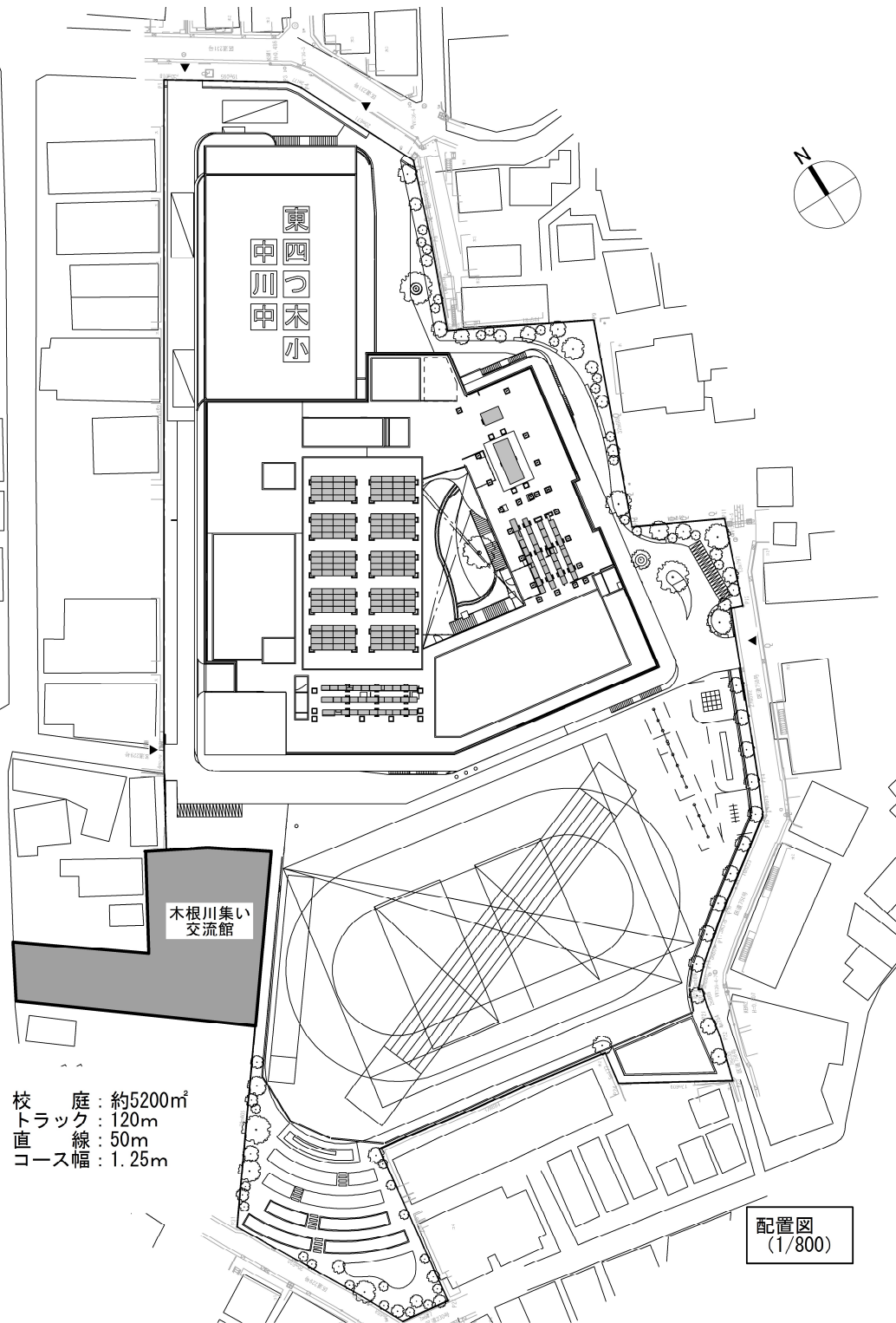
ア 日時 令和7年3月11日（火） 午後6時から

イ 場所 東四つ木地区センターホール

(2) (1)のほか、木根川集い交流館利用者への資料配布や木根川集い交流館及び東四つ木地区センター内への資料掲示等により周知を図る。

木根川集い交流館周辺の地域コミュニティ施設 位置図





庶務報告 No. 1
政策経営部
令和7年2月21日

スタジアム構想に係る基礎調査結果等の報告について

スタジアム構想担当課

1 趣旨

東新小岩運動場敷地におけるスタジアム構想については、今年度、建築基準法や都市公園法等の制約を整理するほか、スタジアムの先行事例を基に、公民連携手法やスタジアムの運用、防災・環境といった様々な調査を行ったため報告するもの

2 調査概要

- (1) 関係法令（建物の高さ制限や建蔽率、運動施設率）等の整理について

資料1「法令等調査報告書（概要）」のとおり

- (2) 公民連携事業手法について

資料2「公民連携事業手法について」のとおり

- (3) 先行事例調査について

資料3「現地視察調査報告書」のとおり

3 基礎調査結果を踏まえた今後の進め方

今後は、都市公園法に基づく建蔽率について、他自治体における建蔽率の上乗せ事例を踏まえ、公園やスタジアム、その他付帯施設の整備についての考えを整理するとともに、事業手法の検討を行う。さらに、来年度には、基礎調査の結果を踏まえて民間事業者等へのヒアリングを実施し、本敷地の活用のアイデアや収益性等の確認を行っていくとともに、住民との意見交換会を開催していく予定である。

4 今後のスケジュール

令和7年3月15日に住民説明会を開催して基礎調査結果等を報告するほか、地元の自治町会やまちづくり協議会等の関係団体へ説明を行う。

法令等調査報告書 (概 要)

1 対象敷地の整理

対象敷地はＪＲ新小岩駅の東側に位置しており、現在は陸上競技場、野球場、テニスコート、駐車場等からなる、区立体育施設「東新小岩運動場」となっている。

対象敷地へは、ＪＲ新小岩駅から「スカイデッキたつみ」を経る動線であり、住宅街などを通らずにアプローチすることができる。

対象敷地の概要

項目	概要
建設候補地	東新小岩運動場敷地
所在地	東京都葛飾区東新小岩一丁目 18 番 1 号
アクセス	ＪＲ新小岩駅より徒歩約 7 分
敷地面積	約 68,000 ㎡（歩道状空地、緑道、隔地を含む。）
用途地域	準工業地域
高度地区	第 2 種高度地区
防火指定	準防火地域
容積率	200%
建蔽率	60%
斜線制限	道路斜線 1:1.5 、隣地斜線 31m＋水平距離×2.50
日影規制	5 時間 - 3 時間、測定面 4 m

葛飾区と日本私立学校振興・共済事業団によって締結された「私学事業団総合運動場の高度化利用に関する基本協定書」第 3 条において、葛飾区は、東新小岩運動場敷地を都市公園に供するものとし、将来的に当該都市公園に「キャプテン翼」を活用したサッカースタジアムを整備するよう努めるとしている。

2 関係法令等による制約の整理

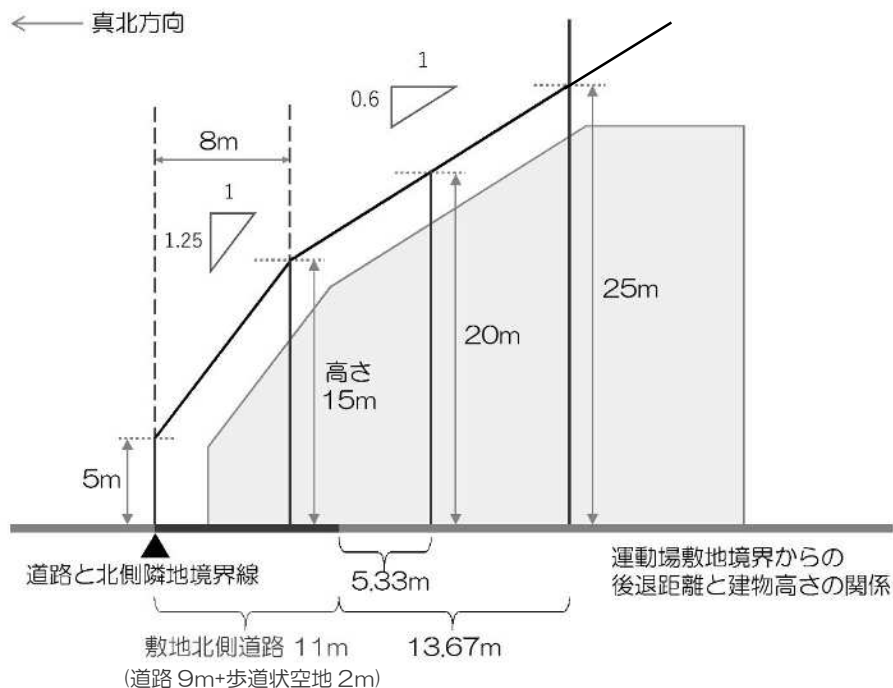
(1) 関係法令等による制約・課題等の整理

ア 都市計画法における規制

・第二種高度地区における高度斜線の規制

建築物の各部分の高さは当該部分から前面道路の反対側の境界線、又は隣地境界線までの真北方向の水平距離が8m以内の範囲にあっては、当該水平距離の1.25倍に5mを加えたもの以下とし、当該真北方向の水平距離が8mを減じたものの0.6倍に15mを加えたもの以下とする。

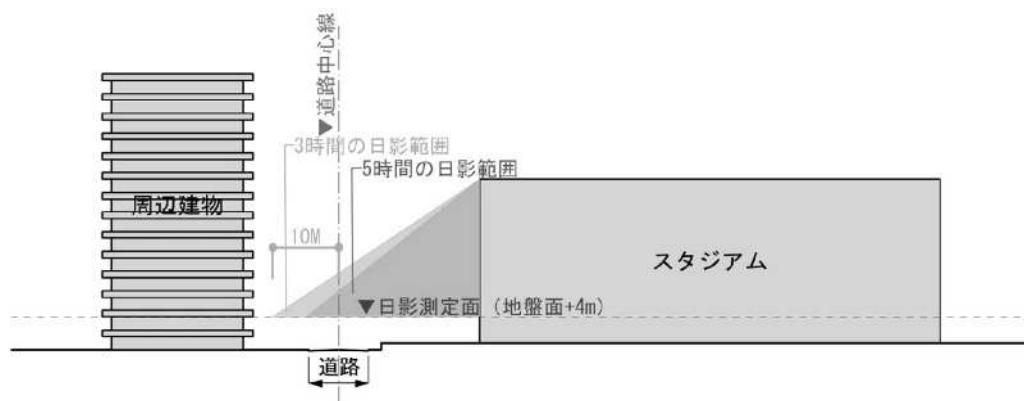
建物の高さは全体の整備計画次第で大きく変動するが、高さ25m程度のスタジアム事例も多くあり、今後、規制内での施設規模を検討する必要がある。



イ 建築基準法における日影規制

建築基準法第56条の2では、指定高さ以上の建築物を対象に、敷地境界線からの水平距離5m及び10m以上の隣地に、冬至日の8時～16時の間に生じる日影の時間を規制される。

対象敷地は用途地域の準工業地域に該当し、当地域における高さ10mを超える建物に対する日影規制を遵守しなければならない。敷地境界線より5mを超え10m以内のエリアにおいての日影時間は5時間以内とし、敷地境界線より10mを超える部分の日影時間は3時間以内としなければならない。



ウ 都市公園法における規制

① 建蔽率

対象敷地は、将来的に都市公園として供する計画のため、施設整備等に当たっては都市公園法（以下「法」という。）、都市公園法施行令（以下「施行令」という。）をはじめ関連法令を遵守する必要がある。

法第4条、施行令第6条の規定により、公園施設として設けられる建築物の都市公園の敷地面積に対する割合（以下「建蔽率」という。）は原則2％を超えてはならないが、休養施設、運動施設、教養施設、災害応急対策に必要な施設など公園の利用増進、防災性の向上等の観点から必要と認められる施設については、建蔽率の基準の特例が設けられている。また平成29年の法改正により公募設置管理制度が創設され、公募対象公園施設の設置も建蔽率の基準の特例に適用できるようになり、飲食店、売店等の施設も対象となった。

そして、以上の法定基準を十分参酌して、地方公共団体は地域の実情に応じて個別の基準を定めることも可能であるが、公共オープンスペースという都市公園本来の機能を確保するよう、基準の設定に留意することが望ましい。

公園施設の建蔽率基準及びその特例の概要は次のとおりである。

原則	建蔽率：原則 2％ 公園施設として設けられる建築物	
主な特例	特例 +10％ 休養、運動、教養施設など	特例 +10％ 公園設置管理制度（P-PFI）による収益施設など
	合計で+10％までの範囲	
基準緩和	自治体（条例）による個別の上乗せ	

また、他自治体による建蔽率の上乗せ事例は次のとおりである。

自治体名	適用公園	緩和対象施設	建蔽率
北広島市	北海道ボールパーク F ビレッジに限る	野球場等	50%
横浜市	横浜公園に限る	野球場	38%
長野市	長野運動公園及び 南長野運動公園に限る	サッカー場等	20%
広島市	中央公園に限る	サッカー場等	15%

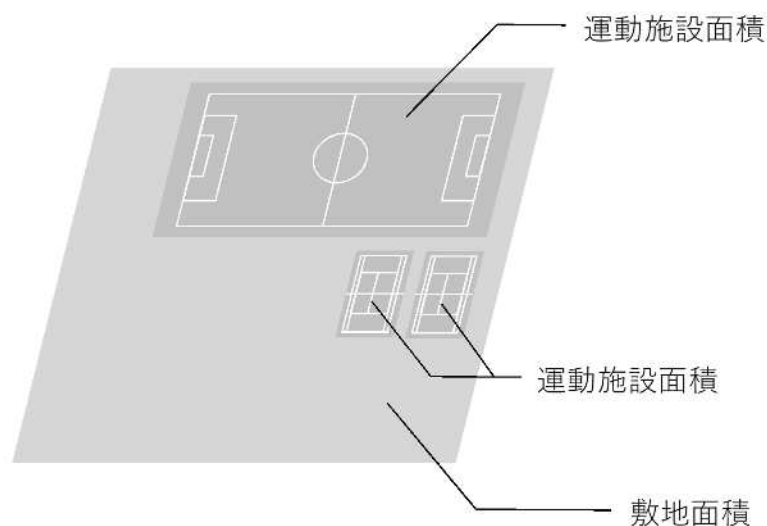
※ 表中の建蔽率は、原則（２％）と運動施設等（10％）の合算値とする。

【参考】都市公園法運用指針（第６版、令和６年７月、国土交通省都市局）

地方公共団体が条例で建蔽率の基準を定めるに当たっては、原則として建築物によって建蔽されない公共オープンスペースという都市公園本来の機能を確保するために従来建蔽率の基準を 100 分の 2 としてきたことや、公共オープンスペースという都市公園本来の機能と比較して必要と認められる施設に限り、一定の建蔽率の特例が設けられてきたことに留意することが望ましい。

② 運動施設率

施行令第8条第1項関係の規定により、都市公園の運動施設の敷地面積の総計の当該都市公園の敷地面積に対する割合（以下「運動施設率」という。）について、50%を超えてはならないように定められている。建蔽率と同様に、地方自治体がこの基準を十分参酌した上で、自ら条例で定めることも可能となる。



公園施設の運動施設率基準及びその特例の概要は次のとおりである。

原則	運動施設率：原則 50% 公園施設として設けられる運動施設 （野球場、陸上競技場、サッカー場、ラグビー場、テニスコート、・・・（観覧席、更衣所、控室等を含む））
基準緩和	自治体（条例）による個別の上乗せ

エ 緑の保全・育成に係る法令規制

対象敷地は、将来的に都市公園として供する計画のため、平成6年に策定された国の緑の政策大綱及び「都市計画公園・緑地の都市計画事業認可申請の手引き」（東京都都市整備局都市づくり政策部緑地景観課）に基づき、運動公園の設置に当たっての緑地面積の割合は、公園面積の30%以上としなければならない。

オ 東京都建築安全条例における規制

東京都建築安全条例第42条の「前面空地」に関する規定により、興行場等施設の主要な出入口の前面には、下記の基準に応じて一定面積以上の空地を設けなければならない。

空地面積：客席の定員の数 $\times 0.1 \text{ m}^2$

対象敷地で整備する施設の客席数を15,000席とした場合、前面空地の面積は1,500 m^2 以上とする必要がある。

カ 駐車場・駐輪場整備に係る法令規制

① 東京都駐車場条例

東京都駐車場条例により、対象敷地は、区部の駐車場整備地区以外の都市計画区域である「周辺地区」に位置付けられている。かつ、整備予定の施設は条例で規定する特定用途の施設に該当するため、特定用途の部分の床面積の300 m^2 ごとに駐車場を設ける必要がある。

施設の延べ床面積を約30,000 m^2 と仮定した場合の必要な駐車台数は100台となる。

② 葛飾区自転車の安全利用及び駐車秩序に関する条例

条例第19条の「施設を新築する場合の自転車駐車場の規模」に関する規定により、店舗面積が500 m^2 を超えるスポーツ施設を新設する場合は、下記の基準に基づき、店舗面積に応じて自転車駐車場を設置しなければならない。

店舗面積が5,000 m^2 を超える場合の駐輪台数の算定：

$5,000 \text{ m}^2 / 25 \text{ m}^2 + (\text{店舗面積} - 5,000 \text{ m}^2) / 50 \text{ m}^2$

(※ スポーツ施設の店舗面積に該当する用途は、競技場、運動場、練習場、マッサージ室、更衣室、シャワー室、観覧席その他これらに類するものと定められている。)

施設の延べ床面積を30,000 m^2 とし、店舗面積をその70%と仮定した場合の必要な駐輪台数は、

$5,000 \text{ m}^2 / 25 \text{ m}^2 + (21,000 \text{ m}^2 - 5,000 \text{ m}^2) / 50 \text{ m}^2 = 520 \text{ 台}$ となる。

(2) 関係法令等による制約を踏まえた敷地活用イメージ

・公園施設の施設区分と土地利用割合のイメージ

公園施設区分	公園施設	建築面積	施設面積	建蔽率	運動施設率
園路広場	広場等	—	29,000 m ²		
修景施設	植栽等	—			
休養施設	ベンチ等	—	100 m ²		
遊戯施設	遊具等	—	300 m ²		
運動施設	スタジアム	18,000 m ²	28,000 m ²	●	●
	テニスコート他	—	3,000 m ²		●
教養施設	想定なし	—	—		
便益施設	飲食店等	1,000 m ²	1,000 m ²	●	
	駐車場等	—	3,000 m ²		
	便所等	200 m ²	200 m ²	●	
管理施設	管理事務所	300 m ²	300 m ²	●	
その他施設	備蓄倉庫等	200 m ²	200 m ²	● 例外あり	
	歩道状空地等	—	2,900 m ²		
		19,700 m ²	68,000 m ²	29.0%	45.6%



※ 左図は公園施設区分ごとの土地利用割合のイメージであり、スタジアム等の位置を示すものではない。

(3) 施設配置計画におけるその他留意事項

ア 計画敷地の設定

計画敷地の北側の道路に面した幅 2 m の部分は、歩道状空地として整備されている。この歩道状空地が道路区域となる場合、日影規制や建蔽率、運動施設率に影響があるため、配置計画と合わせた協議が必要となる。

また、計画敷地の南側部分には、鉄道路線に面して幅員 6 m の歩行者、自転車利用者用の通路（緑地含む）が整備されている。こちらも計画敷地から除く場合には、建蔽率、運動施設率、沿道緑化等に影響があるため、配置計画と合わせた協議が必要となる。

イ スタジアムの方位

「Jリーグスタジアム基準」では、新設のメインスタンドは原則として西側に配置することとされ、JFA の「スタジアム標準」ではフィールドは南北方向としメインスタンドは西側に設定することが望まれるとされている。

いずれも上記によらない事例も多く、今回の計画敷地の面積や方位及び形状、また日影などの計画条件を踏まえた協議が必要である。

ウ 近隣対策

計画敷地周辺には、マンション等の住宅が多く立地している。スタジアムの整備に当たって、日影等の法令への対応のほか、騒音対策や光害対策、またプライバシーへの配慮などが求められる。

エ 施設へのアクセス

計画敷地は J R 新小岩駅からアクセスしやすい立地で、試合などの際には徒歩による来客が中心となると考えられる。一方、周辺地域は南北方向の公共交通機関が少なく、バス利用のほか、送迎を含む自家用車利用や大量の自転車利用が想定されるため、隔地も活用した十分な駐輪場の確保のほか、交通誘導や臨時駐車場などのソフト面も含めた対応が求められる。

公民連携事業手法について

事業手法		概要	公民役割分担				
			資金調達	設計	施工	維持管理・運営	所有権
P P P	D B (Design Build)	公共が資金調達し、施設の設計、施工を民間が一体的に実施する手法	公共	民間		—	公共
	D B O (Design Build Operate)	公共が資金調達し、施設の設計、施工、運営、維持管理を民間が一体的に実施する手法	公共	民間			公共
	P F I	公設＋指定管理/管理許可/ コンセッション 【指定管理】 公共施設の維持管理・運営等を管理者に指定した民間に実施させる手法 【管理許可】 公園管理者以外の者に対し、都市公園内における公園施設の設置、管理を許可する手法 【コンセッション】 施設の所有権を公共が有したまま、施設の運営権を民間に設定する手法	公共	公共	公共	民間	公共
B T O (Build Transfer Operate)	民間が資金調達し、施設の設計、施工、運営、維持管理を一体的に実施する手法	民間			公共		
B O T (Build Operate Transfer)	(同上) 事業期間終了後に所有権が公共に移転	民間			公共／民間		
B T＋コンセッション (Build Transfer)	民間が施設を整備し、所有権を公共に移転 公共は PFI 法で定められる運営権を民間（SPC）に設定、SPC は当該権利を基に施設を運営	公共／民間	民間		公共		
負担付寄附	民間資金等による施設整備後に公共に所有権を移転し、公共は一定条件の下、寄附を行った民間を指定管理者として指定	民間			民間	公共	
民設民営		民間が自ら資金調達し、施設を整備・運営	民間				

現地視察調査報告書

目次

第 1 報告内容	1
1 現地視察_ヨドコウ桜スタジアム	1
(1) 施設概要	1
(2) 施設沿革	2
(3) 整備・運営手法	2
(4) スタジアムの様子	3
(5) 周辺施設の様子	11
(6) 周辺環境の様子	12
(7) 総評	14
2 現地視察_ノエビアスタジアム神戸	16
(1) 施設概要	16
(2) 施設沿革	17
(3) 整備・運営手法	17
(4) スタジアムの様子	18
(5) 付帯施設の様子	26
(6) 周辺環境の様子	28
(7) 総評	30
3 現地視察_サンガスタジアム by KYOCERA	32
(1) 施設概要	32
(2) 施設沿革	33
(3) 整備・運営手法	33
(4) スタジアムの様子	35
(5) 付帯施設の様子	40
(6) 周辺環境の様子	44
(7) 総評	45
4 現地視察_ミクニワールドスタジアム北九州	47
(1) 施設概要	47
(2) 施設沿革	48
(3) 整備・運営手法	49
(4) スタジアムの様子	50
(5) 周辺環境の様子	57
(6) 総評	58
5 現地視察_長崎スタジアムシティ	59
(1) 施設概要	59
(2) 施設沿革	60
(3) 整備・運営手法	61
(4) スタジアムの様子	62
(5) 付帯施設の様子	66
(6) 周辺環境の様子	73
(7) 総評	75

第 1 報告内容

1 現地視察_ヨドコウ桜スタジアム

(1) 施設概要

ヨドコウ桜スタジアムは、大阪市が所有し、Jリーグセレッソ大阪の運営主体・セレッソ大阪スポーツクラブが管理運営する球技専用スタジアムである。最寄り駅から徒歩約 5 分と近く、住宅近接のスタジアムとなっている。

表 1 ヨドコウ桜スタジアムの施設概要

項目	内容
名称	ヨドコウ桜スタジアム
正式名称	長居球技場
所在地	大阪府大阪市住吉区長居公園 1-1
アクセス	JR「鶴ヶ丘駅」から徒歩約 5 分 大阪メトロ「長居駅」から徒歩約 7 分
開業年月	1987 年 4 月（改修：2021 年 4 月）
敷地面積	約 657,000m ² （長居公園全体）
建築面積	14,874 m ² （増築分：7,964 m ² ）
用途地域	第一種住居地域
用途規制	容積率：200% 建蔽率：80%
都市公園指定	あり（長居公園）
利用用途	プロスポーツ観戦
収容規模	24,665 人
ホームチーム	・セレッソ大阪（Jリーグ） ・レッドハリケーンズ大阪（リーグワン）
土地所有	大阪市
建物所有	大阪市
管理運営	（一社）セレッソ大阪スポーツクラブ
事業手法	負担付寄附＋指定管理（利用料金制）
運営期間	30 年間（2021～2051 年）
事業費	非公開（改修費：約 66 億円）
管理運営費	約 608 百万円（2023 年度）
貸館収入他	約 653 百万円（2023 年度）

（出典：ヨドコウ桜スタジアム HP、大阪市 HP、市との意見交換を参考に PwC 作成）



図 1 ヨドコウ桜スタジアム

(2) 施設沿革

ヨドコウ桜スタジアムは、1987 年に開業した長居球技場を母体に 3 度の改修工事を通して完成したスタジアムである。

2009 年のセレッソ大阪によるホームスタジアム利用に係る改修提案や、2015 年 9 月の複合型スタジアム改修計画に係る構想発表など、クラブが主体となりビジョンを描きながら改修を行い現在に至る。

表 2 ヨドコウ桜スタジアムに係る主な経緯

時期	主な事項
1987 年 4 月	・ 長居球技場開業（現ヨドコウ桜スタジアム）
2009 年 11 月	・ セレッソ大阪の運営主体である大阪サッカークラブ（株）が、2010 年 8 月以降の公式戦より長居球技場をホームスタジアムとして使用することを大阪市に提案
2010 年 4 月	・ 長居球技場第 1 期改修工事着工
2010 年 8 月	・ 長居球技場第 1 期改修工事竣工
2011 年～ 2014 年	・ 長居球技場第 2 期改修工事実施（シーズンオフに実施）
2015 年 9 月	・ 大阪サッカークラブ（株）及び（一社）セレッソ大阪スポーツクラブが長居球技場の育成型複合スタジアム化改修計画「セレッソの森スタジアム構想」を発表
2016 年 6 月	・ 「桜スタジアム建設募金団体」を設立 ・ 「セレッソの森スタジアム構想」を「桜スタジアムプロジェクト」として改めて活動を開始
2017 年 3 月	・ 長居球技場の改修費用及び寄附金の募金を開始
2018 年 3 月	・ 長居球技場の改修費用及び寄附金の第 2 期募金を開始
2019 年 4 月	・ 長居球技場第 3 期改修工事着工
2021 年 4 月	・ （一社）セレッソ大阪スポーツクラブが指定管理者に選定 ・ 指定管理期間は 30 年間で、指定管理料は 0 円と設定
2021 年 4 月	・ ヨドコウ桜スタジアム竣工

（出典：セレッソ大阪 HP、長居公園 HP、各種報道資料）

(3) 整備・運営手法

ヨドコウ桜スタジアムは、施設整備費の寄付を募る桜スタジアム建設募金団体が主体となりスタジアム北側・西側のメインスタンド部分を増改築した後、大阪市に寄付した背景から、大阪市が所有し、セレッソ大阪の運営主体であるセレッソ大阪スポーツクラブが指定管理者として管理・運営を実施している。

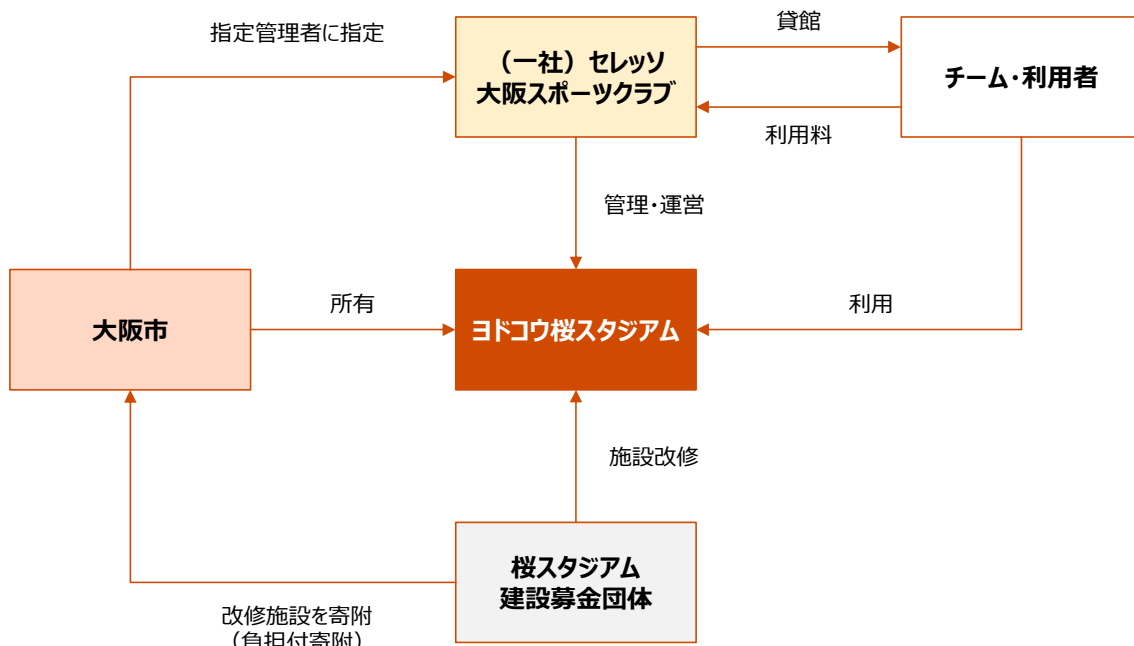


図 2 ヨドコウ桜スタジアムにおける事業スキーム（改修時）
（出典：セレッソ大阪 HP）

【スタジアムに係る費用負担】

・メインスタンドに係る修繕費負担

改修部分であるメインスタンドに係る修繕費負担はセレッソ大阪スポーツクラブが全額負担する形となっている。

・バックスタンドに係る修繕費負担

大阪市が以前設置したバックスタンドに係る修繕費負担は、100 万円/件までの費用は指定管理者が負担するといった取り決めに基づいて行っている。

(4) スタジアムの様子

【エントランス】

ヨドコウ桜スタジアムには入場ゲートが 3 か所あり、メインスタンド側には 2 か所、バックスタンド側には 1 か所存在する。バックスタンド側に向かう際には、長居公園内を抜ける形となっている。

【ピッチ】

- ・ピッチとスタンドの距離

ヨドコウ桜スタジアムは球技専用スタジアムであるため、ピッチとスタンドの距離が近く、その最短距離は 5.8m である。2021 年の改修完了当時は日本で最も距離が近いスタジアムであった。

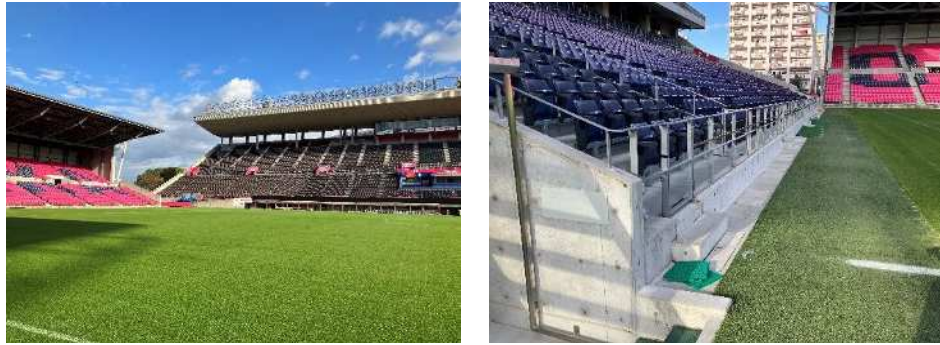


図 6 ピッチの様子（ホームチーム側）

- ・芝の管理

ヨドコウ桜スタジアムは、従前人工芝のピッチであったが、2010 年にセレッソ大阪のホームスタジアムとなるにあたってセレッソ大阪を主体として天然芝への張替え工事が実施されており、現在は天然芝のピッチとなっている。また、2024 年に長居公園内に隣接するヤンマーフィールド長居にナーサリーが整備された。

- ・屋根

スタジアムには 4 か所のスタンドがあるが、アウェースタンド席は屋根がない。この点について、2021 年の改修時の寄付でアウェー側の寄付が少なかったことと、日照の関係で芝の生育に影響が出ることを背景に設置が見送られている。



図 7 ピッチの様子（アウェーチーム側）

【多目的利用】

アウェースタンドとピッチの間には人工芝エリアが存在している。指定管理者はこのエリアを活用してモルック大会などのイベントやスポーツ教室、カルチャー教室といった自主事業を展開しており年間約 70 日の稼働となっている。なお、稼働日数について行政との取り決めはない。



図 8 アウェースタンド前の人工芝エリア

【座席】

スタジアムの座席は、ホームチームであるセレッソ大阪のチームカラーであるピンクと紺色を基調としており、ホームスタンド側では両色を用いて「OSAKA」の文字が浮かび上がっている。また、メインスタンドは席によって色が異なるが、対岸から見た際には桜の花びらが浮かび上がる形となっている。

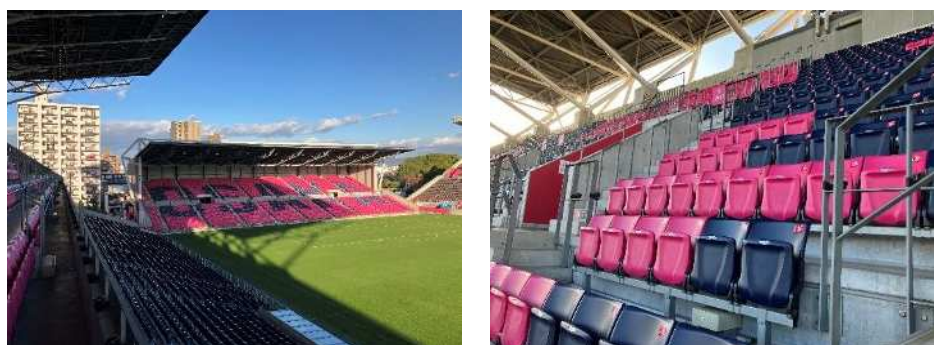


図 9 チームカラーで彩られた座席（左：ホームスタンド、右：メインスタンド）

【プラチナラウンジ】

メインスタンド3階には、プラチナラウンジと呼ばれる最大200名収容可能なVIPラウンジがあり、試合開催時はビュッフェやアルコールを楽しみながら試合を観戦することができる。非試合日には、長居エリアに大規模な集会所がないことから、地域の防犯協会の集いや新年会でも利用されている。



図 10 プラチナラウンジの様子



図 11 ラウンジにおける飲食提供場所

【CLUB CEREZO (SAKURA ROOM)】

・VIP ラウンジの概要

プラチナラウンジと同じフロアには企業向けのVIPルームであるSAKURA ROOMが合計14室備えられている。VIPルームとしては14室あるものの、契約されているのは12室となっており、残りの2室は選手の家族利用が主である。



図 12 SAKURA ROOM の様子

・VIP のエントランス

VIPは一般の入場口とは異なり、スタジアム南西のVIP専用エントランスからエレベーターを利用してそのままSAKURA ROOMに向かうことができる。

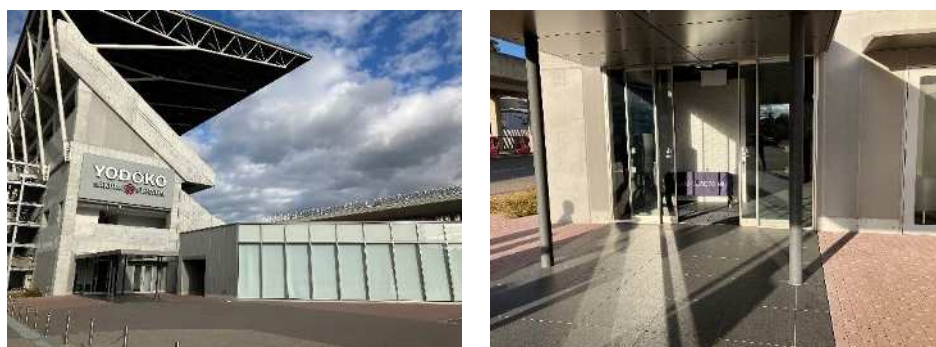


図 13 CLUB CEREZO のエントランス

【エキサイティングラウンジ】

ヨドコウ桜スタジアムでは、ホームゲーム開催時に、メインスタンド1階にてエキサイティングラウンジと呼ばれるラウンジを有料で一般開放しており、ラウンジの利用券を購入したサポーターはフィンガーフードで飲食を楽しむことができる。



図 14 エキサイティングラウンジの様子

【その他諸室】

ヨドコウ桜スタジアムは比較的諸室が少なくコンパクトな作りとなっている。



図 15 諸室の様子（左：会議室、右：記者会見室）

【ロッカールーム】

ホームのロッカールームはセレッソ大阪のチームカラーが随所に散りばめられている。また、アウェー側は簡素な作りとなっているが、ホームと同様に国際大会の開催に向けて国際基準である 30 個のロッカーが設けられている。

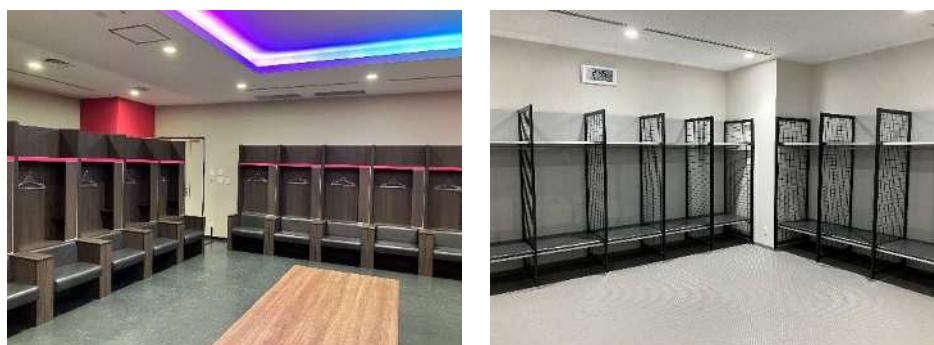


図 16 ロッカールーム（左：ホーム、右：アウェー）

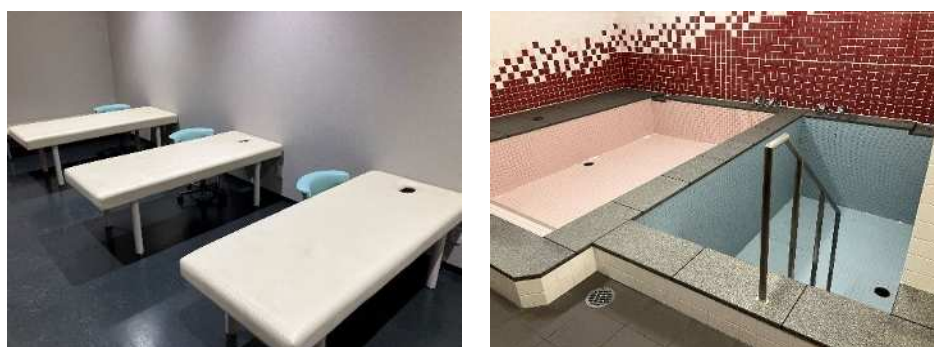


図 17 マッサージルーム・浴室の様子（ホーム）

ロッカールームの天井ライトは、カラーリングを操作できる。セレッソ大阪の試合時にはピンクにすることや、他のプロスポーツ等で利用される際には希望の色にすること、また気持ちを落ち着けたい時には寒色など、利用者に応じて柔軟に設定される。



図 18 ロッカールームの天井ライト

【ウォーミングアップ室】

ウォーミングアップ室ではボール利用が可能となっている。また非試合日には、ダンス教室など自主事業でも利用されることがある。



図 19 ウォーミングアップ室の様子

【選手入場口・ベンチ】

・選手入場口

選手入場口横のコンクリート壁は、ホームチームであるセレッソ大阪のチームカラーであるピンクに彩られており、当該コンクリートはペイントではなく色材をコンクリート自体に練って作られたため、劣化に際しても色を保つことができる。



図 20 選手入場口横のコンクリート壁

・ベンチ（ベンチ裏）

ベンチ裏には扉があり裏の諸室と繋がっているため、試合時にマネージャーの荷物を置くことや備品の受け渡しが可能となっている。



図 21 ベンチ及びベンチ裏の様子

【防災機能】

ヨドコウ桜スタジアムは、災害時の収容避難場所に位置付けられているが、具体的な運用方法について、令和6年度中に改めて整理する予定である。

(5) 周辺施設の様子

【周辺施設の概要】

ヨドコウ桜スタジアムは、大阪市の都市公園である長居公園に所在している。長居公園では、2020年に指定管理者に選定された（株）ヤンマーのグループ会社である「わくわくパーククリエイト」によって「食・スポーツ・アート・学び」をテーマにリニューアル工事が行われ、2022年7月に新施設が開業している。

表 3 わくわくパーククリエイトによる新施設整備

機能	施設名
飲食（レストラン）	・ YANMAR MARCHE NAGAI
飲食（レストラン）	・ OSSO MARKET&KITCHEN
飲食（カフェ）	・ 桜珈琲
スポーツ（フットサル）	・ CEREZO FUTASAL PARK NAGAI
スポーツ（スケートボード）	・ TigerRack Skateboard Park Nagai
アクティビティ	・ ボウケンノモリ NAGAI
ミュージアム	・ チームラボ ボタニカルガーデン 大阪

（出典：ヤンマーHP、長居公園 HP）



図 22 わくわくパーククリエイトによる長居公園整備の様子

(6) 周辺環境の様子

【立地条件】

ヨドコウ桜スタジアムは、スタジアム北側と西側を住宅街に囲まれた住宅近接の立地条件である。また、スタジアム北側には病院や児童養護施設があるほか、周辺には中学校や高校などの施設が立ち並んでいる。



図 23 ヨドコウ桜スタジアムの立地条件

(出典：Google map)

【駅装飾】

スタジアムの最寄り駅である JR 阪和線「鶴ヶ丘」駅（スタジアムまで徒歩 5 分）構内は、セレッソ大阪のディスプレイ装飾が施されている。また、改札口にはメインスタンドとバックスタンドへの行き方が矢印で示されている。これらの装飾はセレッソ大阪がスポンサーである JR 西日本に寄付し、同社が無償で掲出している。

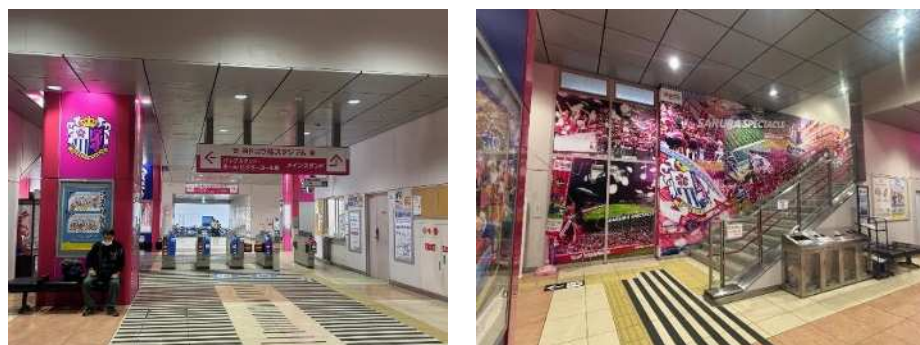


図 24 鶴ヶ丘駅構内の装飾

【交通対策】

ヨドコウ桜スタジアムにおける来場者の交通手段は以下の通りである。交通に係る特段の意見は寄せられていないが、試合時には周辺道路へのコーンや警備員の配置、臨時駐車場の設置など対策が取られている。

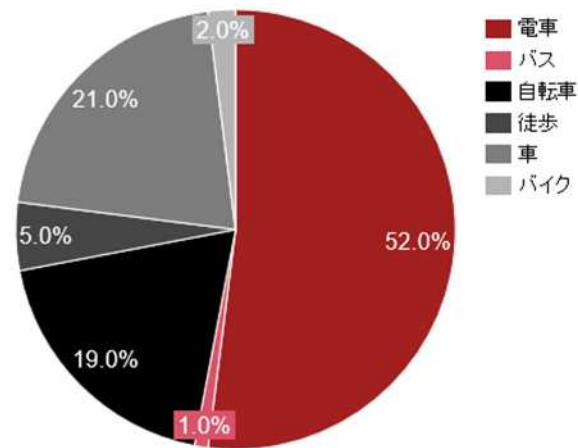


図 25 ヨドコウ桜スタジアムにおける来場手段の割合

(出典：セレッソ大阪スポーツクラブとの意見交換を参考に PwC 作成)

【騒音対策】

指定管理者へのインタビューによれば、騒音の要因となっているのは①DJ、②太鼓、③声援とされている。

・①DJ による騒音の対策

DJ に対しては大阪市がバックスタンドにスピーカーを増設することで、1 つ 1 つのスピーカーから出る音量を小さくしており、今後メインスタンドのスピーカー増設も進められる予定である。

・②太鼓、③声援による騒音の対策

スタンド応援に際して発生する太鼓と声援については止めることができないため、クレームがあった場合にその都度謝罪するのみとなることもある。

【クレーム】

ヨドコウ桜スタジアムでの試合時には、大阪市に対して騒音の連絡が寄せられることもあるが、1 試合あたり 1, 2 件と少ない件数とである。しかし 2024 年シーズンには、台風の影響で 10 月に延期され、急遽平日ナイターゲームとなりチケットも完売したガンバ大阪戦（大阪ダービー）において、苦情が 10 件ほど寄せられた。

【地元とのコミュニケーション】

・地域プラットフォームの活用

ヨドコウ桜スタジアムが所在する長居公園の指定管理者であるわくわくパーククリエイトが地域のプラットフォームを形成しており、年間 4 回協議を開催している。区役所やヨドコウ桜スタジアムの指定管理者であるセレッソ大阪スポーツクラブも当該プラットフォームに所属しており、地元との信頼関係構築に寄与している。

・近隣分譲マンションの管理組合との連携

スタジアムの北側には、スタジアム開業前から建つ分譲マンションがあり、セレッソ大阪スポーツクラブも管理組合と連携しながら、イベントスケジュールを共有し、希望者にはチケットの案内をするなど、理解の向上に向けた取り組みを行っている。

ただし、マンションにはクラブのサポーターも複数おり、年間パス購入者や応援旗をベランダに掲出する人も見受けられる。



図 26 長居駅前の様子・スタジアム北側から覗く分譲マンション

(7) 総評

【スタジアム整備】

クラブによる段階的な改修

ヨドコウ桜スタジアムは、大阪市所有の長居球技場を 2010 年からセレッソ大阪のホームスタジアムとするためにチームの運営主体が改修寄附を行うほか、2021 年に育成型改修計画として現スタジアムの状態へと改修寄附を行っており、クラブ主導での段階的な改修が行われている。

葛飾区の公園用地活用の際しても行政負担のない形でスタジアム整備の可能性も模索しつつ、事業主体の検討を進める必要があると考えられる。

指定管理者と市の修繕に係る費用負担

ヨドコウ桜スタジアムは、負担付寄附に係るセレッソ大阪スポーツクラブと大阪市の覚書の中で双方の修繕費負担の取り決めを行っている。2021 年のセレッソ大阪スポーツクラブが改修寄附を行ったメインスタンド側の修繕費用はセレッソ大阪スポーツクラブが全て負担し、対象範囲外であるバックスタンド側で修繕が必要となった際の費用は、規模による費用負担を定めリスク分担を行っている。

なお、指定管理者の業務代行料をゼロとする代わりに、施設の広告収入は指定管理者に、試合の広告収入はクラブに入る仕組みとなっている。

【多目的利用】

VIP ラウンジの一般開放による収入の複線化

ヨドコウ桜スタジアムの VIP ラウンジは、非試合日にも地域団体の新年会や集いなどに利用されており、近隣の大規模人数を収容できる会場がない地域事情にも対応しながら収入の複線化を実現している。

また、1F のラウンジについては試合日において有償で一般来場者も利用することができ、試合日の収入源増に資する取り組みも行っている。

人工芝エリア・諸室の活用による稼働率向上（年間約 70 日の稼働を実現）

ヨドコウ桜スタジアムのアウェースタンド前には人工芝エリアがあるため、天然芝に触れない形で屋外での自主事業展開が可能となっている。また、諸室についても桜カレッジという地域の教室やダンス教室の会場とするなど、用途転換による自主事業開催が特徴的である。

桜カレッジは、プログラミングやそろばん、英会話など複数の講座を同じ場所で受講できることが人気で、登録者も徐々に増えており、現在 80 名ほどとなっている。当事業は収益目的ではなく、地域貢献の一つとして実施されている。

【交通対策】

来場手段に偏りのない幅広い一般的な対策

ヨドコウ桜スタジアムの来場手段割合は、来場者の約 1/4 が車とバイクを利用しており、その他約 3/4 は公共交通機関や徒歩、自転車等を利用している。現状交通に係る特段の問題は起きていないが、車道へのコーンや警備員の設置、臨時駐車場の設置など、一般的な交通対策を実施している。

【騒音対策】

公園全体に係る地域コミュニティへの参加・連携

セレッソ大阪スポーツクラブは、長居公園の指定管理者であるわくわくパーククリエイトが形成する地域コミュニティに所属し、地元全体との信頼関係を構築しており、その中で近隣住民や他事業者、区役所との連携を実現している。

葛飾区の公園用地活用にあたっては、スタジアムでの活動に対する理解やスタジアムの持つ地域における役割を明確にするため、包括的なエリアマネジメントのような手法も一案として検討し得ると考える。

影響の大きい相手先への個別対応実施

地域コミュニティの参加に加えて、騒音がより懸念される近隣の分譲マンションに対しては管理組合と接触し、スケジュールの共有や希望者へのチケットの案内など密にコミュニケーションをとっている。

騒音に関して影響の大きい相手先に対しては個別に継続的なコンタクトが求められ、地域貢献等を通じて信頼関係を築く必要があると考えられる。

2 現地視察_ノエビアスタジアム神戸

(1) 施設概要

ノエビアスタジアム神戸は、神戸市が所有し、Jリーグヴィッセル神戸の運営主体・楽天ヴィッセル神戸が管理運営する球技専用スタジアムである。最寄り駅から徒歩5分と近く、住宅近接のスタジアムとなっている。

表 4 ノエビアスタジアム神戸の施設概要

項目	内容
名称	ノエビアスタジアム神戸
正式名称	神戸市御崎公園球技場
所在地	兵庫県神戸市兵庫区御崎町 1-2-2
アクセス	神戸市営地下鉄「御崎公園駅」から徒歩約5分
開業年月	2001年11月（改修：2020年9月）
敷地面積	101,106.5m ²
建築面積	31,706.15m ² （運動施設の建蔽率特例+開放性に係る特例）
付帯設備	全天候型開閉式屋根
用途地域	第2種住居地域
用途規制	容積率：200% 建蔽率：60%
都市公園指定	あり（御崎公園）
利用用途	プロスポーツ観戦・ライブエンタメ
収容規模	30,132人
ホームチーム	・ヴィッセル神戸（Jリーグ） ・神戸製鋼コベルコスティーラーズ（リーグワン） ・INAC神戸レオネッサ（WEリーグ）
土地所有	神戸市
建物所有	神戸市
管理運営	楽天ヴィッセル神戸（株）
事業手法	公設民営（管理許可）
運営期間	10年間（2018～2028年）
事業費	約230億円（改修費：非公開）
管理運営費	556百万円/年（2020年見込）
貸館収入他	210百万円/年（2020年見込）

（出典：ヴィッセル神戸 HP、神戸市 HP、スポーツ庁 HP）



ノエビアスタジアム神戸

（出典：神戸コンベンションビューローMICE サイト HP）

(2) 施設沿革

ノエビアスタジアム神戸は、現スタジアム所在地に 1970 年に誕生した市立球技場が解体され、2002 年の日韓ワールドカップに向けて建設されたスタジアムである。

日韓ワールドカップ後に第 2 期工事が着工され開閉式屋根が付く等、2003 年春にグラウンドオープンを迎えたが、2018 年に管理許可者となった楽天ヴィッセル神戸によってハイブリッド芝や VIP 増設といった改修工事が行われ現在に至る。

表 5 ノエビアスタジアム神戸に係る主な経緯

時期	主な事項
1970 年（春）	・ 神戸市立中央競技場竣工（ノエビアスタジアム神戸の前身）
1998 年 12 月	・ 神戸市立中央競技場の閉業
1999 年 1 月～ 1999 年 6 月	・ 神戸市立中央競技場の解体工事
1999 年 10 月	・ （仮称）御崎公園スタジアム着工（現神戸市御崎公園球技場）
2001 年 10 月	・ （株）神戸製鋼所、（株）大林組、神鋼興産（株）の 3 社によるスタジアム運営会社「神戸ウイングスタジアム」設立
2001 年 11 月	・ 御崎公園球技場竣工（第 1 期工事）
2002 年 6 月	・ ワールドカップ日韓大会開催
2002 年 7 月	・ 御崎公園球技場第 2 期工事着工
2003 年（春）	・ 御崎公園球技場竣工、開閉式屋根施工設置（第 2 期工事）
2017 年 12 月	・ 神戸市と（株）楽天ヴィッセル神戸が 2018 年度から 10 年間の管理運営に関する基本協定を締結
2018 年 1 月	・ （株）楽天ヴィッセル神戸がスタジアムの改修工事を発表
2018 年 3 月	・ 御崎公園球技場改修工事竣工
2018 年 4 月	・ （株）楽天ヴィッセル神戸がスタジアムの管理許可を取得

（出典：神戸市提供資料、ノエビアスタジアム神戸 HP、各種報道資料）

(3) 整備・運営手法

【事業スキーム】

- ・ スタジアム及び駐車場の管理運営

ノエビアスタジアム神戸は神戸市が所有しており、ヴィッセル神戸の運営主体である楽天ヴィッセル神戸が都市公園法に基づく管理許可という手法で管理運営し、スタジアムの施設の維持管理（改修含む）及び駐車場の管理運営を実施している。

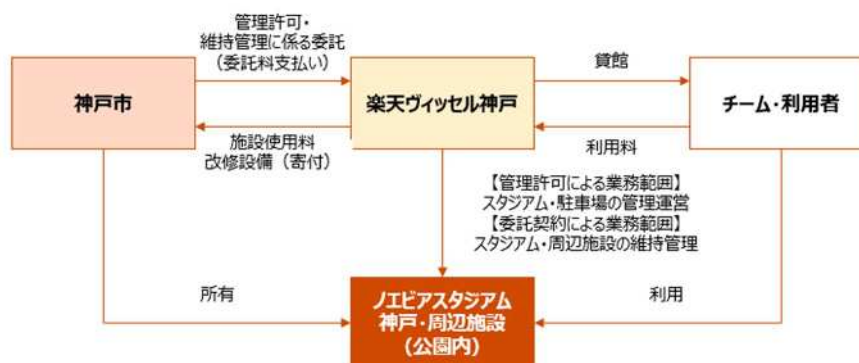


図 27 ノエビアスタジアム神戸における事業スキーム（改修時）

（出典：楽天ヴィッセル神戸 HP、スポーツ庁 HP）

- ・スタジアム及び周辺施設の建築設備等に係る設備保守点検・園地管理・施設修繕

楽天ヴィッセル神戸が管理許可によって行う業務範囲は、上述の通りスタジアム及び駐車場の管理運営であるが、同社がスタジアムの最大の利用者であり周辺施設を含めスタジアムに精通しているため、神戸市は楽天ヴィッセル神戸と建築設備等の保守点検業務・園地管理業務・施設修繕業務に係る委託契約を締結している。



ノエビアスタジアム神戸における維持管理に係る委託契約

(出典：神戸市 HP、楽天ヴィッセル神戸との意見交換を参考に PwC 作成)

【行政関与】

楽天ヴィッセル神戸はノエビアスタジアム神戸の管理許可を取得しているが、御崎公園の管理運営者ではないため、周辺エリアを活用した事業展開にあたって神戸市から行政支援を受けている。なお、改修にあたっては公園施設設置許可基準に基づきクラブと市が協議の上改修是非を判断し、トイレ等インフラ以外は楽天ヴィッセル神戸が費用負担を行う。

表 6 神戸市による楽天ヴィッセル神戸への行政支援

行政関与	概要
設置許可	・ 試合日に御崎公園広場エリアへ仮設グッズショップを設置
占用許可	・ 試合日にエリア内にて楽天モバイル基地局を設置
広告物条例緩和	・ 条例上の設置禁止地域である都市公園から当該公園を除外 ・ 楽天ヴィッセル神戸が広告許可を受けて屋外広告を掲示 ・ 楽天ヴィッセル神戸が神戸市に平米単価に基づく広告使用料を支払い、楽天ヴィッセル神戸が広告出稿先を自ら探して、当該企業等から広告料を獲得

(出典：神戸市、楽天ヴィッセル神戸との意見交換を参考に PwC 作成)

(4) スタジアムの様子

【エントランス】

試合日当日のスタジアムでは、エントランスからホームチームであるヴィッセル神戸の旗やモニュメントが掲示されており、機運の醸成が図られている。スタジアム前の広場では親会社である楽天やスポンサーによるブースも設置されていた。



図 28 エントランスの様子（左：試合日、右：非試合日）



図 29 スタジアム前広場でのイベントブース

【ゲート】

スタジアムに入場するためのゲートはメインスタンド側の南北に 2 箇所とバックスタンド（ビッグスタンドと呼ばれる）に 1 箇所の合計 3 箇所あり、バックスタンドのゲートは楽天モバイル契約者専用の優先ゲートとなっている。



図 30 ゲートのマップ・優先ゲート

【コンコース】

・飲食店の出店

試合日のコンコースには飲食店が出店しており、観客は食事を購入することができる。管理運営者へのインタビューによれば、試合日におけるコンコース内の飲食店販売売上は年間約 5,000 万円とのことであった。

・非試合日に係るコンコースの利用

また、非試合日にはコンコースを活用し自主事業が行われることもあり、視察日にはスケボー教室が開催されていた。

- ・トイレの改装

スタジアム内のトイレは非常に綺麗であり、神戸市ふるさと納税による寄付を元手にトイレの美装化が実施されている。例年神戸市から楽天ヴィッセル神戸に対しては委託料が支払われているが、当該委託料に寄付分を増し楽天ヴィッセル神戸が改装を行っている。



図 31 試合日におけるコンコースの出店

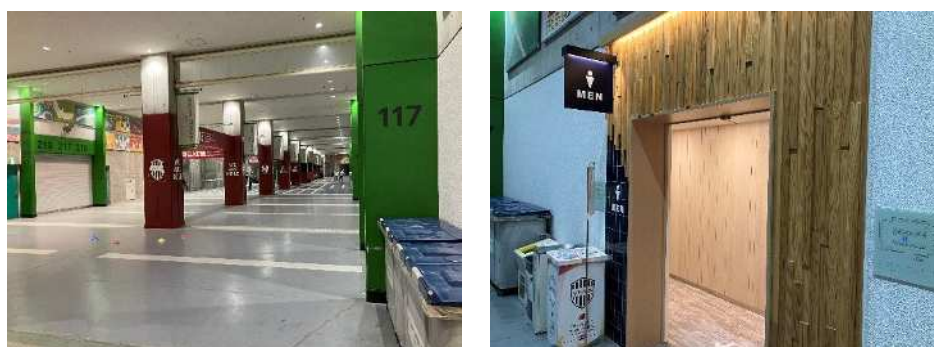


図 32 非試合日におけるコンコース・美装化されたトイレの様子

【ピッチ】

- ・ピッチとスタンドの距離

ノエビアスタジアム神戸は球技専用スタジアムであるため、ピッチとスタンドの距離が近く、最も近いバックスタンド側ではその距離は6mとなっている。



図 33 ピッチの様子

- ・芝の生育

スタジアムの芝は天然芝と人工芝が混ざったハイブリッド芝であり、容易に全面張替えができず、育成補助のために地温コントロールシステムも導入している。

暑さに弱いことや、芝刈り時に人工芝部分が目詰まりを起こすことで蒸れやすいといった特徴もあり、非試合日には大型送風機を複数稼働させていた。2024 年 7 月に 2 日間で約 7 万人を動員した音楽ライブを開催した際には、搬入車による影響も大きく約 3 週間の養生期間を要したとされている。

なお、公園内にはグローライト 17 基が置かれており、非試合日の稼働も確認した。

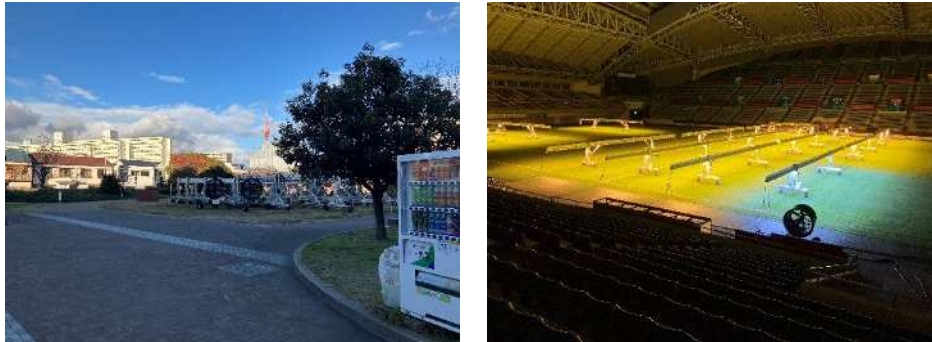


図 34 グローライトを使った芝の生育（左：グローライト保管場所、右：使用の様子）

【屋根】

屋根は開閉式で、時間は片道 20 分程度である。視察日は、試合後のセレモニー前に屋根が閉められ、光を用いた演出などが行われた。その際、特に音漏れ等気になる部分は無かった。なお、数年単位で修繕が必要となり、多額の費用がかかっている。



図 35 屋根の様子（左：試合中の全開状態、右：半開状態）

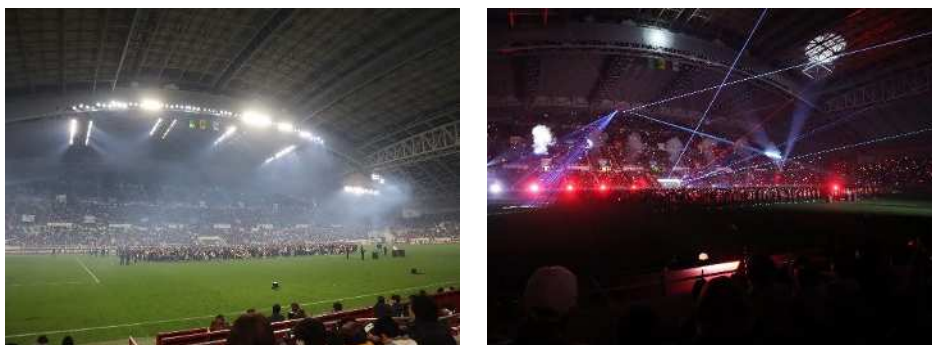


図 36 屋根の様子（左：閉鎖状態、右：閉鎖状態での演出）

【座席】

・通常座席

スタジアムの収容規模は 30,132 人（J リーグクラブライセンス上は 29,913 人）となっており、通常の座席はマリンブルーを基調とした色であるが、スタンドの階段には滑り止め防止としてヴィッセル神戸カラーの設置物が置かれている。

なお、席幅は 40cm で、現スタジアム基準の 45cm より狭く、常に隣の人と肩が触れ合う状態である。

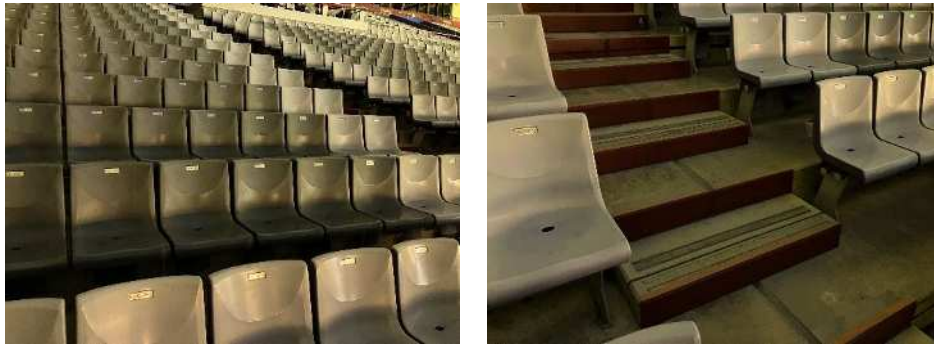


図 37 通常座席・ヴィッセル神戸カラーの滑り止め

・アウェー席・記者席

アウェー席の手前側は仮設席となっており、コンサート等を実施する際には撤去される。また、スタンド上段には記者席があり、設置されているモニターを見ながら試合を観戦することができる。



図 38 アウェー席・記者席

【VIP】

・VIP 席

メインスタンド中段には Premium Socio Club と呼ばれる VIP 席が設置されている。シートはヴィッセル神戸のカラーの革張りシートであり、フリーの食事やドリンクも楽しむことができる。

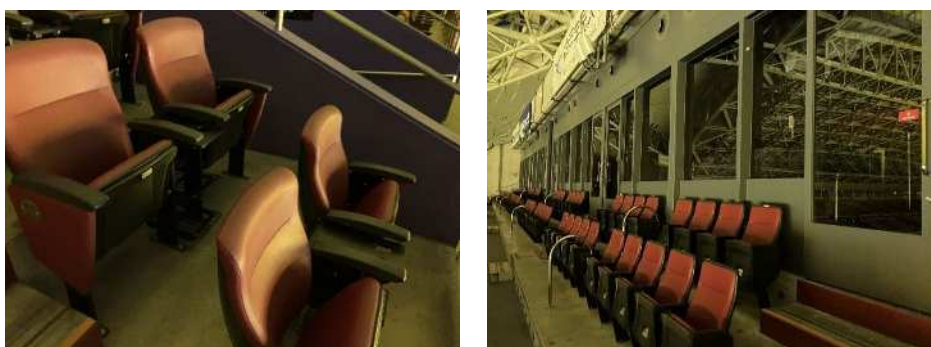


図 39 VIP 席

・VIP ラウンジ

先述の通り、VIP 利用者はラウンジにて食事やドリンクを楽しむことができるが、スタジアム内は調理不可となっているため、ケータリングの提供となっている。

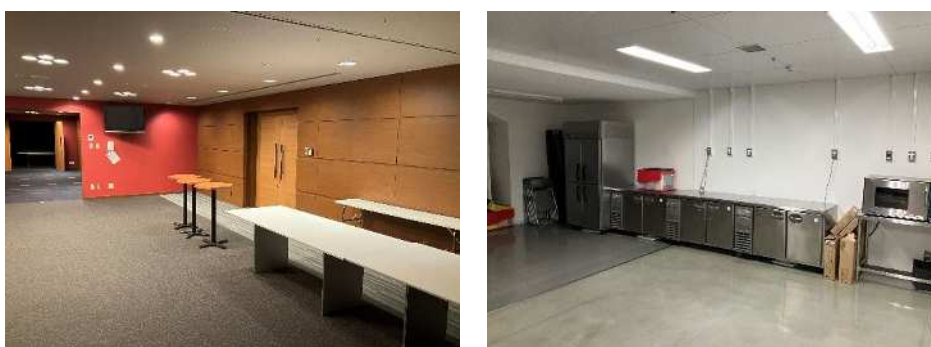


図 40 VIP ラウンジ・食事準備室

・VIP ルーム

2018 年に楽天ヴィッセル神戸が管理許可者になって以降、VIP ルームは現在 16 室設置されている。各室には VIP ルーム内に 4 席とルーム前のスタンドに 9 席の合計 13 席が用意されている。なお、VIP は改修により既存座席部分に設置しているため、利用者は通常の座席横を通らなければ VIP 席に到達しないなど動線上の課題がある。

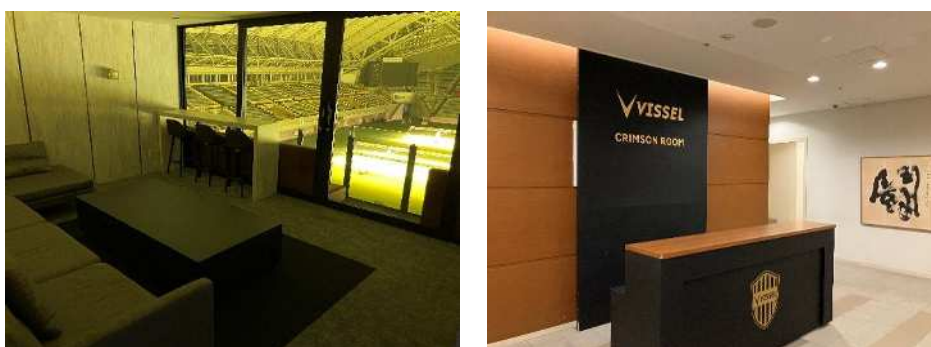


図 41 VIP ルーム・VIP ルーム専用エントランス

また、スタジアム内 1F にはさらに高級な VIP ルームが設置されている。本室の利用者は、選手入場口及び選手ベンチ横の特別席で試合を観戦することができ、より高いホスピタリティが提供されている。

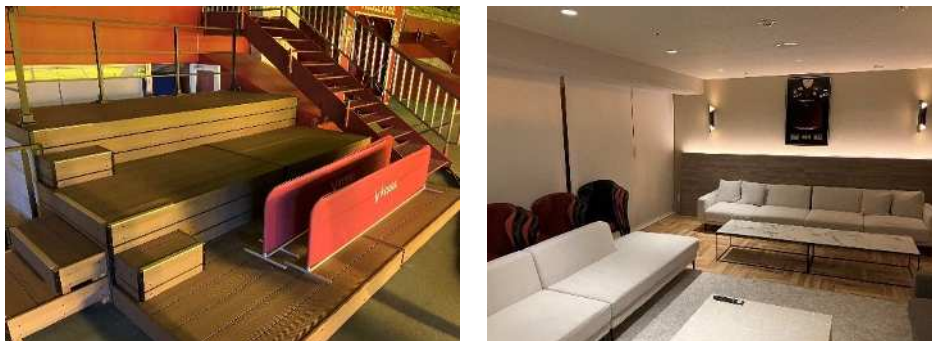


図 42 選手入場口横の特別席・最上級 VIP ルーム

【記者会見室】

スタジアム内には記者会見室も設置されているが、通常の記者会見がメインの利用用途であり、選手の入団会見等、より規模が大きくなる会見では必要に応じてホテル等で会見が行われている。



図 43 記者会見室

【その他諸室】

・スタジアム上階

スタジアム上階には WE リーグタイトルパートナーである Yogibo プロデュースのセンサリールームや大型映像操作室、皇族等が来場した際のエグゼクティブルーム（2 室）が設置されている。



図 44 センサリールーム・大型映像操作室・エグゼクティブルーム

- ・スタジアム下階

コンファレンスルームでは、非試合日には地域住民向けの学習教室が運営されており、視察日においても小学生が多く通っている様子を確認できた。

また、平日の日中に空いているラウンジを活用し、地元の大学によって地域住民向けの子育て広場や、放課後時間帯には寺子屋が無料で開催されている。

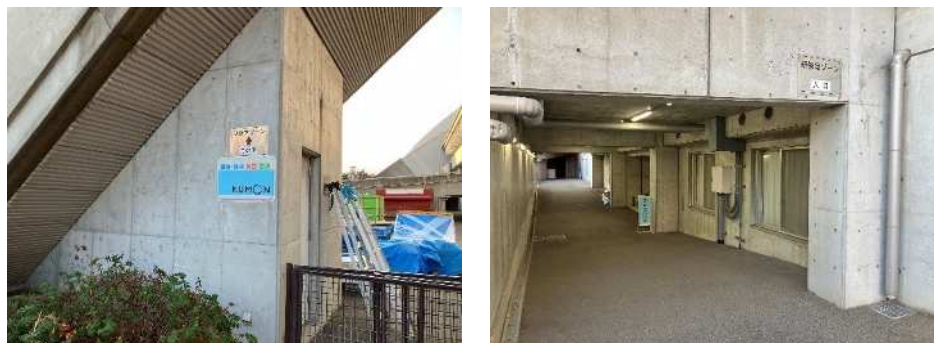


図 45 諸室の活用（教室利用）

【ロッカールーム】

ロッカールームは、ホームとアウェーで差が出ないような作りとなっており、ヴィッセル神戸の試合時にはマット等を敷くことでホームチームの機運を醸成している。

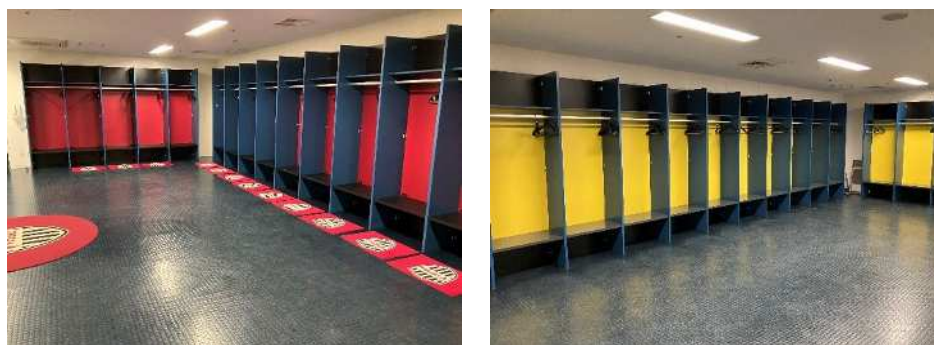


図 46 ロッカールーム（左：ホーム、右：アウェー）

【ウォーミングアップ室】

ウォーミングアップ室は開業当初の作りとなっており、ボール利用もできるほかマッサージも受けることができる。



図 47 ウォーミングアップ室

【選手入場口】

選手入場口やその通りはヴィッセル神戸の試合時には一面でホームチームを演出しているが、これらは壁紙で装飾されており、ラグビー等その他の利用の際にははがされるような仕組みとなっている。

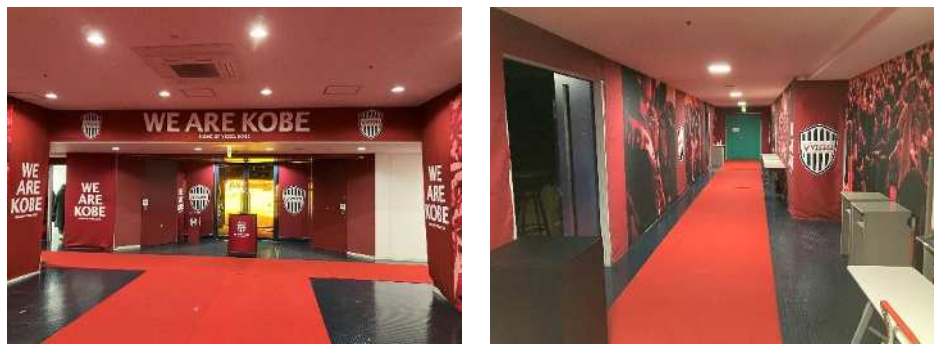


図 48 選手入場口

【防災倉庫】

スタジアムの北側には防災倉庫が設置され、通常時は災害時用備品の常備と共にその他スタジアムで使用される備品の置き場となっている。

(5) 付帯施設の様子

表 7 ノエビアスタジアム神戸における付帯施設

所在	機能	施設名
屋外	・ 広場	・ 芝生広場
	・ スポーツ	・ フットサルコート
	・ 農園	・ ノエスタ農園
屋内	・ フィットネス	・ ヴィッセル神戸スポーツクラブ
	・ 子育て支援	・ ときわんノエスタ(ヴィッセルラウンジ内)
	・ 寺子屋	・ てらこやノエスタ(ヴィッセルラウンジ内)

(出典：ノエビアスタジアム神戸 HP)

【芝生広場】

スタジアムに隣接する御崎公園の芝生広場では、試合日には「スタ飯ガーデン」といった催しが行われており、多くの来場者は購入したグルメを芝生上で楽しむなど盛況であった。



図 49 試合日における芝生広場での催し（スタ飯ガーデン）

【御崎公園その他エリア】

芝生広場の横にはフットサルコートもあり、試合日にも利用することができる。

また、試合日のスタジアム前広場では、キッチンカーや仮設グッズショップが立ち並んでいる。管理運営者である楽天ヴィッセル神戸はノエビアスタジアム神戸の管理許可者であり、御崎公園の管理者ではないため、グッズショップ等設置に際して神戸市からの設置許可を得る形になっている。



図 50, 51 フットサルコート・仮設グッズショップ（試合日のみ）

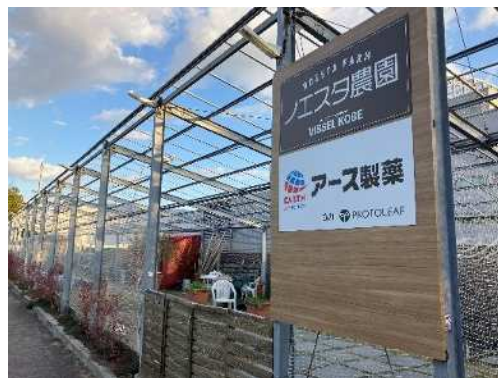


図 52 ノエスタ農園

【ヴィッセル神戸スポーツクラブ】

スタジアム内にはスポーツクラブが併設されており、非試合日には近隣住民による利用も確認できている。なお、ヴィッセル神戸スポーツクラブは、管理許可者である楽天ヴィッセル神戸が外注し、テナント料を徴収している形態となっている。（ときわんノエスタ等他施設も同様に転貸されている）



図 53 ヴィッセル神戸スポーツクラブ

(6) 周辺環境の様子

【立地条件】

ノエビアスタジアム神戸は、市営住宅や民間マンション等に近接して立地している。また、スタジアム北側には病院（神戸百年記念病院）があるほか、小学校・保育園・児童館などの施設が立ち並ぶ立地条件となっている。



図 54 ノエビアスタジアム神戸の立地条件

(出典：Google map)

【交通対策】

・公共交通機関の利用状況

管理許可者へのインタビューによれば、ノエビアスタジアム神戸における公共交通機関による来場者割合は、約7,80%が神戸市営地下鉄の利用となっており、近隣のJR兵庫駅や市営バスの利用がその他となっている。

・試合時の公共交通機関における交通対策

上述の通り、来場者の大半が神戸市営地下鉄を利用する中で、試合時には神戸市交通局と連携して地下鉄の増便が行われている。



図 55 御崎公園駅に掲示されている試合日の増便案内

- ・ 道路交通に係る交通対策

御崎公園駅からスタジアムへと続く道では、試合日には主に自転車ルートの確保と送迎用の駐停車対策を目的にコーンが置かれ、警備員による案内が行われる。



図 56 交通整理状況（左：試合日、右：非試合日）

また、試合日に来場者が住宅街や民地へ進入することを防ぐため、一部道路を封鎖するほか、案内板を掲示して対策を行っている。



図 57 進入制限の様子

【騒音対策】

近隣に住宅街や病院があるため、騒音対策として音の方向性の調整や防音シートの貼り付けを行っている。また、音楽イベントを実施するために吸音材も設置した。試合開催中に周辺で体感したところ、特段気になるような音漏れはなかったが、撤去や再設置にも多額の費用がかかることもあり、吸音材を常設するなど施設側は引き続き慎重に取り組んでいる。なお、音楽イベント時も 21 時には強制終了としている。

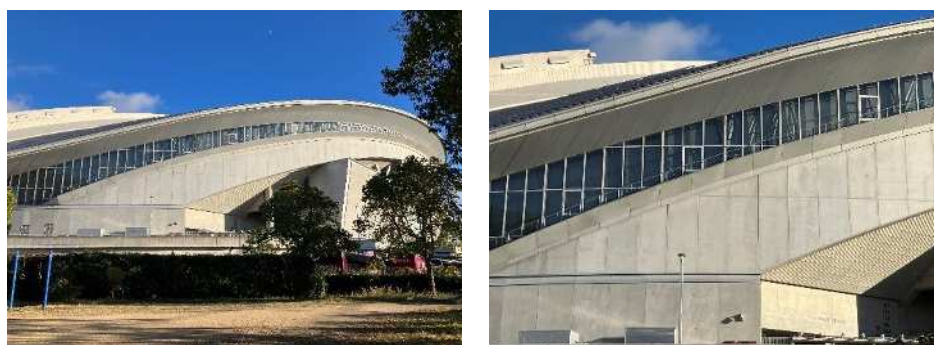


図 58 スタジアムのガラスに張り付けられた防音シート

【クレーム種別】

興行中の騒音に対するクレームは特段寄せられないものの、来場者が住宅地で騒ぐことや私有地へのゴミ投棄、停車マナー違反に係る課題は多く、特に成人式や音楽イベントなど、通常の試合以外のイベントの際には対策の強化が必要である。

【地元とのコミュニケーション】

・地域自治会への参加

管理許可者である楽天ヴィッセル神戸は、月に1度近隣の自治会に出席し、試合に限らずコンサートや成人式等イベントスケジュールを共有している。

(7) 総評

【規制への対応】

特例等の活用による建蔽率の設定

ノエビアスタジアム神戸は都市公園である御崎公園内に所在するため都市公園法に基づく公園施設の建蔽率規定を守る必要があるが、運動施設等を設置する場合の+10%の特例のほか、屋根付広場等高い開放性を有する建築物としてさらに+10%の特例を受けており、御崎公園は計22%の建蔽率上限となっている。

なお、現状占める建蔽率は既に上限値に近く、増築や用途変更など建築確認申請が必要となるクラブ要望等への対応は困難となっている。

【管理運営スキーム】

管理許可者による改修工事を通じた稼げるスタジアム化

ノエビアスタジアム神戸は、2018年に楽天ヴィッセル神戸が管理許可者になって以降、楽天ヴィッセル神戸の費用負担により既存の座席部分をVIPルーム(16室)にするなど積極的な改修工事が施されている。管理許可期間終了時は、原状回復又は市への寄附となる。

スタジアムの利益向上に当たっては、年間のスタジアム稼働率向上を目的とした多目的化が検討されるが、ノエビアスタジアム神戸のVIPルーム増設のように試合日にどれだけ稼ぐかという観点も重要であると考えられる。

管理許可+委託契約によるスタジアムと周辺施設の総合的かつ効率的な管理運営

楽天ヴィッセル神戸の管理許可による業務範囲は、スタジアム及び駐車場の管理運営といった日常管理や運営全般であるが、神戸市は管理許可とは別にスタジアム及び周辺施設の建築設備等の保守点検・園地管理・施設修繕といった維持管理業務も楽天ヴィッセル神戸に委託しており、同事業者による総合的かつ効率的な管理運営が図られている。

一方で、都市公園法上の許可権者(公園)ではスポーツ・文化振興の視点での検証は難しく、クラブ任せにならざるを得ない側面もある。

【多目的利用】

ハイブリッド芝を活用したコンサート開催

ノエビアスタジアム神戸では、2023年12月にEDMイベント、2024年7月に音楽ライブを実施している。ハイブリッド芝は全面張替えが困難であるため、音楽ライブ終了後には約3週間の養生期間を要したとされており、スタジアム整備検討段階において運営カレンダーの組み方も考慮して整備方針を決めていく必要がある。

コンコース・諸室等ピッチ外エリアの活用

非試合日における収益向上施策として、ノエビアスタジアム神戸ではコンコースにおけるスケートボード教室の実施や、空き会議室を利用した子供向け学習教室の実施など、ピッチ外エリアを活用した事業展開にも注力している。

【付帯施設の様子】

サッカー観戦以外でスタジアムを訪れる目的となる地域の交流拠点

ノエビアスタジアム神戸には、スポーツクラブや子育て支援センター、農園、学習教室など地域住民の健康増進や交流に資する機能を持つ付帯施設が整備されている。視察時には近隣住民がスポーツクラブと学習教室を利用する姿を確認でき、非試合日にはサッカー観戦以外での地域における交流の役割を果たしている。

【交通対策】

周辺ステークホルダーとの連携

ノエビアスタジアム神戸は、その主たる来場手段が公共交通機関であるため、試合日には神戸市交通局と連携して増便を行うほか、主に自転車ルートの確保と送迎用の駐停車対策を目的としたコーン設置や警備を行っている。

駅に近い立地である区の公園用地の場合でも、JR や私鉄、バス会社と連携した大規模集客への対策が求められると考える。

【騒音対策】

地域住民との密なコミュニケーション

ノエビアスタジアム神戸は、近傍に市営住宅や病院があるなど地域住民への配慮も必要な立地となっているため、音の方向性の調整や防音シート貼り付けに加えて、月に1度の地元自治会出席も行っている。

イベントによる音については、軽減はできてもそれを無くすことはできないため、事前の周知や日頃からコミュニケーションが重要である。特にノエビアスタジアム神戸の場合は、通常の試合日ではなく成人式や音楽イベントなど地域住民にとって馴染みのない際にクレームが寄せられる傾向にあることから、その点においてより丁寧な説明を行うといった配慮が求められると考える。

3 現地視察_サンガスタジアム by KYOCERA

(1) 施設概要

サンガスタジアム by KYOCERA は、京都府が所有し、(株)ビバおよび(株)京都パープルサンガの合同出資によって設立された合同会社ビバ&サンガが指定管理者として管理運営する公設民営の球技専用スタジアムである。最寄り駅から徒歩3分と近く、住宅近接のスタジアムとなっている。

表 8 サンガスタジアム by KYOCERA の施設概要

項目	内容
名称	サンガスタジアム by KYOCERA
正式名称	京都府立京都スタジアム
所在地	京都府亀岡市亀岡駅北1丁目8-2
アクセス	亀岡駅から徒歩3分
開業年月	2020年1月
敷地面積	約33,140m ²
建築面積	約16,000m ² (建蔽率：約48%)
用途地域	商業地域
用途規制	容積率：400% 建蔽率：80%
都市公園指定	なし
利用用途	球技専用スタジアム
収容規模	21,670人
ホームチーム	・京都サンガF.C. (Jリーグ)
土地所有	京都府、亀岡市
建物所有	京都府
管理運営	合同会社ビバ&サンガ (出資企業：(株)ビバ、(株)京都パープルサンガ)
事業手法	公設民営 (指定管理、利用料金制)
運営期間	10年3ヶ月 (2019年12月～2030年3月)
事業費	約156億円
管理運営費	220百万円/年 (2020年)
貸館収入他	225百万円/年 (2020年)

(出典：京都府 HP, スポーツ庁 HP を参考に PwC 作成)



図 59 サンガスタジアム by KYOCERA

(出典：京都サンガ FC HP)

(2) 施設沿革

サンガスタジアム by KYOCERA は、1992 年に 2002 年 FIFA ワールドカップの国内誘致、スタジアム建設を京都府が表明し、対象敷地・整備計画の変更を繰り返し、2010 年 11 月の「京都府におけるスポーツ施設のあり方懇話会」設置を契機とする公共主導で開発されたプロジェクトである。

「京都府におけるスポーツ施設のあり方懇話会」設置によりスタジアム建設の検討が開始されてから約 10 年、スタジアムの概要公表から約 3 年 1 ヶ月、着工から約 2 年となる 2020 年 1 月に開業された。

表 9 サンガスタジアム by KYOCERA に係る主な経緯

時期	主な事項
2010 年 11 月	・ 京都府により「京都府におけるスポーツ施設のあり方懇話会」が設置され、スタジアム建設の検討が開始
2011 年 11 月～ 2012 年 12 月	・ 京都府により敷地の無償提供という前提の下、候補地公募が行われ、亀岡市、城陽市、舞鶴市、京丹波町、京都市が応募。 ・ 専用球技場地調査委員会により、スタジアムが亀岡市内に建設されることが決定
2013 年 3 月	・ 日本魚類学会・関西自然保護機構がアユモドキ絶滅への懸念から計画の白紙撤回を求める要望書を提出
2013 年 5 月	・ 日本魚類学会が再度計画の撤回を求める 2 回目の要望書を提出
2013 年 4 月	・ 京都府が京都スタジアム（仮称）に関する素案を公表
2014 年 5 月	・ 亀岡市がスタジアム建設を含む京都・亀岡保津川公園都市計画を策定
2016 年 4 月	・ 環境保全専門家により、アユモドキの保全・スタジアムの早期完成を目指し、スタジアム建設位置を変更する内容を取りまとめた座長提言を京都府・亀岡市へ提出
2016 年 8 月	・ 京都府がアユモドキ保全のため当初の予定地から JR 亀岡駅北側の土地区画整理事業地へ変更する旨を公表
2016 年 12 月	・ スタジアムの完成予想図と施設の概要が公表
2017 年 4 月	・ スポーツ振興くじ toto が「京都スタジアム（仮称）整備事業」に対して 30 億円のスポーツくじ助成を行う旨を公表
2017 年 7 月	・ 第 2 回京都スタジアム（仮称）建設に係る市民説明会が開催
2017 年 9 月	・ 「亀岡市の京都スタジアム等のスポーツ関連インフラを活用した観光・スポーツ分野」を活用した計画が経済産業省の地域未来投資促進法の支援対象に認定
2017 年 10 月	・ 一般競争入札により、京都スタジアム（仮称）新築工事を竹中工務店・公成建設・長村組 JV が落札
2018 年 1 月	・ 着工
2019 年 3 月	・ 正式名称が「京都府立京都スタジアム」に決定
2020 年 1 月	・ サンガスタジアム by KYOCERA 竣工

（出典：京都新聞、サンガスタジアム HP 等）

(3) 整備・運営手法

サンガスタジアム by KYOCERA は、京都府が所有しており、合同会社ビバ&サンガが指定管理者として管理運営を実施している。

表 10 事業手法・財政概要

項目	内容
事業方式	指定管理者制度（利用料金制）
指定管理者	合同会社ビバ&サンガ
事業期間	10 年 3 ヶ月（2019 年 12 月～2030 年 3 月）
事業内容	・ 施設および付属設備の維持管理と使用承認 ・ 管理者による企画提案、およびその実施
予定価格	100 億 6,020 万円
入札価格	107 億 4,400 万円 （竹中工務店・公成建設・長村組による特定建設工事共同企業体が落札）
総事業費	約 181 億円（亀岡市による用地取得費約 20 億円を含む）
事業費内訳	地方債：約 112 億円 スポーツ振興くじ助成：約 30 億円 スポーツ振興基金取り崩し：約 6 億円 寄付金：約 2 億円 一般財源：総事業費から上記を除く金額
指定管理料	7,000 万円（2020 年度） ※別途芝の管理費として京都府から 2,700 万円支払い

表 11 サンガスタジアム by KYOCERA への寄附実績

	個人		法人		計	
	件	千円	件	千円	件	千円
H29	5	163	0	0	5	163
H30	528	25,418	0	0	528	25,418
H31	1,445	80,649	36	105,550	1,481	186,199
R2	57	3,417	8	32,400	65	35,817
R3	74	3,367	4	3,300	78	6,667
R4	93	4,668	1	100	94	4,768
R5	24	979	1	100	25	1,079
計	2,226	118,601	50	141,450	2,276	260,111

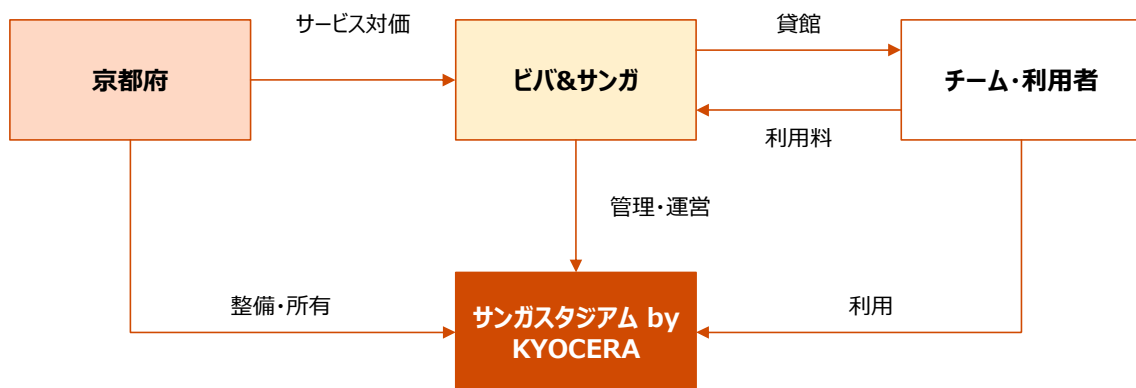


図 60 サンガスタジアム by KYOCERA における事業スキーム

(出典：京都府 HP、スポーツ庁 HP)

【指定管理者の事業期間】

サンガスタジアムは、通常の指定管理者制度における事業期間が3～5年とされる中で、より長期である10年3か月の事業期間が設定されている。この点については、5年以下の事業期間であると行政及び指定管理者の双方が事業に慣れるまでに短いといった両者の意見や、長期の期間設定によるノウハウの蓄積といった指定管理者のメリットが指摘されている。

(4) スタジアムの様子

【エントランス】

・メインスタンド入場口

サンガスタジアムのエントランスは、スタジアム北側から各入場口に繋がっており、メインスタンド入場口に向かう場合はスタジアム北側インフォメーションセンターを左手にスロープを登って向かう流れとなっている。



図 61 サンガスタジアムのエントランス・スロープ

・京都府景観条例との関係

スタジアムではメインスタンド入場口を始め随所に木が用いられている。背景として京都府景観条例が考慮されており、良好な景観を形成するような色合いや木材の利用がスタジアム建築段階から議論されている。

・京都スタジアム寄附者銘板

メインスタンド入場口横には、京都スタジアム寄附者銘板として、スタジアム整備費向けに募集された個人寄付金の応募者の名前が刻まれている。その他にも毎年ふるさと納税を通じて寄付を募っており、集まった寄付は大規模修繕等有事に向けて基金として積まれている。



図 62 メインスタンド入場口・京都スタジアム寄附者銘板

【ピッチ】

- ・ピッチとスタンドの距離

サンガスタジアムは球技専用スタジアムであるため、ピッチとスタンドの距離が近く、その最短距離は約7mとなっている。



図 63 ピッチの様子

- ・芝の生育

サンガスタジアムでは天然芝が用いられている。従前はセレブレーションが採用されていたが、回転率を重視した結果、現在はより安価に芝の張り直しが可能であるティフトンに代わっている。なお、観客席を覆う屋根や、スタジアムの立地する亀岡市では霧の発生や日照の問題があることで芝の生育に苦難を要することもある。

また、スタジアムにグローライトは設置されていないが、スタジアムから徒歩約10分の距離に1,000㎡弱の圃場が整備されている。



図 64 日照の関係で影となるピッチ・試合後に係る芝の様子

- ・芝の管理

サンガスタジアムは指定管理者制度が導入されており、県から管理者に支払われる額は9,700万円/年となっている。一般的な指定管理料である7,000万円/年に、芝の管理費用2,700万円/年が上乗せされている状況である。

【多目的利用】

スタジアムにて天然芝を採用していることにより、芝の養生期間を考慮する必要があるため、サンガスタジアムにおいて一般利用は想定されていない。一方で、稼働向上にあたっては人工芝エリアも活用されており、人工芝を含む場合は年間約100日、天然芝エリアのみの場合は年間約70日のスタジアム稼働となっている。

表 12 サンガスタジアムにおける多目的利用状況

天然芝エリアにおける多目的利用例
・ 高校サッカー選手権府大会（準決勝など） ・ ラグビー ・ タグラグビー ・ アメフト ・ こども向け利用

【座席】

スタジアムの座席のほとんどは紫でカラーが統一されており、カラーリングにあたっては京都府旗がモチーフとなっている。

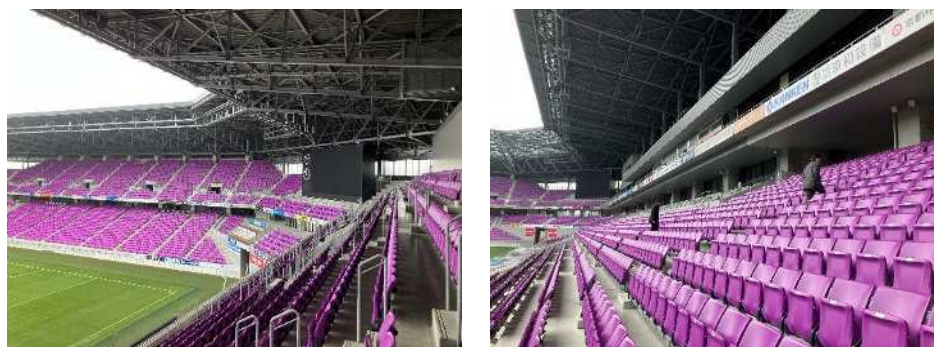


図 65 座席の様子

【VIP ラウンジ】

サンガスタジアムの VIP ラウンジは京都らしい風格溢れる作りとなっており、非試合日には企業による会合や式典等でも利用されている。ラウンジには厨房はなくパントリーが用意されており、近隣のホテルから料理が運び込まれている。



図 66 サンガスタジアムのVIP ラウンジ

【SKY BOX】

・SKY BOX の概要

サンガスタジアムには、SKY BOX と呼ばれる VIP ルームが VIP ラウンジを挟むように 16 室設置されており、試合日にはスポンサー部屋として、非試合日には会議室として利用されている。また、食事は持ち込む形となっているほか、アルコールが可能となっている。

- SKY BOX の料金体系

その料金体系については、指定管理者であるビバ&サンガが SKY BOX も含めたスタジアム全体を京都サンガ FC に貸館しているため、京都サンガ FC が定め料金を徴収する形となっている。



図 67 SKY BOX

【記者席・大型映像操作室】

記者席と大型映像操作室はスタジアム上階に位置している。大型映像操作室については、スタジアム内のリボン広告を含め全ての映像が管理されている。

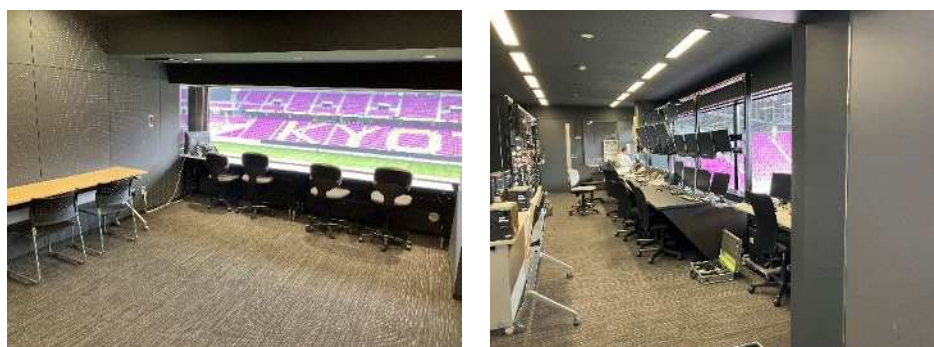


図 68 記者席・大型映像操作室

【ウォームアップ室】

選手が利用するウォームアップ室では、ボール利用が可能となっている。

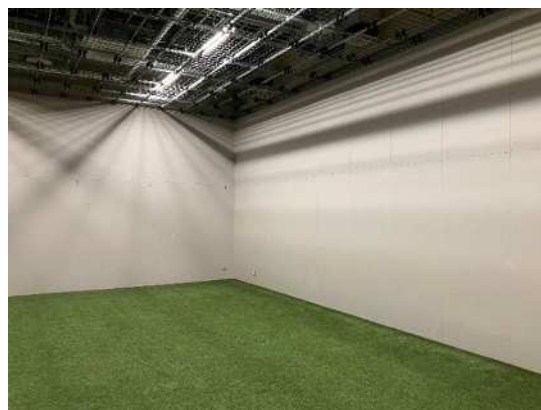


図 69 ウォームアップ室

【ロッカールーム】

ロッカールームはアウェーが白を基調としたデザイン、ホームは京都サンガFCのエンブレムはないものの、チームカラーが採用されたデザインとなっている。また、ロッカールームは JFL や高校サッカー等の日程重複に係る 2 試合対応を可能とするため、ホームとアウェーに 2 部屋ずつ整備されている。



図 70 ロッカーの外観



図 71 浴室（ホーム側のみ）・マッサージベッド

【選手入場口・選手ベンチ】

選手入場口には取り外し可能なホームチームの壁掛けがある。選手のベンチはスタンドに食い込むように立地しており、スタンドの臨場感を阻害しない作りとなっている。

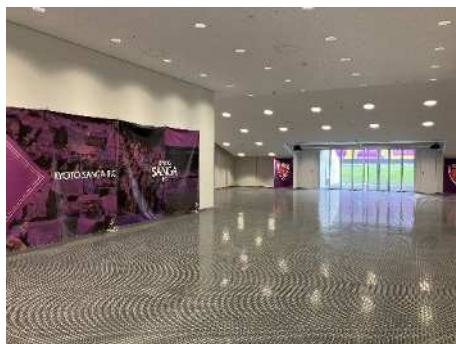


図 72 選手入場口・選手ベンチ

(5) 付帯施設の様子

【付帯施設の概要】

サンガスタジアムでは、スタジアム敷地内及びスタジアムを取り囲む併設の形で以下の通り付帯施設が存在する。

表 13 サンガスタジアムにおける付帯施設

所在	機能	施設名
屋外	・リラクゼーション	・足湯
	・スポーツ	・3×3 バスケットボールコート ・フットサル場 1 面※ ・スケートボード広場※
屋内	・飲食（フードコート）	・Football Diner
	・保育	・びばっこ保育園
	・遊び場	・きりのこ
	・スポーツ	・グラビティリサーチ
	・e スポーツ ・フィットネス ・コワーキング	・SKY-FIELD

※フットサル場及びスケートボード広場は、道路を挟んだ敷地外にある亀岡市の「かめきたスポーツパーク」内の施設で、市の指定管理者として合同会社ビバ&サンガが管理している。

【足湯】

スタジアム北側のインフォメーションセンター前には、地元の温泉である湯の花温泉の素が使用された無料で利用可能な足湯が存在する。



図 73 足湯の様子

【3×3 バスケットボールコート】

バックスタンド側に所在する 3×3 バスケットボールコートは、預り金として 100 円を収めた上で基本的に 1 時間枠ごとに無料で利用することができ、京都市や長岡京市からも利用者が訪れる。なお、J リーグ試合時にはコートが閉鎖され、駐輪場として活用されている。

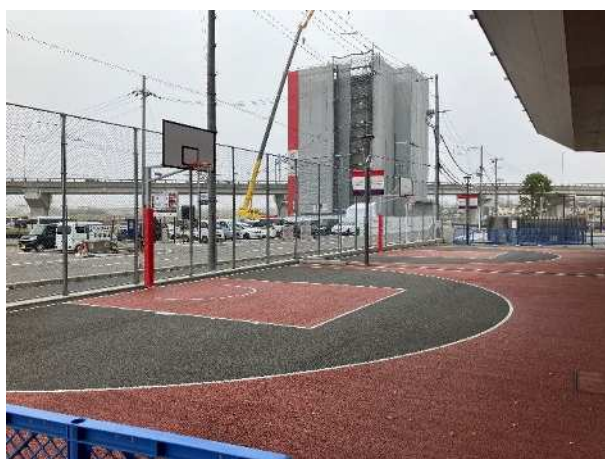


図 74 3×3 バスケットボールコートの様子

【フットサル場】

フットサル場では、42m×25mのフットサルコート1面で、一般貸出のほか、子ども向けサッカー教室等が行われている。

【Football Diner】

スタジアム北側に併設されているFootball Dinerは、パンや牛カツ、カフェ、おにぎりやうどんなどの和食も楽しめるフードコートである。後述する遊び場であるきりのこが盛況であることから、併せてフードコートの利用も増えており、施設間の相乗効果も確認されている。



図 75 Football Diner の様子

【びばっこ保育園】

スタジアム北側に併設されているびばっこ保育園は、指定管理者であるビバ&サンガに出資する（株）ビバによって運営されている。



図 76 びばっこ保育園の様子

【きりのこ】

子どもの遊び場であるきりのこは令和 5 年度に 6 万人以上に利用されており、スタジアムの中でも人気の施設となっている。きりのこは、子育て施策を進める亀岡市によって設置されており、亀岡市が京都府に賃料を支払っている。



図 77 きりのこの概要

【グラビティリサーチ】

グラビティリサーチは、リードウォール・スピードウォール・ボルダリングで構成されるスポーツクライミングの国際基準を満たす屋内型クライミングジムとなっており、サンガスタジアムにおいて国際試合が開催されたこともある。

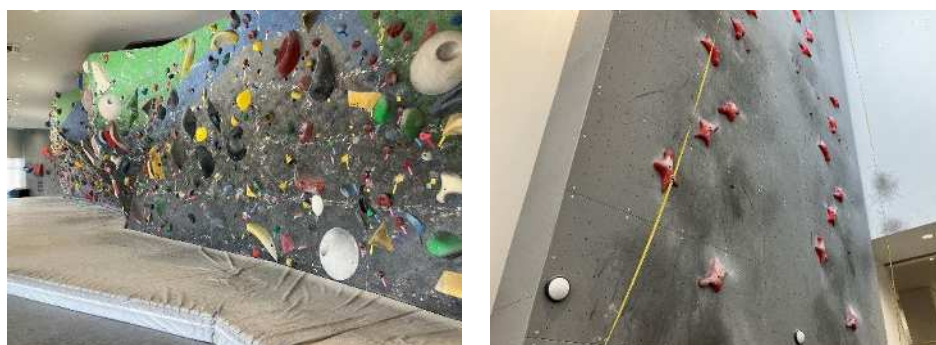


図 78 ボルダリング・スピードウォールの様子

【SKY-FIELD】

- ・e-スポーツゾーン

スタジアムの4Fにe-スポーツゾーンが位置している。e-スポーツゾーンでは、PCとゲーミングチェアが多く備えられているほか、ドローンサッカーを行える場所も整備されている。

また、e-sports ゾーンでは、「すずらんアニスタ」として就労継続支援B型事業所がテナントとして入居しており、生産活動の場として地域の課題解決にも貢献している。

- ・VR/フィットネスゾーン

e-スポーツゾーンの隣にはVR/フィットネスゾーンが位置しており、VR エリアでは自転車を用いたトリップというプログラムが主に実施されている。また、フィットネスエリアとして360°カメラや映像機器が搭載されたスタジオも設けられており、プログラムの中ではヨガが人気となっている。



図 79 VRエリア・フィットネスエリア（スタジオ）

- ・コワーキングゾーン

コワーキングスペースは月会費による契約者のみの利用となっている。窓からスタジアムを見渡すことができるものの、Jリーグの試合がある際にはクローズされており、観覧席としての販売はされていない。



図 80 コワーキングスペース

(6) 周辺環境の様子

【立地条件】

サンガスタジアムは、亀岡市による都市再生整備計画が進む亀岡駅北地区に立地しており、新興集合住宅やホテル、店舗が立ち並ぶ立地条件となっている。



図 81 サンガスタジアム by KYOCERA の立地条件

(出典：Google map)



図 82 周辺地域の様子 (左：マンション、右：ホテル)



図 83 周辺地域の様子 (左：ホテル、右：カフェ)

【交通対策】

・来場手段

サンガスタジアムは、JR 亀岡駅から徒歩すぐの立地であることから、公共交通機関の利用が占める割合が非常に多く、基本的に道路渋滞の心配は不要とされている。

・試合時における交通対策

公共交通機関の利用が大半を占める中では、JR 西日本の山陰本線増便や臨時バスの運行などを実施している。また、京都サンガFCのファンクラブ向け優先の臨時駐車場（約 500 台）を設定するほか、3×3 バasketボールコートに駐輪場に転換するなど、来場者の手段によって様々な対策を行っている。

【騒音の状況】

京都府及び指定管理者へのインタビューによれば、J リーグの試合開催時に騒音問題が起きたことはないとされている。

(7) 総評

【事業スキーム】

行政負担を軽減し、事業者の管理運営ノウハウを蓄積できる長期の事業期間設定

サンガスタジアムは、一般的な指定管理期間より長期とされる 10 年 3 か月の事業期間が設定されており、短期間での管理者変更に伴う行政負担の軽減や、長期の期間設定による管理運営ノウハウの蓄積を可能としている。

【スタジアムの様子】

景観条例にも配慮した地域に馴染むデザイン

サンガスタジアムの建築に当たっては、京都府景観条例の遵守や木材の利用など、スタジアムが周辺の環境とシームレスに馴染めるようなデザインが求められている。

スタジアムの建築段階で周辺エリアとの適合性も考慮することによって、地域にとって異物とならずに受け入れられるような足掛かりになると考える。

【付帯施設の様子】

地域住民が日常的に集うことのできる交流拠点

サンガスタジアムでは、非試合日に地域住民が利用できる施設として、足湯や子ども遊び場である「きりのこ」、フードコートが整備されている。特に「きりのこ」は子育て支援を強化している亀岡市の施策も反映され多くの来場者が記録されており、それに伴い隣接するフードコートが盛況するなど相乗効果も確認されている。

サッカー観戦以外での目的地となり得る多様な施設

サンガスタジアムでは、上記のように日常的に立ち寄ることができる機能に加えて、国際基準のクライミング施設「グラビティリサーチ」や 3×3 バasketボールコート、e-sports・フィットネス・コワーキングスペースで構成される「SKY-FIELD」といった多様な付帯施設が存在しており、サッカー観戦以外での目的地化も実現している。

地域課題解決にも資するテナントの入居

亀岡市の子育て支援施策を反映した子どもの遊び場「きりのこ」のほか、SKY-FIELD の e-sports ゾーンを活用し、その場で働くことができる就労継続支援 B 型事業所「すずらんアニスタ」もテナントとして入居しており、スタジアムが地域の課題解決の役割も担っている。

このように、サッカー観戦以外でも日常にて必要とされる機能を導入することによって、非試合日にも誘客することが可能となり、地域における役割が大きくなっていくと考えられる。

【多目的利用】

厳しい立地条件もありながらも年間 100 日の稼働を実現

サンガスタジアムは、霧が多く日照に課題のある亀岡市に位置しているほか、観客席を覆う屋根の存在から天然芝の養生にとって易しくはない立地条件である。その中でも人工芝エリアを活用することを始め、年間 100 日の稼働を実現している。

非試合日における VIP エリアの開放

VIP ラウンジは非試合日においては企業による会合や式典に用いられているほか、VIP ルームである SKY BOX は非試合日に会議室として利用されるなど、ピッチ・人工芝エリア以外における諸室についても収益源の確保に取り組まれている。

このように、収入確保に当たっては天然芝エリア以外に人工芝エリアや諸室など広く施設内の活用場所を捉えることが重要であると考ええる。

【周辺環境の様子】

スタジアムを核としたまちづくりの実現

サンガスタジアムは亀岡市による都市再生整備計画が進む亀岡駅北地区に立地しており、スタジアム整備の決定後に新興集合住宅やホテル、店舗が整備されている。このように、スタジアムの整備によって周辺開発を呼び込み、スタジアムを核としたまちづくりを進めていくことで賑わいを波及させていくことが重要であると考ええる。

【交通対策】

周辺ステークホルダーとの連携

サンガスタジアムは、その主たる来場手段が公共交通機関であるため、試合日には JR 西日本と連携して増便を行うほか、臨時バスの運行を行い周辺ステークホルダーとの連携を進めている。

近隣エリアも含めた試合日における一体的な交通対策

サンガスタジアムでは、3×3 バスケットボールコートや、同スタジアム近くであり、ビバ&サンガが指定管理者を担う「かめきたスポーツパーク」のフットサル場前の道路を封鎖し駐輪場化するなど、交通需要増にも対応している。また、同じくスタジアムに隣接し、同社が指定管理を担う「かめきたリバーサイドパーク」等を臨時駐車場化するなど、スタジアム外の近隣エリアも含めた試合日における一体的な交通対策を実施している。

駅に近い立地である葛飾区の公園用地の場合でも、JR や私鉄、バス会社と連携した大規模集客への対策が求められると同時に、公園内の駐車・駐輪等の交通対策についての役割分担も重要になると考える。

4 現地視察_ミクニワールドスタジアム北九州

(1) 施設概要

ミクニワールドスタジアム北九州は、北九州市が所有し、(株)ウィンドシップ北九州が管理運営する公設民営の球技専用スタジアムである。最寄り駅から徒歩 7 分と近く、アクセスの良いスタジアムとなっている。

表 14 ミクニワールドスタジアム北九州の施設概要

項目	内容
名称	ミクニワールドスタジアム北九州
正式名称	北九州スタジアム
所在地	福岡県北九州市小倉北区浅野三丁目 9-33
アクセス	JR 九州「小倉駅」から徒歩 7 分 (新幹線停車駅)
開業年月	2017 年 2 月 18 日
敷地面積	27,305m ²
建築面積	11,722m ² (建蔽率：約 43%)
用途地域	商業地域
用途規制	容積率：400% 建蔽率：80%
都市公園指定	なし
利用用途	プロスポーツ観戦
収容規模	15,300 人
ホームチーム	ギラヴァンツ北九州 (J リーグ)
土地所有	日本製鉄他
建物所有	北九州市
管理運営	(株)ウィンドシップ北九州 (代表企業：(株)九電工、構成企業：(株)奥村組、(株)日本施設協会、協力企業：美津濃(株)、(株)梓設計)
事業手法	公設民営 (PFI+指定管理、使用料制)
運営期間	15 年間 (2017～2032 年)
整備費	約 99 億円
管理運営費	103 百万円/年 (2019 年)
利用料収入他	37 百万円/年 (2019 年)

(出典：地方創生 HP、スポーツ庁 HP を参考に PwC 作成)



図 84 ミクニワールドスタジアム北九州

(出典：ミクニワールドスタジアム北九州 HP)

(2) 施設沿革

ミクニワールドスタジアム北九州は、2008 年にニューウェーブ北九州（現ギラヴァンツ北九州）が JFL に昇格したことを契機として、北九州市サッカー協会・ラグビー協会からの新球技場建設の要望を受け入れる形で、公共主導で開発されたプロジェクトである。北九州市からの基本方針公表から約 6 年 3 ヶ月、整備計画公表から約 4 年半、市長会見におけるスタジアム整備着手表明から約 3 年 8 ヶ月、着工から約 1 年 10 ヶ月となる 2017 年 2 月に開業された。

表 15 ミクニワールドスタジアム北九州に係る主な経緯

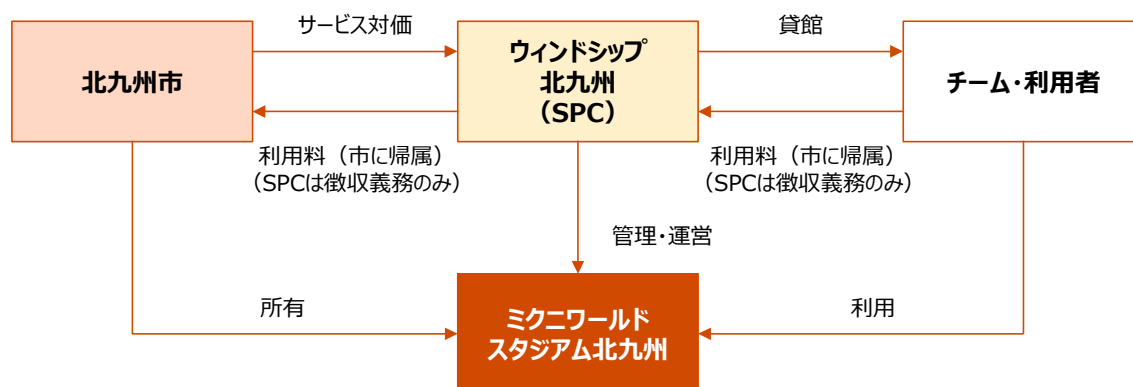
時期	主な事項
2008 年 2 月	・ ニューウェーブ北九州(現ギラヴァンツ北九州)が JFL 昇格
2008 年 12 月	・ ニューウェーブ北九州(現ギラヴァンツ北九州)への支援、新球技場整備の検討を記した「元気発進!北九州」プランの策定
2009 年 11 月	・ ニューウェーブ北九州(現ギラヴァンツ北九州)の Jリーグ昇格
2010 年 11 月	・ 北九州市より新球技場の基本方針の公表
2011 年 10 月～ 2012 年 2 月	・ 第 1 回公共事業性評価（全 5 回開催）の実施
2012 年 7 月	・ 北九州市より新球技場事業計画（整備計画）の公表
2013 年 2 月～ 2013 年 4 月	・ 第 2 回公共事業性評価（全 3 回開催）の実施
2013 年 6 月	・ 市長定例会見にてスタジアム整備着手表明
2014 年 1 月	・ 要求水準案、実施方針案の公表
2014 年 2 月	・ 入札公告及び入札説明書等の公表・配布
2014 年 4 月	・ 入札説明書等の変更および質疑応答への回答公表
2014 年 7 月	・ 落札者の決定、SPC として（株）ウィンドシップ北九州が設立
2015 年 4 月	・ 着工
2016 年 4 月	・ スポーツ振興くじ助成金（30 億円）の助成が決定
2016 年 11 月	・ （株）ミクニと 2017 年～2020 年の 3 年間のネーミングライツ契約を締結(2020 年より、2 度 3 年契約を延長)
2017 年 2 月	・ ミクニワールドスタジアム北九州開業、北九州市へ引き渡し

（出典：北九州市 HP、ミクニワールドスタジアム北九州 HP）

(3) 整備・運営手法

【事業スキーム】

ミクニワールドスタジアム北九州の事業スキームは以下のとおりで、SPC が行うサービス（整備費、運営費、維持管理費）を北九州市が割賦で購入する。ギラヴァンツ北九州がＪリーグに昇格後、地元スポーツの盛り上がりを受け、北九州市主導でPFI事業として事業者の公募・選定が進められ、九電工を代表企業とする SPC であるウィンドシップ北九州がミクニワールドスタジアム北九州を整備して現在に至る。



(出典：スポーツ庁 HP)

土地所有は日本製鉄・アパマンショップホールディングスであり、スタジアムが建設、運営されるにあたって北九州市から借地料が支払われている。

建物の所有権は、ウィンドシップ北九州がスタジアムを建設後、北九州市に引き渡されている。

(株)ウィンドシップ北九州は、指定管理者としてスタジアムの管理運営を行っており、利用料については徴収ののち市に帰属させ、自主事業による収益を自らの収入としている。そのほか、スタジアムウェディングや運動教室、ラーメンフェスタなどのイベントの開催により自主事業収入を得ている。

【スポーツ振興くじからの補助金】

ミクニワールドスタジアム北九州の総事業費は約 115 億円であり、そのうち設計・建設費が約 99 億 8600 万円、維持管理・運営費が約 15 億 5000 万円を占めている。

本事業は、地方公共団体等のスポーツ振興を目的とする事業への助成制度であるスポーツ振興くじ助成金のうち、大規模スポーツ施設整備助成（Ｊリーグホームスタジアム整備事業）の対象として認められ、総事業費のうち助成の上限額である 30 億円を助成金によって賄うことができたため、市債、および一般財源の負担を大きく削減することができた。

(4) スタジアムの様子

【スタジアム概要】

ミクニワールドスタジアム北九州はバスケット・ダンスステージを備えた市民の憩いの場である浅野町緑地に隣接する J リーグギラヴァンツ北九州のホームスタジアムであり、約 15,300 人を収容するサッカー専用スタジアムである。

ミクニワールドスタジアム北九州への入口は 4 ヶ所設けられており、浅野町緑地から直接接続される形で 1 ヶ所、その他 3 ヶ所存在する。

南サイドスタンド 1 階には、「にぎわいプロムナード」と呼ばれる売店が立ち並び通路があり、お酒の試飲会や北九州名物のマルシェなど人々が集まるイベントを開催できるエリアが設置されている。



図 86 ミクニワールドスタジアム北九州の全体図

(出典：ミクニワールドスタジアム北九州 HP)

【歩行者デッキ及びエントランス】

小倉駅からは南ゲートに至る動線として、歩行者用のデッキが設けられており横断歩道や車道を渡ることなく観客がスムーズにスタジアムにたどり着くことができるよう配慮がなされている。また、西ゲート付近には VIP 専用の入口も設けられており、VIP 席の利用者が通常ゲートの混雑を避けてスタジアムに入場することが可能となっている。



図 87 ミクニワールドスタジアム北九州への歩行者デッキ



図 88 ミクニワールドスタジアム北九州の南ゲート、西ゲート付近のVIP用入口

【ピッチ・観客席】

ミクニワールドスタジアム北九州のピッチには、天然芝が敷かれており、花火大会や音楽フェスなどの大きなイベントの開催時には、北九州市が購入した芝生保護材のテラプラスをイベント主催者が敷き、芝の保護を行う。芝生の養生には、スポーツの試合やイベントの開催後、平均 10 日程度を要する。

スタジアムの下層スタンドの最前列はゴールラインからの距離 8m、ピッチからの高低差 65cm に位置し、選手の見線と同じ高さで観戦が可能である。一方 4～6 階の上層スタンドは、国内有数の最大傾斜角 37 度を持つ急こう配のスタンドであり、後方の席でもフィールドとの距離が離れることなく全体が見下ろせる作りとなっている。選手・監督が試合時に使用するベンチは、通常のサッカースタジアムと同様、ピッチの脇にプラスチック屋根とともに設けられている。



図 89 ピッチの様子（左：下層スタンドから、右：上層スタンドから）



図 90 チームベンチの様子

また、スタジアムの座席は非試合日には解放されておらず、また、飲食などの物販も行われていない。

スタジアム内の座席は全席屋根付きであり、強い雨や日差しをしのげる構造となっている。また、屋根およびスタンドにより、強い風から芝生を守ることができており、海の近くという立地が芝生の生育に影響を与えることはない。



図 91 スタジアムを覆う屋根の様子

【芝生の管理と多目的利用】

ピッチの天然芝の管理自体は外部の業者に委託をしているが、スタジアムの付近にある 200-300 m²のナーセリーの管理は SPC が行っている。屋根があり、日当たりの悪いゴールのエリアは、芝の生育が悪く部分的な張替が発生することがある。このような部分的な張替の際に、SPC が管理するナーセリーから、20-30 m²の芝生を持ってくる形で運用が行われている。

現状、芝生の利用は年 70 日ほどに抑えられており、サッカー・ラグビーの試合、ミズノのスポーツ教室、市民への自由な芝生開放イベントでの利用が大半である。養生や試合の前日のライン引きなどにより、芝生が利用できる日数が大きく制限されているため、現状よりピッチの稼働率を上げることは難しい。また、上記のイベントや市主催の花火大会などの開催により、年間を通じて芝生の養生等がなくピッチが利用可能な日は少なく、市民への一般開放は難しい。

【VIPフロア】

スタジアムの3階にはVIPフロアが存在しており、特別会議室の9室（VIPラウンジ2つ、ビジネスラウンジ3つ、スカイボックス4つ）では、ケータリングによる食事をとりながら、ピッチの様子を眺めることができる。試合のない日には、会議室としても利用されており、スタジアムに隣接する北九州国際会議場の利用者が懇親会の会場として用いることもある。



図 92 VIP ラウンジの様子

また、VIPフロアには、過去のサッカー日本代表が着用したユニフォームや、スタジアムを利用した有名人のサイン、ボールなどが展示されており、スタジアムの歴史をうかがい知ることができる。



図 93 VIPフロアに展示されているユニフォーム・サインやボール

【選手控室・ウォーミングアップ室】

選手控室は黒を基調としたデザインで設計されており、ハーフタイムでのミーティングにも活用できるよう、ホワイトボード一式が揃えられていた。選手控室からすぐの場所に存在するウォーミングアップ室は、床に人工芝が設けられ、選手が試合前に十分な練習が行える作りとなっている。また、基本的にボールを使ったアップはフィールドで行うため、室内のウォーミングアップ室の上部に防球設備が施されているのは珍しく、室内でもボールの使用が可能となっているのは選手にとって好ましい環境であると推察される。

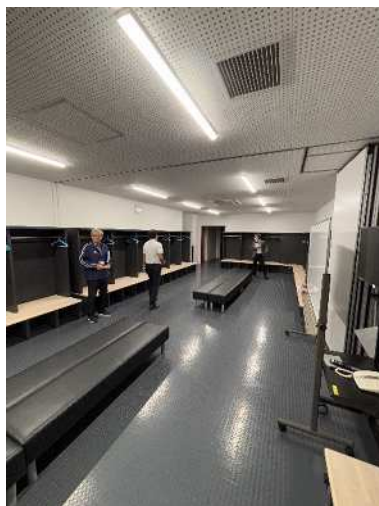


図 94 選手控室・ウォーミングアップ室

選手控室の近くには、マッサージ用のベンチやシャワーなど、選手が心地よい状態で試合に向けて準備できるような環境が十分に整備されている。



図 95 マッサージ用ベンチ・ウォーミングアップ室

【記者会見室】

選手控室を抜けると、記者会見用の諸室が用意されている。試合のない日には、市の会議室としても週 4-5 回の頻度で利用されている。



図 96 記者会見室の様子

【スタジアムツアー】

1 回 60 分 500 円（基本料金）で事前予約制としているが、現在は希望者が少なく、場合によっては直接来場者にも対応している。週に 2 回程度実施し、年間でも数百人程度である。

【防災機能】

避難所等の位置付けはなく、想定した設備等もない。

【行政との連携】

スタジアムの稼働率を高めるため、市主催のイベント等を積極的に開催している。毎年市の職員 1 名が株式会社ギラヴァンツ北九州に出向しており、行政とクラブとの連携事業を調整している。

(5) 周辺環境の様子

ミクニワールドスタジアム北九州は、関門海峡に面し、周辺の北九州国際会議場、西日本総合展示場、小倉記念病院、あさの汐風公園と近接して立地している。また、新幹線停車駅である小倉駅から徒歩7分とアクセスの良いエリアに位置している。



図 97 ミクニワールドスタジアム北九州の位置関係

(出典：Google map)

ミクニワールドスタジアム北九州では、以下表に示すような一般的な交通対策や、イベント主催者による周辺施設、住民に対するイベント開催の周知を行っているが、特別な交通対策は実施していない。約 300 台のキャパシティを持った駐車場を併設しており、また市が小倉駅につながるモノレールを活用したパークアンドライドを推進していることもあり、交通についての問題はほとんど発生していない。なお、敷地外の誘導は市や使用者側（クラブを含む）が人員配置を行っている。

表 16 ミクニワールドスタジアム北九州における交通対策

配慮項目	対策事項
交通対策	・ 誘導サインの設置による試合終了後の歩行者分散誘導 ・ 車両誘導による効率的な車両動線の構築 ・ 大通り交差点での右折レーン設置や延伸による渋滞緩和

(出典：TOA 株式会社 HP, ギラヴァンツ北九州 HP, 建設コンサルタンツ協会誌)

また、騒音対策について SPC は特別な対策を行っておらず、スピーカーやマイクといったハード面での対策の実施、ホームチームのギラヴァンツ北九州からサポーターへ鳴り物や大きな音を発する道具の使用制限を課すにとどまっている。

表 17 ミクニワールドスタジアム北九州の騒音対策

配慮項目	対策事項
騒音対策	・ 指向性制御に優れたスピーカーの分散配置 ・ 観客騒音に応じて自動的に音量のコントロールが可能なマイクの設置 ・ 周辺環境に配慮した室外設備機器の配置計画策定 ・ 21 時以降の鳴り物応援禁止 ・ ホイッスル、サイレン、ブブゼラ等の使用

(出典：TOA 株式会社 HP, ギラヴァンツ北九州 HP, 建設コンサルタンツ協会誌)

(6) 総評

【スタジアム整備】

スピード感のある施設整備

公共主導で開発されたプロジェクトであるが、北九州市からの基本方針公表から約 6 年 3 ヶ月で竣工しており、スピード感をもった施設整備が実施された。

【スタジアム稼働】

芝生の養生を踏まえ 70 日間のピッチ稼働

現状、芝生の利用は年 70 日ほどに抑えられており、サッカー・ラグビーの試合、美津濃のスポーツ教室、市民への自由な芝生開放イベントでの利用で主である。なお、年間を通して芝生の養生等がなくピッチが利用可能かつ、イベントが実施されない日はほとんどなく、稼働向上の可能性は低い。

ピッチの稼働向上には芝生への影響を鑑みると制約があることから、コンコースや諸室を活用した稼働向上が重要になる。

稼働向上に資する多目的活用

スタジアムウェディングや運動教室、ラーメンフェスタなどのイベントの開催等の自主事業を実施している。

また、試合のない日には、VIP ルームや記者会見室は会議室としても利用されており、VIP ルームについてはスタジアムに隣接する北九州国際会議場等の利用者が懇親会の会場として用いることがある。

芝生に影響を与えない範囲での多目的利用や諸室の多目的利用による収益向上が重要になる。なお、多目的利用を見据えた各諸室の設えや機能も想定しておく必要がある。

【交通対策等】

利便性の高い立地と交通施設

約 300 台のキャパシティを持った駐車場が併設しており、また市が小倉駅につながるモノレールを活用したパークアンドライドを推進している（事業者としては特別な対策はなし）。

基本的には公共交通の利用を促すことが優先的対策と想定される。

【騒音対策】

ハード及びソフト面の両対策

周辺地域への音漏れによる影響を防ぐため、高性能スピーカー・マイクの設置および室外設備機器の配置の工夫が行われている。

また、ホームレジデントであるギラヴァンツ北九州の試合時には、鳴り物応援に時間制限を課しており、かつブブゼラなど非常に大きな音を発する道具の持ち込みが禁止されている（事業者としては特別な対策はなし）

スタジアムの構造や設備面での工夫に加え運用による工夫も取り入れながら周辺への影響を最小限にしていく取組が重要になる。

5 現地視察_長崎スタジアムシティ

(1) 施設概要

長崎スタジアムシティは、ジャパネットグループが所有及び管理運営を行うスタジアムを中心とした民設民営の複合施設である。施設はスタジアム・アリーナ・ホテル・商業施設・オフィスで構成され、最寄り駅から徒歩約10分圏内と、駅から近いまちなか立地となっている。スタジアムはJリーグV・ファーレン長崎のホームスタジアムに、アリーナはBリーグ長崎ヴェルカのホームアリーナとなっている。

表 18 長崎スタジアムシティの施設概要

項目	内容
名称	長崎スタジアムシティ
正式名称	—
所在地	長崎県長崎市幸町 7-1
アクセス	・ JR「長崎駅」から徒歩約10分（新幹線停車駅） ・ JR「浦上駅」から徒歩約8分
開業年月	2024年10月
敷地面積	約75,000㎡
建築面積	・ 全体：約44,600㎡（敷地面積に占める割合：約59%） ・ スタジアム：約35,000㎡（敷地面積に占める割合：約47%）
用途地域	商業地域
用途規制	・ 容積率：400% ・ 建蔽率：80%
都市公園指定	なし
利用用途	プロスポーツ観戦・ライブエンタメ・宿泊・商業・オフィス
収容規模	・ スタジアム：約20,000人 ・ アリーナ：約6,000人
ホームチーム	・ V・ファーレン長崎（Jリーグ） ・ 長崎ヴェルカ（Bリーグ）
土地所有	（株）ジャパネットホールディングス
建物所有	（株）ジャパネットホールディングス
管理運営	（株）リージョナルクリエーション長崎
事業手法	民設民営
運営期間	—
事業費	約1,000億円

（出典：長崎スタジアムシティ HP、長崎市 HP、スポーツ庁 HP）



図 98 長崎スタジアムシティ

（出典：長崎スタジアムシティ HP）

(2) 施設沿革

長崎スタジアムシティは、ジャパネットホールディングスが2018年に三菱重工による「長崎・幸町工場跡地活用事業土地活用事業者募集」に応募し、当該跡地を購入したことを契機とする民間主導で開発されたプロジェクトである。

ジャパネットホールディングスと三菱重工間での不動産売買契約締結から約6年、「長崎スタジアムシティプロジェクト」発表から約5年4ヶ月、基本設計の開始から約4年4ヶ月、着工から約2年3ヶ月となる2024年10月に開業された。

表 19 長崎スタジアムシティに係る主な経緯

時期	主な事項
2015年7月	・三菱重工が「平成30年3月に幸町工場機能廃止」を発表し、「スマートサステナブルなまちづくりを先導する拠点」をコンセプトに跡地活用事業者を公募
2017年7月	・(株)ジャパネットホールディングスが幸町工場跡地を初視察
2018年4月	・(株)ジャパネットホールディングスが幸町工場跡地活用事業に向けた優先交渉権者に決定し、基本協定書を締結
2018年10月	・(株)ジャパネットホールディングスと三菱重工間で不動産売買契約が締結
2019年6月	・(株)リージョナルクリエーション長崎が設立
2019年6月	・「長崎スタジアムシティプロジェクト」地域創生ビジョン発表イベントを実施
2020年6月～ 2020年12月	・基本設計
2021年3月	・国土交通大臣による「民間都市再生事業計画」に認定
2021年3月	・土地の引き渡し
2021年4月	・長崎スタジアムシティ建設会社優先交渉権者を選定
2021年5月～ 2022年6月	・実施設計
2021年6月	・スポーツ庁及び経済産業省による「多様な世代が集う交流拠点としてのスタジアム・アリーナ」に選定
2022年7月	・着工
2022年12月	・国土交通大臣による「幸町地区優良建築物等整備事業」に認定
2023年4月	・(株)リージョナルフーズ長崎が設立
2023年6月	・(株)リージョナルエックス長崎が設立
2024年10月	・長崎スタジアムシティ開業

(出典：長崎市提供資料、長崎スタジアムシティ HP)

【行政の関与】

長崎スタジアムシティは民間主導のプロジェクトであったものの、長崎市も行政の立場にてプロジェクトに関与している。ジャパネットホールディングスが2018年に工場跡地活用事業に向けた優先交渉権者に決定し、三菱重工と基本協定書を締結した時点で、工業地域であった当該跡地を商業地域に用途地域の変更を行うタイミングからプロジェクトに関与するほか、2023年度には企画政策部スタジアムシティ連携推進室を立ち上げ、スタジアムシティ開業機運醸成事業等に從事した。

(3) 整備・運営手法

長崎スタジアムシティの事業スキームは以下の通りである。三菱重工の工場跡地活用に係る公募にジャパネットホールディングスが応募し、不動産売買契約を締結、三菱重工から土地の引き渡し後、ジャパネットホールディングスが長崎スタジアムシティを整備して現在に至る。

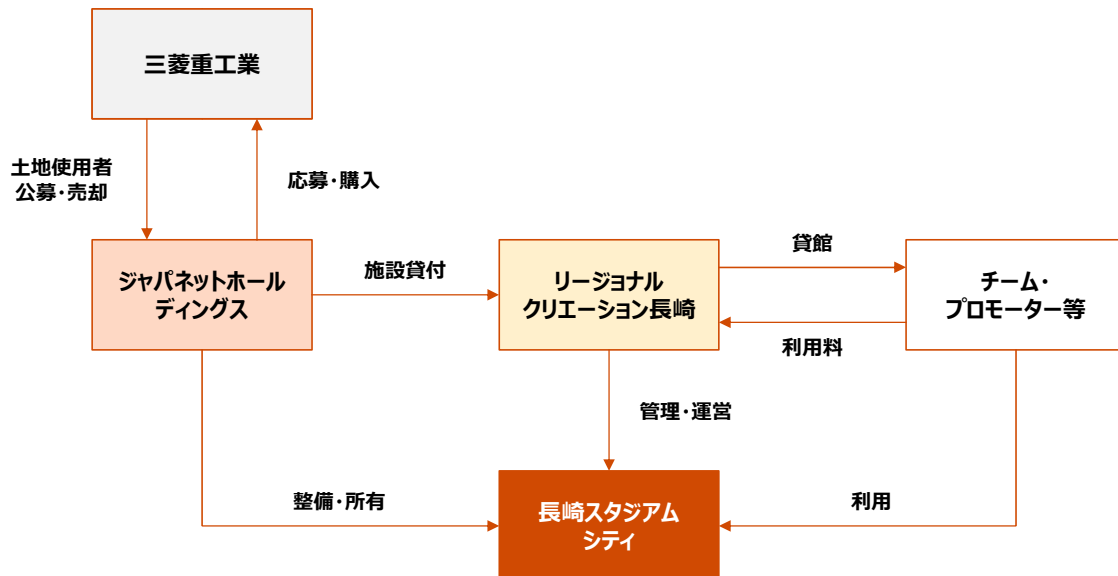


図 99 長崎スタジアムシティの事業スキーム

（出典：スポーツ庁 HP）

建物所有はジャパネットホールディングスであるが、管理・運営については、施設の企画・運営を担うグループ会社であるリージョナルクリエーション長崎が担っており、親会社からマスターリースで施設貸付が行われている。

そのため、リージョナルクリエーション長崎が利用者に賃館を行っているほか、飲食店等のテナント賃料を得る中で、グループ会社であるリージョナルフーズ長崎が運営する飲食店も所在しており、その際は当該関連会社から賃料を得ている。

【補助金とその対象】

長崎スタジアムシティの総事業費は約 1,000 億円であるが、そのうち約 60 億円を占める優良建築物等整備事業（市街地形成型）と防災省エネまちづくり緊急促進事業に基づく補助金は、民間事業にとって特に有効であったとされる。

なお、優良建築物等整備事業の補助対象施設は人工地盤（通路）、商業・オフィスの共用スペース、附置義務駐車場の一部、広場などとなっており、スタジアム・アリーナは補助の対象外とされる。そのため、補助金の対象となるように 24 時間通行可能な個所を作るなど、ハード面に対応した部分もある。

また、長崎市において企業版ふるさと納税制度を設け、「幸（さいわい）・WAKU×わくプロジェクト」として、スタジアムシティ内外の環境整備費の補助等の支援を行っている。（令和 4 年度 1 億 7 千万円、令和 5 年度 3 億 5 千万円）

【行政への貸出】

指定管理施設のように減額免除などの制度があるわけではなく、行政利用だとしても使用料が発生する。しかし、地域とのつながりや公共性という面もあるため、行政と連携して対応されている。

(4) スタジアムの様子

【PEACE STADIUM 概要】

長崎スタジアムシティの中心施設である PEACE STADIUM Connected by Softbank は、J リーグ V・ファーレン長崎のホームスタジアムであり、約 20,000 人を収容するサッカー専用スタジアムである。

長崎スタジアムシティへの入口は 3 ヶ所設けられており、商業棟である STADIUM CITY SOUTH とスタジアム間に 2 ヶ所あるほか、オフィス棟である STADIUM CITY NORTH とスタジアム間に 1 ヶ所存在する。



図 100 長崎スタジアムシティ全体図

(出典：長崎スタジアムシティ HP を参考に PwC 作成)

【エントランス】

スタジアムでの試合日当日には、各入口にセキュリティチェックとエントランスが設けられ、スタッフによるセキュリティチェックを通過後に、各チケットを機器で読み取る形でスタジアム内部に入ることができる。なお、非試合日にはこうした入口はなく、一般客が気軽に施設に入ることが可能となっている。



図 101 長崎スタジアムシティの各入口

【コンコース】

スタジアムを周回してコンコースが存在しており、スタンドと各施設同士がシームレスに繋がっている。コンコースには飲食テナントも出店しており、試合日には開始前・ハーフタイムに行列となるほど好評であった。なお、コンコース内部のテナントは試合日のみの営業となっている店舗もあり、年間契約での入居となっている。



図 102 スタジアム内部のコンコース（左：試合日、右：非試合日）

【ピッチ】

ピーススタジアムは日本一ピッチに近いスタジアムとされ、スタンドからピッチまでの距離が最短約 5m で、その臨場感が特徴となっている。スタジアムで最も高価なプレイヤーズシートでは、英国・オールドトラファードを参考にし、ピッチとの境になる壁も存在しない。また、選手が座るベンチが客席と一体となっており、副審用を除いてプラスチック屋根のベンチは設置されていない。



図 103 ピッチの様子（左：試合日、右：グラウンドレベル）



図 104 臨場感をもたらす座席（プレイヤーズスイート）や選手ベンチ（右手前）

【座席の一般開放及び飲食店】

スタジアムの座席は日常的に一般開放されており、非試合日はフードホールやスーパーで購入した商品を好きな座席で食べることや、座って寛ぐことが可能で、来訪者はスタジアム＝公園のように過ごしている。フードホールは試合の有無を問わず盛況で、モバイルオーダーにも対応している。専用アプリ内決済を含むキャッシュレス決済が基本であるが、現金を一時利用可能な QR コードやチャージ端末がスタジアム内に整備されている。

また、場内に設置された自動販売機はダイナミックプライシングを導入することで試合日の他飲食店舗との価格統制を図っている。



図 105 フードホールの様子

【屋根・芝】

スタジアム内の座席は全席屋根付きであり、雨天時でも快適に観戦できる一方で、屋根による日照不足や風通しの悪さなど、天然芝への影響も懸念されている。実際に試合日翌日には、送風機や投光器を用いて天然芝の生育補助を行っており、来年度にはグローライトを導入し、日照不足対策を講じる予定である。



図 106, 107 スタジアムを覆う屋根・送風機稼働の様子

【芝の管理と多目的利用】

天然芝の管理にあたっては、常駐のスタッフが2名おり、最盛期にはアルバイトも含めて約20名で対応を行っている。現状のスタジアムの利用はV・ファーレン長崎しかないものの、将来的には高校サッカー等のアマチュア利用にも対応する予定である。なお、敷地内に圃場はなく、試合ごとにロール発注し、部分修繕を行っている。

また、スタジアム内にできる認可外保育園が園庭として利用することや、商業テナントに入るアウトドアブランドがデイキャンプとして利用すること等多目的利用も検討されている。ただし、あくまでもサッカーを行う最良の環境を提供することを主眼としているため、天然芝の関係から多くても年間稼働25日が目安とされ、収益性については、あくまで、スタジアムシティ全体で考えられている。

【プレイヤーズスイート】

スタジアムのバックヤードには諸室があるものの、一部を除いて一般客は入場することはできない。選手入場口の横には、スタジアムで最も高価なVIP席の購入者が利用可能なラウンジが存在しており、利用者は試合前に食事を楽しむことができる。VIPBOXは10室あり、広さに応じて複数の価格設定がされている。また、試合日以外はホテルの客室としての利用もできるようになっている。



図 108, 109 選手入場口・VIP ラウンジ

【記者会見室】

プレイヤーズスイート専用ラウンジ横には記者会見室が存在しており、プレイヤーズスイート専用ラウンジからその様子を覗くことができるように、ガラスの仕切りが設置されている。



図 110, 111 記者会見室・記者会見室から見たVIP ラウンジの様子

【その他諸室・流し場】

プレイヤーズスイート専用ラウンジと記者会見室を抜けると、諸室に繋がる廊下が見える。諸室は試合日以外にはリージョナルクリエイション長崎の従業員等が執務室として利用するなど、試合日に限らず有効活用がなされている。

また、選手入場口とも繋がる当廊下には流し場も設置されており、選手は選手控室に向かう途中に自らのスパイク等を洗うことが可能となっている。

【選手控室・ウォーミングアップ室】

選手控室は青を基調としたデザインとなっており、ホームだけではなく、アウェーの控室も同様の作りになっている。ホームチームであるV・ファーレン長崎のロゴ等がないデザインとなっているが、これは将来的に高校サッカー等のプロによる利用に限らない幅広い利用も見越していることに由来する。

選手控室からすぐの場所に存在するウォーミングアップ室は、床に人工芝が設けられ、選手が試合にスムーズに入れるような作りとなっている。ウォーミングアップ室にはコンクリートの壁が設置されており、体を動かすだけでなく実際にボールを使ったアップも可能となっている。



図 112, 113 選手控室・ウォーミングアップ室

選手が利用する選手控室やウォーミングアップ室には、選手や監督の意向が反映されており、選手控室の各ロッカーへの充電プラグ設置や、ウォーミングアップ室のボール当て用の壁設置は選手や監督へのヒアリングを通して追加に至っている。

(5) 付帯施設の様子

- HAPPINESS ARENA

【HAPPINESS ARENA 概要】

スタジアムと共に長崎スタジアムシティのスポーツ機能を担う HAPPINESS ARENA は、Bリーグ長崎ヴェルカのホームアリーナであり、試合時には約 6,000 人を、コンサートやイベント時には約 4~5000 人を収容する多目的アリーナである。

アリーナの屋上にはフットサルコートが設置されており、視察日時点では日中は誰でも無料で利用できるオープンスペースとなっていた。



図 114 HAPPINESS ARENA

(出典：長崎スタジアムシティ HP)

【クラブハウス・北広場】

アリーナにはホームチームである長崎ヴェルカのクラブハウスが併設されており、選手の練習風景をガラス越しに見ることができる。また、アリーナの前の北広場には、名前やメッセージを刻むことができるレンガが埋め込まれている。当レンガは、長崎スタジアムシティ開業前にベーシックプランでは 1.8 万円、プレミアムプランでは 30 万円でレンガ刻印権として販売され、ふるさと納税の制度も活用された。



図 115, 116 長崎ヴェルカクラブハウス・北広場のレンガ刻印

【ネーミングライツ】

アリーナのネーミングライツは、コカ・コーラボトラーズジャパンが取得した。

【搬入口】

アリーナはU字型の形状となっている。搬入口も設けられ、機材車はそのままアリーナ内部まで搬入が可能であり、ユーザーフレンドリーな作りとなっている。



図 117, 118 アリーナマップ・機材搬入口

【可変型アリーナ】

バスケット等の試合時は約 6,000 人を収容し、コンサートやイベント時に約 4,500 人を収容するアリーナであるが、座席上部にはカーテンが設けられており、カーテンを仕切りとすることで、約 2,000 人収容とするモードもオプションとして提供が可能となっている。このような多様なアリーナの使い方を実現することで、アリーナでは年間稼働 100 日を目標にしている。

【事業性確保のための方針】

試合日（約 30 日）以外の稼働は、現状ジャパネットグループによる自主興行が半数を占める。興行主のニーズに合わない収容規模であるため、まずはアウェー戦のパブリックビュー等の自主興行で稼働を高め、将来的に自前での機材提供といったパッケージを磨くことで貸館誘致を図るという段階的な方策が目指されている。

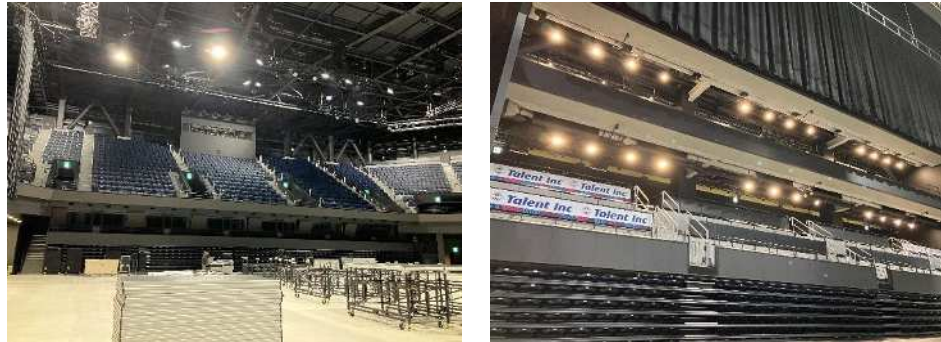


図 119 アリーナの様子（フロアレベル）

【VIP BOX】

VIP BOX が 1.5 階に位置している点が特徴である。これは、収容人数が 2,000 人のモードとなった際にカーテンの影響を避けるための対応である。

【VIP ラウンジ】

アリーナには VIP ラウンジがあり、マルチディスプレイで、飲食を楽しみながら試合を観戦することができる。提供される食事は、ラウンジ裏の調理場で作られた料理が提供されており、高いホスピタリティも備えている。



図 120 アリーナ VIP ラウンジの様子



図 121, 122 アリーナ VIP ラウンジのビュッフェ・バックヤードの調理場

アリーナ VIP ラウンジとトイレにはネーミングライツが導入されている。今後の見込みとして、未だライツの販売余地が多くあるとし、今後は事業部における営業機能の強化を図るとされている。

• STADIUM CITY NORTH

【STADIUM CITY NORTH 概要】

STADIUM CITY NORTH は、長崎スタジアムシティ内にある長崎県内で最大級の規模を誇る 12F 建てのオフィスビルである。主要機能である賃貸オフィスのほか 1F から 3F は商業フロアとなっており、4F には大学が入居している。

表 20 STADIUM CITY NORTH フロア概要

フロア	主な機能	テナント
12F (屋上)	屋上庭園・ジップライン	・ジップライン
11F	共有会議室・応接室	—
10F	コワーキングスペース	・WORK@NAGASAKI
5F～9F	オフィス	・計 16 社
4F	大学	・長崎大学
3F	商業	・FLAGSHIP STORE (チームストア) ・CHARA (セレクトショップ) ・BRAND YUKICHI (買取販売店) ・J heart (写真屋)
2F		・ジップライン・見学ツアー受付 ・ジャパレクラボ (通販直営店) ・MINECRAFT POP UP STORE ・MAP Design GALLERY (雑貨) ・長崎の猫雑貨
1F		・ローソン ・NGS COFFEE (カフェ) ・Pain de Vie (パン) ・オランダヤ (花)

(出典：長崎スタジアムシティ HP)

【賃料見合いの付加価値】

賃貸オフィスの賃料は周辺相場の 2 倍とされている中で、開業時点の床ベースでほぼテナントが埋まっており、共用ラウンジや貸会議室等の付加価値の提供や、長崎大学が入居することによる産官学連携への期待が、高賃料であってもテナントの入居を促す要因になったとされている。

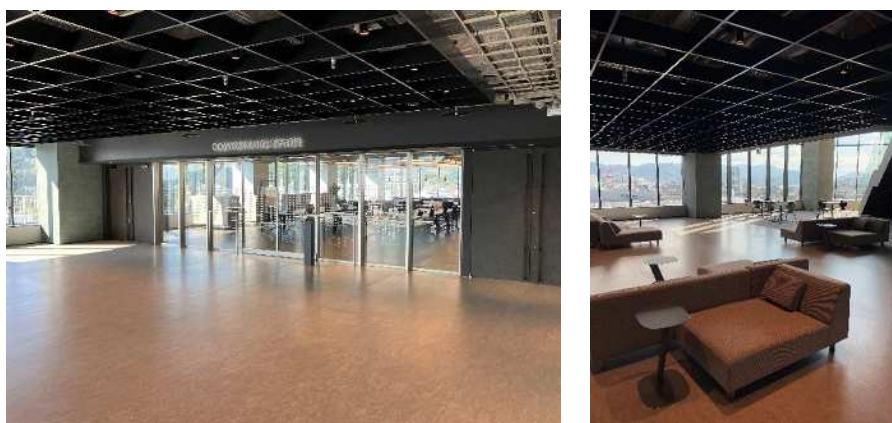


図 123, 124 コワーキングスペース・共用ラウンジ



図 125 10F から 11F にかけて吹き抜け型となっている共用ラウンジ
(出典：長崎スタジアムシティ HP)

【ジップライン】

オフィス棟屋上には、STADIUM CITY NORTH と商業棟である STADIUM CITY SOUTH を結び、スタジアム上空を滑走しながら、港や稲佐山など長崎の絶景を楽しめるジップラインが整備されている。ジップラインは、海外の施設視察時にアイデアを得ており、サッカースタジアム上空を滑走するジップラインは、日本初となっている。

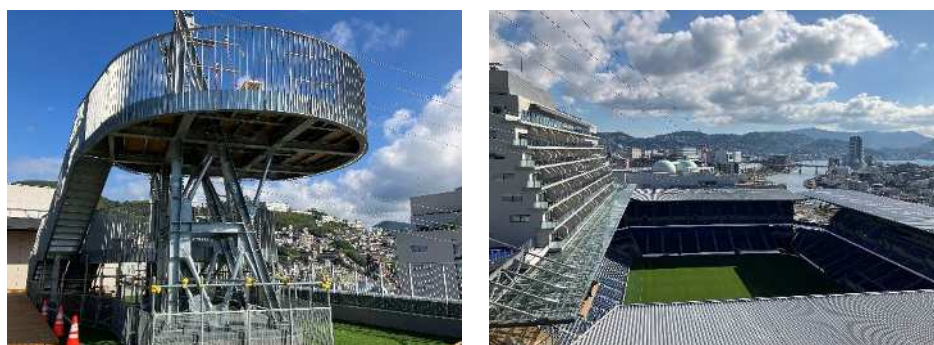


図 126 ジップライン (左：乗り場、右：滑走路)

- STADIUM CITY SOUTH

【STADIUM CITY SOUTH 概要】

STADIUM CITY SOUTH は、長崎スタジアムシティにあるショッピングモールである。長崎初出店のショップやレストラン、習い事教室やアミューズメント施設、温浴施設など、365 日楽しめる場所が実現されており、床ベースで 90%が契約済となっている。

表 21 STADIUM CITY SOUTH フロア概要

フロア	主な機能	主なテナント
8F (屋上)	ジップライン	・ジップライン (終点)
7F	—	—
6F	温浴施設	・ ONSEN&SAUNA YUKULU
5F	教育	・ 英進館 (学習塾)
4F	アミューズメント	・ VS STADIUM NAGASAKI
3F	商業 (アパレル)	・ ニューバランス ・ スノーピーク ・ プーマ ・ その他アパレルショップ等
2F	商業 (スーパー、カフェ等)	・ スターバックス ・ Foodway (スーパー) ・ マツモトキヨシ ・ その他カフェ・飲食店等
1F	商業	・ Softbank (携帯ショップ)

(出典：長崎スタジアムシティ HP)

【テナント誘致方針】

テナント誘致にあたっては、アパレル特化などで周辺施設との競合を避け、時間消費型をコンセプトに誘致している。一方で、新しい概念の施設であることから、入居テナントからは試合日以外での閑散が懸念され、歩合比率を高めた賃料設定となっており、商業テナントの 3 割は、ジャパネットグループによる直営となっている。

また、利用客が長崎スタジアムシティを公園の一部のように使うといった目的を果たすため、特にスーパーマーケット、ドラッグストア、カフェの誘致に注力された。スーパーは売上・評判共にスタジアムシティ随一であり、試合日でも購入品をスタジアムに持ち込めることもあり、入場規制がかかるほど盛況であった。



図 127 STADIUM CITY SOUTH 外観

- STADIUM CITY HOTEL NAGASAKI

【STADIUM CITY HOTEL NAGASAKI 概要】

STADIUM CITY HOTEL NAGASAKI は、長崎スタジアムシティ内にあるホテルである。スタジアムを眼下に隣接しており、客室によってはスタジアムビューを楽しむことができる。

表 22 STADIUM CITY HOTEL NAGASAKI フロア概要

フロア	主な機能	主なテナント
14F	飲食	・ THE CLUB Nagasaki (レストラン) ・ THE BAR NAGASAKI (バー) ・ 各種レストラン等
13F	—	—
8F～12F	宿泊	・ 客室
7F	サービス・飲食	・ ホテルフロント ・ ウェディングサロン ・ 各種レストラン・カフェ等
6F	リラクゼーション	・ SPRING TREE SPA (スパ) ・ サウナ・プール・天然温泉・ジム
5F	—	—
4F	ホール	・ バンケットホール
3F	飲食	・ スタジアムコンコース各店舗
2F	飲食	・ フードホール各店舗

(出典：長崎スタジアムシティ HP)



図 128 スタジアムビューが楽しめるホテル

【ホテルの稼働率】

開業1ヶ月時点でのホテルの稼働率は約40～50%であり、Jリーグのシーズンが終わるこれからの時期に稼働をどのように高めていくかは管理・運営を担うリージョナルクリエーション長崎が課題としている。

また、ホテル側のスタジアム座席のみ屋根が透明となっており、これは天然芝の生育への影響と、ホテルからの眺めに配慮された作りである。

【スタジアムツアー】

1 回 90 分 3,500 円（スタアリツアー基本料金）で実施され、多い日で 1 日 12 本、定員 40 名で計 400 人以上の利用がある。

【防災機能】

長崎スタジアムシティは国直接補助「防災・省エネまちづくり緊急促進事業」の交付を受ける要件として、市との防災協定の締結が必要となっている。

令和 6 年度中の締結に向けて詳細は協議中であるが、一時避難所として 5,000 人収容を想定している。スタジアムシティの利用者・従業員を 3 万人のうち、2.5 万人を徒歩等帰宅者と仮定して算定した。したがって試合日は近隣住民の受け入れは想定していない。

(6) 周辺環境の様子

【位置条件】

長崎スタジアムシティでは、施設の東西が道路に面していることから交通渋滞が懸念されるほか、近隣に 15F 建てのマンションや小学校学区があるため、騒音も懸念されている。



図 129 長崎スタジアムシティの位置条件

(出典：Google map)

【交通対策】

長崎スタジアムシティでは、周辺の渋滞を緩和することを目的に、以下のような交通対策を実施している。各取り組みによって、駐車場は基本的には 50～100 台程スペースが余る状態となっており、周辺への過度な影響は生じていない。

表 23 長崎スタジアムシティの主な交通対策

類型	実際の取り組み
ハード	・敷地内に待機列が作れるよう駐車場のバーを出口から遠くに設定 ・車両動線確保のための目的別の駐車場出入口設置 ・パークアンドライド駐車場の準備（約 550 台で多い日で 300 台程度の利用） ・市内提携駐車場の準備
ソフト	・公共交通機関による来場の推奨 ・試合日における駐車場の完全予約制導入 ・試合日における駐車場料金の高値設定（1 日 4,000 円/台） ・駐車場空き情報の可視化（ネット・サイネージ等）

（出典：リージョナルクリエーション長崎との意見交換を基に PwC 作成）

視察日当日の 16 時頃、長崎スタジアムシティから JR 浦上駅までの時間貸し駐車場約 400 台分（大半が 30 分 100 円設定）が満車であり、一部入庫待ちで路上停車している車があることを確認した。近隣商業施設の人の出入りも多かったが、長崎スタジアムシティにおいて 14 時から J リーグ、17 時から B リーグの試合が重なったことも要因の一つと考えられる。

また、高架下側の道路には、障害物が設置されているほか、試合日には警備員も配置されており、路上駐車を防ぐ対策も行われている。その甲斐もあり、試合日と非試合日共に過度な路上駐車や車の滞留は確認できなかったが、試合日には何件かタクシーを用いた来場が確認された。



図 130 施設の東西に位置する道路（左：稲佐山側、右：高架下側）

なお、リージョナルクリエーション長崎は交通渋滞策に関して長崎市からアドバイスを受けており、高架下側の道路計画にあたっては、JR の高架下事業とのタイミングが一致したため、同社の計画も盛り込み道路計画が変更されている。

【地域住民とのコミュニケーション】

リージョナルクリエーション長崎では、騒音対策等地域住民への配慮に注力している。特に地元とのコミュニケーションについては、基本設計段階の 2019 年から開始されており、理解促進に努めている。

計画段階においては、行政とも連携し市報等で告知を行った上で、2 ヶ月の間に週に 3 回地元向けに説明会を実施した。また、地元の自治会とも密に連携を図り、近隣の小学校に係る 2 自治会と、スタジアム北東に位置する 15F 建てマンションの自治会とも連携を取っている。開業後も、月次で行われる自治会の定例会に出席しており、開催イベントなどの告知、クレーム対応を行っている。

【雇用】

長崎スタジアムシティでは、グループ全体で約 5,000 人雇用し、うちスタジアム・アリーナで約 1,200 人（リージョナル 881 人、フーズ 316 人、イベント 31 人）となっている。

【騒音の状況】

スタジアムシティからの音については、非試合日は周辺道路等においても、特段気になる点はないが、試合日は鳴り物や歓声の影響で先に挙げた 15F 建てのマンション付近では音漏れが確認された。実際にスタジアムから上に抜けた音が高層階に響くケースもあり、高層階の住民からクレームがしばしば確認される。

【クレーム】

開業以降は騒音に限らず、オフィス棟からの光の反射や長崎スタジアムシティの来場者による私有地への侵入、ポイ捨て等大小さまざまなクレームは増加している。各種課題への対応についてはリージョナルクリエイション長崎が全ての窓口対応を行っている。なお、開業以来、長崎市に対しては住民等からの意見が入ることはなく、今後問題が生じた際にトライ&エラーで対応していくとされている。

(7) 総評

【スタジアムの様子】

公園のようなスタジアム・多様な世代が集う交流拠点

ピーススタジアムは、公園の中にスタジアムがあるような形が目指されており、非試合日にはスタジアムが一般開放されている。来場者はフードホールやスーパーで購入した商品を自分が好きな座席で楽しむことができるなど、試合の有無を問わず、来場者が楽しみ・憩えるスタジアムとなっている。

コンコースや付帯施設を日常的に広く一般に開放することで、プロスポーツ観戦者のみならず地域住民を含めた多様な世代が集う交流拠点になり得ると考える。

【スタジアムの稼働】

フィールドを活用した多目的利用による稼働率向上

スタジアムは現状 V・ファーレン長崎の利用しかないものの、将来的には保育園の園庭としての活用や、商業テナントに入るアウトドアブランドによるデイキャンプでの活用、高校サッカー利用など、多目的利用も検討されている。

プロサッカー利用のみの場合は年間 20～30 日しかピッチが稼働しない状況となり、年間の大半が未稼働となることが想定されるため、既存のスポーツイベントの開催など多目的利用による稼働率向上が求められる。

【スタジアムの事業収支】

スタジアム単体の収支想定

長崎スタジアムシティにおいては、スタジアムはあくまでサッカーを行う最良の環境を目指しており、天然芝の関係から稼働が制限されるため、スタジアム単体ではなく、スタジアムシティ全体での収益性で考えられている。

【付帯施設の様子】

多機能・複合化・全体コンセプトの必要性

長崎スタジアムシティは、スタジアムを軸としてアリーナ・ホテル・オフィス棟・商業棟で構成される複合施設となっており、施設毎の収支ではなく複合施設全体での収支によって運営が計画されている。また、スタジアムVIPのホテル客室としての活用や商業棟で購入した商品のスタジアムでの飲食など、各施設同士で相乗効果を図るような結び付きが確認されている。

葛飾区では、スタジアムだけでなく公園用地全体でのコンセプト策定の必要性があり、公園全体で来場者が満足できる仕組みが求められる。

【交通対策】

車を呼び込まない取り組み

長崎スタジアムシティは、近傍に県道があることから、リージョナルクリエーション長崎は交通対策に注力しており、周辺道路の渋滞を緩和することを目的に、公共交通機関の利用促進やパークアンドライドの利用など、そもそもスタジアムに車を呼び込まないような施策を中心に対策を行っている。

葛飾区も駅に近い立地で、かつ周辺が住宅地であり狭い道路も多いことから車を呼び込まない施策が望まれると考える。

【騒音対策】

地域住民との密なコミュニケーション

長崎スタジアムシティは、近傍に高層分譲マンションがあるなど地域住民への配慮も必要な立地となっている。騒音対策に関しては、計画段階から自治会等地元とのコミュニケーションを密に行っているほか、開業後も月次の自治会に定例会に出席しながら、大型イベントの周知や課題対応を行っている。

地域住民との事前のコミュニケーションやアフターケアを丁寧に行い、信頼関係を築くことが重要であると考えられる。

庶務報告　No. 1		
総	務	部
令和 7 年 2 月 2 1 日		

損害賠償等請求事件の判決について

総務課

次のとおり、損害賠償等請求事件の判決があったため、報告するもの

1 原告の主張

葛飾区が弁護士との間で締結した、葛飾区私立保育所等扶助要綱に基づく扶助費支出に係る業務委託契約（以下「本件委託契約」という。）につき、本件委託契約を締結すること及びこれに基づく支出が違法であるから、葛飾区の執行機関である被告に対し、本件委託契約の契約代金相当額である110万円及び遅延損害金について、本件委託契約締結当時葛飾区長であった青木克徳に対する損害賠償請求をするよう求めるとともに、本件委託契約締結当時子育て支援課長であり本件委託契約を締結した橋本幸夫に対して賠償命令をすることを求める。

2 訴訟の内容

(1) 事件名 [REDACTED] 損害賠償等請求事件

(2) 裁判所 東京地方裁判所

(3) 原告

[REDACTED]

(4) 被告

葛飾区長

(5) 請求の趣旨

ア 被告は、青木克徳に対して、110万円及びこれに対する令和4年9月16日から支払済みまで年3分の割合による金員を支払うよう請求せよ

イ 被告は、橋本幸夫に対し、110万円及びこれに対する令和4年9月16日から支払済みまで年3分の割合による金員の賠償の命令をせよ

ウ 訴訟費用は被告の負担とする
との判決を求める。

(6) 判決の趣旨

ア 原告の請求をいずれも棄却する。

イ 訴訟費用は原告の負担とする。

(7) 判決の理由

本件委託契約を締結したことにつき、本件委託契約の担当者がその裁量権の範囲を逸脱し、又はこれを濫用したとは認められないから、本件委託契約の締結が違法であるとは認められず、原告の請求には理由がない。

3 事件の経過

- (1) 令和5年10月10日 訴えの提起（葛飾区へ訴状が送達されたのは、同月25日）
- (2) 令和6年2月9日 第1回弁論準備手続期日
- (3) 令和6年4月15日 第2回弁論準備手続期日
- (4) 令和6年6月3日 第3回弁論準備手続期日
- (5) 令和6年8月22日 第4回弁論準備手続期日
- (6) 令和6年10月25日 口頭弁論期日
- (7) 令和7年1月15日 判決言渡期日

庶務報告 N o . 2		
総	務	部
令和 7 年 2 月 2 1 日		

遅延損害金請求控訴事件について

総務課

令和 6 年 7 月 23 日に東京地方裁判所に訴えの提起があり、同年 11 月 12 日に判決の言渡しが行われた事件について、次のとおり、同月 13 日に東京高等裁判所に控訴の提起があったため、報告するもの

1 第一審における控訴人の主張

被告は、原告世帯に対し、8 月分住宅扶助費を令和 3 年 8 月 1 日に支払うべき義務があったにもかかわらず、これを怠った。被告は、遅くとも令和 4 年 1 月 24 日に 8 月分住宅扶助費の支払が必要なことを認識していたから、過失が認められる。原告は、8 月分住宅扶助費の遅延により、遅延損害金相当額として 4,073 円のほか 5,927 円の合計 1 万円の損害を被った。

2 第一審の判決

- (1) 原告の請求を棄却する。
- (2) 訴訟費用は原告の負担とする。

3 第二審における控訴人の主張

被告は、令和 3 年 8 月 1 日時点で原告世帯に対し 8 月分住宅扶助を適用すべき状態にあったにもかかわらず令和 5 年 7 月 11 日まで支給決定を行わなかった。当該決定の遅れは、国家賠償法第 1 条第 1 項違反であり、遅延損害金相当額の 4,073 円が精神的損害を除く損害として妥当である。加えて、住宅扶助費分の捻出に係る精神的損害は 5,927 円を下らないため、損害額は合計 1 万円を下らない。

4 控訴の内容

- (1) 事件名 XXXXXXXXXXXXXXXXXXXX 遅延損害金請求控訴事件
- (2) 裁判所 東京高等裁判所
- (3) 控訴人



(4) 被控訴人

葛飾区

(5) 控訴の趣旨

ア 原判決を取り消す。

イ 被控訴人は控訴人に対し、金 1 万円に対する令和 6 年 7 月 23 日から支払済み
まで年 3 分の割合による金員を支払え。

ウ 訴訟費用は、第一、二審とも、被控訴人の負担とする。
との判決を求める。

5 事件の経過

(1) 令和 6 年 7 月 23 日 訴えの提起（葛飾区へ訴状が送達されたのは、令和 6 年 8
月 22 日）

(2) 令和 6 年 10 月 29 日 口頭弁論期日（原告による訴えの変更申立て）

(3) 令和 6 年 11 月 12 日 判決言渡期日

(4) 令和 6 年 11 月 13 日 控訴の提起（葛飾区へ控訴状が送達されたのは、令和 7 年
1 月 16 日）

(5) 口頭弁論期日は現時点で指定されていない。

6 区の方針

特別区人事・厚生事務組合法務部と協力して応訴する。

庶務報告 No. 3
総 務 部
令和 7 年 2 月 2 1 日

総合庁舎整備に係る保留床取得について

総合庁舎推進担当課

総合庁舎技術担当課

1 趣旨

立石駅北口地区市街地再開発組合(以下「再開発組合」という。)では、令和7年5月に予定している建築工事請負契約締結に向けて取組を進めている。

これに関し、令和7年1月20日の総務委員会において、新たな資金計画案とともに、区と再開発組合で締結している「組合保留床の譲渡に関する協定書」の変更案や、再開発組合が特定業務代行者と締結する工事請負契約の内容について報告したところである。

このことを受け、その後、再開発組合では工事請負契約について関係者間の協議を行っているが、その状況について報告するものである。

2 協議の状況について

別添資料1のとおり

(参考) 組合保留床の譲渡に関する協定書の変更案

別添資料2のとおり

(参考) 東棟の建設を施工する特定業務代行者が再開発組合に提案している請負契約約款の特約案

別添資料3のとおり

3 今後のスケジュール

令和7年3月末 組合保留床の譲渡に関する変更協定の締結

令和7年5月 再開発組合と特定業務代行者の間で建築工事請負契約締結

協議の状況について

- 1 東棟を建築する特定業務代行者から提案された特約案について
 - ・再開発組合は、受け入れられないと主張
 - ・再開発組合と特定業務代行者で国交省基準によるスライド条項の運用方法を検証中
- 2 スライド条項の追加について
 - ・再開発組合、特定業務代行者ともに、工事請負契約に盛り込む方向で協議中
- 3 ベースとするスライド条項の規定について
 - ・再開発組合は、国交省基準をベースに工事請負契約に盛り込むよう、特定業務代行者に検討を依頼
- 4 その他
 - ・再開発組合は、工事請負契約と「組合保留床の譲渡に関する協定書」に設けるスライド条項を同じ運用とすべきと考えている。

協定書変更案

(再開発組合と葛飾区で締結している庁舎床の譲渡に関する協定の変更案)

組合保留床の譲渡に関する協定書 (案)

- 1 立石駅北口地区市街地再開発組合(以下「甲」という。)と葛飾区(以下「乙」という。)とは、甲が都市再開発法(昭和 44 年法律第 38 号以下「法」という。)に基づき施行する立石駅北口地区第一種市街地再開発事業(以下「本事業」という。)に係る権利変換計画(法第 72 条の規定により甲が作成する権利変換計画をいう。)において、法第 108 条第 1 項第 1 号により甲が乙に譲渡する予定の施設建築物の部分(以下「組合保留床」という。)に関して、次のとおり協定書を締結する。
- 2 令和 5 年 2 月 6 日付けで甲と乙が締結した「組合保留床の譲渡に関する協定書」は、廃止する。

(目的)

第 1 条 甲及び乙は、本事業により整備される組合保留床の概要及び甲から乙へ譲渡する予定の組合保留床に関する事項を確認するため本協定書を締結する。

(組合保留床の概要)

第 2 条 甲が乙に譲渡する予定の組合保留床の概要は、次の表のとおりとする。

組合保留床の概要				
	用途	構造	位置	専有部分面積
施設建築物 (東棟)の専有部分	庁舎、駐車場、 アンテナ機械室	鉄筋コンクリート造	地下 3 階から 地上 13 階までの 一部、 塔屋の一部	22,371.20 m ² 及び 2 階、 3 階 2,131.90 m ² のうち 213190 分の 79584
施設建築物 (東棟)の共用 部分の共有持分	庁舎共用部分(予定 面積 5,399.06 m ²) の共有持分	2 階及び 3 階 : 1000000 分の 99799 のうち持分 213190 分の 79584 4 階 : 1000000 分の 100951 5 階 : 1000000 分の 100694 6 階 : 1000000 分の 99432 8 階 : 1000000 分の 99432 9 階 : 1000000 分の 99432 10 階 : 1000000 分の 99432 11 階 : 1000000 分の 99432 12 階 : 1000000 分の 53312 13 階 : 1000000 分の 40096 アンテナ機械室 : 1000000 分の 1415		
	庁舎・施設共用部分 (予定面積 1,035.15 m ²) の共有持分	2 階及び 3 階 : 1000000 分の 94798 のうち持分 213190 分の 79584 4 階 : 1000000 分の 95892 5 階 : 1000000 分の 95648 6 階 : 1000000 分の 94450 8 階 : 1000000 分の 94450		

(平成 25 年 9 月)」、「工事請負契約書第 26 条第 5 項 (単品スライド条項) 運用マニュアル (案) (令和 4 年 7 月)」及び「賃金等の変動に対する工事請負契約書第 25 条第 6 項 (インフレスライド条項) 運用マニュアル (暫定版) (平成 26 年 1 月)」の定めるところによる。) の適用により請負契約の金額が変更される場合にあっては、変更後の金額を限度として、組合保留床の譲渡予定価額について協議し、協議が整ったときは、譲渡予定価額を変更する。

3 乙は、必要があると認めるときは、甲に対して、立石駅北口地区第一種市街地再開発事業東棟新築工事の請負契約に基づくスライド条項の適用を求めることができる。

4 甲は、VECD により請負契約の金額が減額される場合にあっては、減額される額を組合保留床の譲渡予定価額から減額する。ただし、VECD により請負契約の金額が減額されることに伴い、甲が受給する補助金等が減額される場合にあっては、当該補助金等が減額される額については、組合保留床の譲渡予定価額から減額しないものとする。

5 甲は、乙が必要と認めるときは、建設関連資材又は工事費の変動等について、乙が必要と認める資料を乙に提供するものとする。

6 別表の組合保留床の譲渡予定価額に含まれる消費税及び地方消費税相当額は、税率を 10% として算定したものとし、本事業の施行期間中に消費税及び地方消費税率が変更となった場合には、当該税率を適用する場合の組合保留床の建物部分に関わる消費税及び地方消費税額の増減額を算定し、増減額分につき譲渡予定価額を増額又は減額調整するものとする。

(組合保留床譲渡契約)

第 4 条 甲及び乙は、本協定書に基づく組合保留床譲渡契約 (以下「譲渡契約」という。) を法第 100 条に規定する工事完了公告の日までに締結するものとする。

2 本協定書において確認された事項の他、組合保留床の譲渡代金の支払条件、契約の目的物の引渡条件などの詳細は、甲乙間で別途協議の上、譲渡契約において定める。

3 譲渡契約の締結に当たっては、葛飾区議会の議決を得た上で手続きを進めるものとする。

(協議事項)

第 5 条 本協定書に定めのない事項が生じたとき、又は本協定書の各条項の解釈について疑義が生じたときは、甲及び乙は相互に誠意をもって協議し解決するものとする。

本協定書の締結を証するため、本書を 2 通作成し、甲及び乙は記名押印の上、各 1 通を保有する。

年 月 日

甲:東京都葛飾区立石七丁目 3 番 18 号
立石駅北口地区市街地再開発組合
理事長 徳田 昌久

乙:東京都葛飾区立石五丁目 13 番 1 号
葛飾区
葛飾区長 青木 克徳

別表（第3条関係）

用途	位置	専有面積（㎡）	譲渡予定価額	
			床予定価額 （千円）	追加仕様費 等予定価額 （千円）
庁舎	3階、エスカレーター、 2階エスカレーター乗り場 含む	2,131.90のうち 持分 213190 分の 79584	1,338,926	2,352,724
庁舎	4階	2,156.51	3,628,124	
庁舎	5階	2,151.03	3,618,904	
庁舎	6階	2,124.08	3,573,563	
庁舎	8階	2,124.08	3,573,563	
庁舎	9階	2,124.08	3,573,563	
庁舎	10階	2,124.08	3,573,563	
庁舎	11階	2,124.08	3,573,563	
庁舎	12階	1,138.85	1,916,007	
庁舎	13階	856.53	1,441,031	
アンテナ 機械室	塔屋1階	30.22	15,346	
駐車場	1階・地下2階 ・地下3階	5,417.66	3,096,714	
合計		22,371.20 及び 2,131.90 のうち 持分 213190 分の 79584	32,922,867	2,352,724

(再開発組合と特定業務代行者の工事請負契約に当たり、東棟建築業者から提案されている特約案)

別紙 物価変動に伴う契約金額の精算方法に関する特約 (案)

(スライド請求の前提)

第1条「工事請負契約約款」第24条（賃金又は物価の変動に基づく契約金額の変更）は次の各号の解釈によるものとする。

- (1) 次に該当するときは、約款第24条第6項でいう「契約金額が著しく不相当となったとき」とみなすものとする。

東京都がインフレスライド条項の適用を認める通知を発し、当該通知が有効であり、かつ、物価変動協議の基点（以下、単に「基点」といい、初回は2025年4月、2回目以降は前回スライド変更時とする）と比して、スライド請求時点における未施工部分（以下「残工事部分」という）に対する請負代金相当額（以下「変動後残工事費」という。）に、 $\pm 1.0\%$ を超える変動が生じていること。

- (2) 次に該当するときは、約款第24条第5項でいう「契約金額が不相当となったとき」とみなすものとする。

鋼材類、燃料油、その他の主要な工事材料（以下「対象品目」という。）について、対象品目ごとの変動額が契約金額の $\pm 1.0\%$ を超えるとき。

- (3) 次の各号をいずれも満たす状態であるときは、約款第24条第1項でいう「契約金額が不相当になったと認めたとき」とみなすものとする。

- ① 基点から9月以上経過していること。
- ② 基点と比して、変動後残工事費に $\pm 1.0\%$ を超える変動が生じていること。

(変動後残工事費の算出方法)

第2条 変動後残工事費の算出は、次の各号によるものとする。

- (1) 国土交通省が公表する次のマニュアルを準用して算出を行う。ただし、次号以降の定めを優先して適用する。

- ① 前条第1項第(1)号の場合

国土交通省大臣官房技術調査課

「賃金等の変動に対する工事請負契約書第25条第6項（インフレスライド条項）運用マニュアル（暫定版）」（平成26年1月）

- ② 前条第1項第(2)号の場合

国土交通省大臣官房技術調査課

工事請負契約書第26条第5項（単品スライド条項） 運用マニュアル（案）（令和4年7月）

③ 前条第1項第(3)号の場合

国土交通省大臣官房技術調査課

「工事請負契約書第25条第1項～第4項（全体スライド条項）
運用マニュアル（暫定版）」（平成25年9月）

（2） マニュアルにおける記載にかかわらず、変更契約金額の算出の際に控除される受発注者の負担率は、いずれも残工事費の1.0%とする。

（3） マニュアル中「6. 物価指数」の記載にかかわらず、以下の資料に基づき変動率を算出する。

① 建設物価調査会が公表する、スライド請求時点で最新である、次の工種別の建築費指数を基礎とする。

東棟：東京/事務所/R C造

② 労務費においては「公共工事設計労務単価」、材料費においては「建設物価」による変動率と前①号の変動率を比較し、いずれか大きい方の変動率を、乙が定める細目ごとに適用する。なお、材工比率については、乙の他工事も含めた実績に基づき算出した比率を適用する。

（4） 前号により算出された変動率が、実勢価格を反映していないと判断される項目については、次の各号に基づいて算出する変動率を適用する。

① 実勢価格とは、乙の下請事業者、サプライヤー、ベンダーからの見積書または契約書、お願い書、メーカーの価格改定願い、価格改定通知等これに類する資料（以下「見積書等」という。）で示される物品やサービスの価格を指すもので、スライド請求時において最新の情報によるものとする。

② 見積書を根拠として実勢価格を示すときは、乙は、乙の2社以上の下請事業者、サプライヤー、ベンダーから見積書を取得するよう努めるものとし、業界の繁忙状況から1社見積とならざるを得ない場合は、甲は、CM等の第三者に業者見積の提示、業者ヒアリングの立会いによる確認を求めることができる。

③ 甲又は乙が相手方に対し、ある項目について実勢価格と当初見

積書（202●年●月の精算見積書の時点における下請事業者、サプライヤー、ベンダーの見積書等をいう。以下同じ。）の変動率が、前号に基づき、当該項目について該当する変動率より大きいことを示した場合には、前号にかかわらず、実勢価格と当初見積書（2回目以降の場合は、前回の実勢価格）の変動率を適用する。

（変動後残工事費の確認）

第3条 変動後残工事費の確認は、次の各号によるものとする。

- ①甲は、乙が提出した資料に関し、その根拠の妥当性を確認する。
- ② 甲の確認期間は、前条による見積書等に基づく計算結果の提出日から2ヵ月間とする。
- ③ 甲は、確認期間において、本条第①号の確認のほか、乙に対して必要な説明や資料提出を求めることができる。

（変更契約金額）

第4条 変更契約金額は、第2条第1項各号の国土交通省マニュアルの「4. 請負代金額の変更」に準拠する。ただし、「 α ：単価合意比率又は請負比率、 Z ：官積算額」の部分については、前2条で算出された変動後残工事費（直接工事費に対し、共通仮設費の料率●%及び経費の料率●%を乗じた額を含む）によるものとする。

（インフレスライドの特則）

第5条 第1条第1項各号の条件をいずれも満たす場合は、同項第1号を優先して適用する。

2. 東京都からインフレスライドの適用を解除する通知が発出された場合は、解除時に第1条第1項第(1)号に基づく精算を行い、以降は同項第(2)号または第(3)号を適用する。なお、再度、東京都からインフレスライドの適用通知が発出されたときは、前項の定めのとおり第(1)号を優先して適用する。

（変更契約の締結）

第6条 前各条に基づく変更契約の締結は、変動後残工事費の算出後2ヵ月以内に行わなければならない。

以上

参考 再開発組合と特定業務代行者の工事請負契約約款案（抜粋）

（賃金又は物価の変動に基づく契約金額の変更）

第24条 甲又は乙は、工期内で契約締結の日から9月を経過した後に日本国内における賃金水準又は物価水準の変動により契約金額が不適當となったと認めたときは、相手方に対して契約金額の変更を請求することができる。

2 甲又は乙は、前項の規定による請求があったときは、変動前残工事金額（契約金額から当該請求時の既済部分に相応する契約金額を控除した額をいう。以下同じ。）と変動後残工事金額（変動後の賃金又は物価を基礎として算出した変動前残工事金額に相応する額をいう。以下同じ。）との差額のうち変動前残工事金額の100分の1を超える額につき、契約金額の変更に応じなければならない。

3 変動前残工事金額及び変動後残工事金額は、請求のあった日を基準とし、物価指数等に基づき甲と乙とが協議して定める。ただし、協議が整わない場合にあっては、甲が定め、乙に通知する。

4 第1項の規定による請求は、この条の規定により契約金額の変更を行った後再度行うことができる。この場合においては、同項中「契約締結の日」とあるのは、「直前のこの条に基づく契約金額変更の基準とした日」とするものとする。

5 特別な要因により工期内に主要な工事材料の日本国内における価格に著しい変動を生じ、契約金額が不適當となったときは、甲又は乙は、前各項の規定によるほか、契約金額の変更を請求することができる。

6 予期することのできない特別の事情により、工期内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、契約金額が著しく不適當となったときは、甲又は乙は、前各項の規定にかかわらず、契約金額の変更を請求することができる。

7 前2項の場合において、契約金額の変更額については、甲と乙とが協議して定める。ただし、協議が整わない場合にあっては、甲が定め、乙に通知する。

庶務報告	No. 4
総務部	
令和7年2月21日	

シティプロモーションの推進について

広報課

1 概要

葛飾区では、地域内外から選ばれ続けるまちを目指したシティプロモーションを進めてきている。区の魅力をさらに知ってもらい、「区民が愛着や誇りをもって住み続けること」「区外の方が区への関心を抱き、訪れたり、住んでみようという意欲を高めること」等のシティプロモーションをさらに促進するために、新たに「かつしかシティプロモーションサイト（ホームページ）」を開設し、更なるイメージアップを図るもの。

2 サイト開設時期

令和8年2月頃を予定

3 予算措置

3,443千円

令和7年度当初予算案に計上

4 他自治体の類似サイト

別紙のとおり

5 その他

シティプロモーションの強化を図るため、令和7年4月から、民間企業でプロモーションやブランディング等の経験を有する外部人材を任期付職員として採用予定

①八王子市シティプロモーションサイト



②町田市シティプロモーションサイト



③流山市シティプロモーションサイト



庶務報告			No.5		
総		務		部	
令和7年2月21日					

専決処分（契約変更）の報告について

契約管財課

報告 番号	専決処分事項	契約の相手	変更内容
1	都市計画道路補助第 261 号線（南水元）整備（その 1）及び排水施設（その 1）工事請負契約の変更	宗明建設株式会社	変更前契約金額及び工期 5 億 6,210 万円 契約締結の日の翌日から令和 7 年 2 月 20 日まで 変更後契約金額及び工期 5 億 8,002 万 4,500 円 契約締結の日の翌日から令和 7 年 3 月 31 日まで
2	葛飾区立道上小学校電気設備工事請負契約の変更	大豊・大洋建設共同企業体	変更前契約金額 4 億 1,415 万円 変更後契約金額 4 億 2,766 万 9,990 円
3	葛飾区立道上小学校給排水衛生設備工事請負契約の変更	株式会社水元設備	変更前契約金額 2 億 3,541 万 1,370 円 変更後契約金額 2 億 3,689 万 870 円
4	葛飾区立道上小学校空調設備工事請負契約の変更	株式会社東和エンジニアリング	変更前契約金額 4 億 4,879 万 7,360 円 変更後契約金額 4 億 5,788 万 9,740 円
5	葛飾区立道上小学校建築工事請負契約の変更	永井・トーヨー建設共同企業体	変更前契約金額 39 億 3,974 万 9,000 円 変更後契約金額 40 億 9,491 万 5,990 円

専決処分（契約変更）の報告について

1 専決処分事項

都市計画道路補助第261号線（南水元）整備（その１）及び排水施設（その１）工事
請負契約の変更

2 契約の相手

東京都葛飾区西水元一丁目15番4号

宗明建設株式会社

代表取締役 木 内 竜 平

3 変更内容

(1) 変更前契約金額及び工期

5 億6,210万円

契約締結の日の翌日から令和7年2月20日まで

(2) 変更後契約金額及び工期

5 億8,002万4,500円

契約締結の日の翌日から令和7年3月31日まで

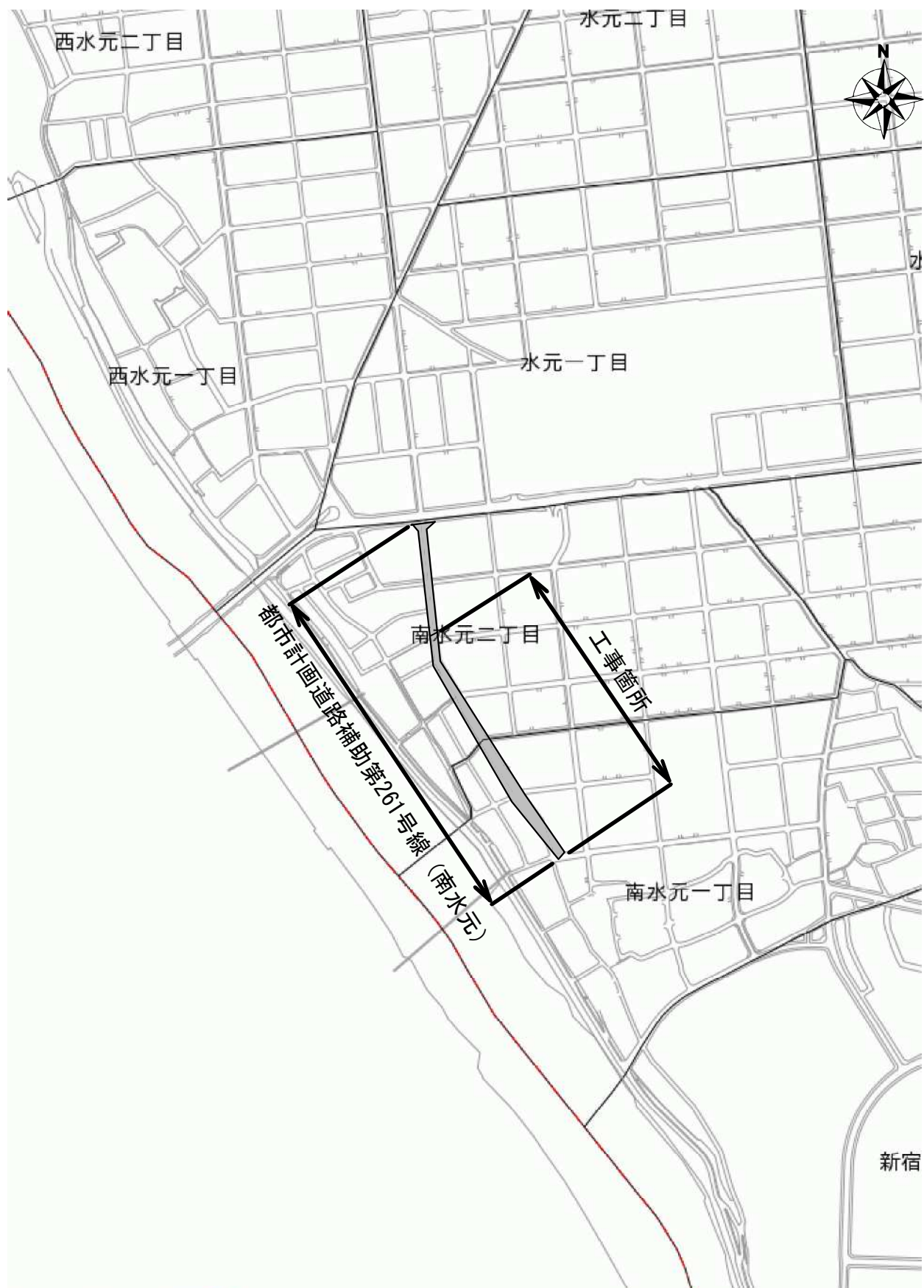
4 変更理由

- (1) 労務単価及び資材価格が上昇したため、工事請負契約約款に規定する全体スライド条項に基づき、契約金額の変更を行った。
- (2) 周辺の宅地開発が進み、通信事業者から配線の増設要望があったため、地中化する電気及び通信施設の規格を大きくした。
- (3) 本工事に関連する水道工事業者が、能登半島地震の復興支援に派遣されたことを受け、水道管の移設工事が一時中止となった。そのため、本工事も一時中止となったことから、工期の延伸と諸費用の増額を行った。

5 専決処分年月日

令和7年1月16日

案内図



専決処分（契約変更）の報告について

1 専決処分事項

葛飾区立道上小学校電気設備工事請負契約の変更

2 契約の相手

東京都葛飾区亀有四丁目 6 番11号

大豊・大洋建設共同企業体

構成員（代表者） 東京都葛飾区亀有四丁目 6 番11号

大豊電設株式会社

代表取締役 飯 塚 悦 永

構成員 東京都葛飾区水元三丁目 9 番11号

株式会社大洋電設

代表取締役 穴 澤 辰 幸

3 変更内容

(1) 変更前契約金額

4 億1,415万円

(2) 変更後契約金額

4 億2,766万9,990円

4 変更理由

労務単価及び資材価格が上昇したため、工事請負契約約款に規定する全体スライド条項に基づき、契約金額の変更を行った。

5 専決処分年月日

令和 7 年 1 月17日

専決処分（契約変更）の報告について

1 専決処分事項

葛飾区立道上小学校給排水衛生設備工事請負契約の変更

2 契約の相手

東京都葛飾区西水元一丁目 8 番 5 号

株式会社水元設備

代表取締役 鈴木 秀 樹

3 変更内容

(1) 変更前契約金額

2 億3,541万1,370円

(2) 変更後契約金額

2 億3,689万870円

4 変更理由

労務単価及び資材価格が上昇したため、工事請負契約約款に規定する全体スライド条項に基づき、契約金額の変更を行った。

5 専決処分年月日

令和 7 年 1 月 17 日

専決処分（契約変更）の報告について

1 専決処分事項

葛飾区立道上小学校空調設備工事請負契約の変更

2 契約の相手

東京都葛飾区西亀有四丁目13番6号

株式会社東和エンジニアリング

代表取締役 山 村 憲 二

3 変更内容

(1) 変更前契約金額

4 億4,879万7,360円

(2) 変更後契約金額

4 億5,788万9,740円

4 変更理由

労務単価及び資材価格が上昇したため、工事請負契約約款に規定する全体スライド条項に基づき、契約金額の変更を行った。

5 専決処分年月日

令和7年1月17日

専決処分（契約変更）の報告について

1 専決処分事項

葛飾区立道上小学校建築工事請負契約の変更

2 契約の相手

東京都葛飾区お花茶屋一丁目 3 番 5 号

永井・トーヨー建設共同企業体

構成員（代表者） 東京都葛飾区お花茶屋一丁目 3 番 5 号

永井建設株式会社

代表取締役 永 井 孝 志

構成員 東京都葛飾区柴又七丁目 1 番11号

株式会社トーヨー富士工

代表取締役 角 田 隆 二

3 変更内容

(1) 変更前契約金額

39億3,974万9,000円

(2) 変更後契約金額

40億9,491万5,990円

4 変更理由

- (1) 労務単価及び資材価格が上昇したため、工事請負契約約款に規定する全体スライド条項に基づき、契約金額の変更を行った。
- (2) 解体した既存校舎の跡地より、当初想定していなかったコンクリートガラ等の地中障害物が確認されたため、撤去及び処分を行った。また、地中障害物を撤去したことにより地盤が緩んだため、地盤改良を行った。
- (3) 学校関係者や近隣住民の安全をより一層確保するため、警備員の数を増やした。

5 専決処分年月日

令和 7 年 1 月 21 日

案 内 図



庶務報告	N o . 6	
総	務	部
令和 7 年 2 月 2 1 日		

専決処分（訴えの提起）の報告について

収納対策課

1 専決処分事項

訴えの提起

2 裁判所事件番号及び事件名

東京簡易裁判所 [REDACTED] 差押債権取立請求事件

3 訴訟物の価額

金126万0000円

4 当事者

(1) 原告 葛飾区

(2) 被告 [REDACTED]
[REDACTED]

5 訴えの趣旨

(1) 被告は、原告に対し、金126万0000円並びにこれに対する本訴状送達日の翌日から支払済みまで年3分の割合による金員を支払え。

(2) 訴訟費用は、被告の負担とする。

との判決並びに第1号について仮執行宣言を求める。

6 事案の概要

原告は、訴外 [REDACTED]（以下「滞納者」という。）に対して、令和5年3月27日現在、既に納期限を経過した特別区民税・都民税（以下「本件区民税等」という。）に係る徴収権を有していた。

滞納者は、債権差押通知書が被告に送達された令和5年3月28日以前から現在まで被告の取締役の地位にあり、被告から、国税徴収法第76条第1項規定の「給与等」に当たる役員報酬の支払いを受けている。

原告は、本件区民税等を徴収するため、令和5年3月27日付け債権差押通知書をもって、滞納者の被告に対する給与等に係る債権のうち、本件区民税等相当額（以下

「本件差押債権」という。)を差し押さえた(以下「本件差押え」という。)

本件差押えは、送達の日である令和5年3月28日に債権差押えの効力が生じ、原告は本件差押債権につき取立権を取得した。

令和7年1月1日現在、本件差押えに係る本件区民税等の滞納金は198万8211円(本税57万9511円、延滞金140万8700円)である。

他方で、滞納者提出の「報酬の差押え承諾書」により、原告の令和5年5月から令和6年12月まで(20か月)の給与等に係る取立可能額の総額は、126万円である(式：63,000円×20回)。

原告の催告にもかかわらず、被告からの納付及び連絡がないため、本件訴えを提起する。

7 専決処分年月日

令和7年1月29日

庶務報告 No. 1
地域振興部
令和7年2月21日

(仮称) かつしかアート・カルチャー基本方針（案）について

文化国際課

1 概要

令和6年12月の総務委員会において、(仮称) かつしかアート・カルチャー基本方針（素案）を報告したのち、令和6年12月から令和7年1月にかけて、区民意見提出手続（パブリック・コメント手続）を実施した。

当該手続の実施結果等を踏まえ作成した、(仮称) かつしかアート・カルチャー基本方針（案）を報告するもの

2 区民意見提出手続（パブリック・コメント手続）の実施結果について 別紙1のとおり

3 (仮称) かつしかアート・カルチャー基本方針（案）について

(1) 方針（案）

別紙2のとおり

(2) 方針（案）概要版

別紙3のとおり

4 方針策定時期

令和7年3月（予定）

パブリック・コメント実施結果

1 パブリック・コメント概要

(1) 実施期間

令和6年12月13日（金）から令和7年1月14日（火）まで

(2) 閲覧場所

区政情報コーナー、区民事務所、区民サービスコーナー、図書館、健康プラザかつしか、文化国際課（かつしかシンフォニーヒルズ）、区公式ホームページ

(3) 意見提出方法

持参、郵送、FAX、オンラインによる提出

(4) 区民等への周知

- ・広報かつしか（12月15日号）
- ・区公式ホームページ

2 実施結果

(1) 提出された意見

意見提出者数 6名

意見総数 12件

(2) 意見に対する区の考え方について

方針（案）に反映する（◎）	0件
方針（素案）に入っている（○）	3件
事業の推進に当たって参考にする（△）	2件
意見・要望としてお聞きする（□）	7件

(3) 実施結果詳細

別紙のとおり

「(仮称)かつしかアート・カルチャー基本方針」(素案)の区民意見提出手続(パブリック・コメント手続)により提出された意見に対する区の考え方

【取扱いの凡例】 ◎：方針(案)に意見を反映する、○：方針(素案)に入っている、△：事業の推進に当たって参考にする、□：意見・要望としてお聞きする

No.	項目	意見の概要	取扱い	区の考え方
1	第1章「基本方針策定の趣旨」 3「基本方針の位置付け」	当方針の名称について、「アート・カルチャー」とカタカナ表記したところで身近に感じるということはないため、「芸術・文化基本方針」という名称が良い。	□	文化・芸術はとても幅広い分野にわたり、捉え方や嗜好レベルも人によって様々なことから、敷居の高さを感じている人にも馴染みやすいよう「アート・カルチャー」といたしました。
2	第3章「文化・芸術振興の課題と方向性について」	基本方針が示す方向性、目指すべき未来像の取組の5つの柱を誰がどのように実現していくのか、具体的に明記するべきではないか？ また、方針を具体化し実現していくためには総合ディレクターやアドバイザーのような存在が必要ではないか？	□	基本方針で示した方向性や取組の柱の実現に向けては、葛飾区基本計画と整合を図りつつ、葛飾区の各実施計画と連携する形で具体化させるとともに、事業毎の必要に応じて専門分野の人材活用を検討して参ります。
3	第3章「文化・芸術振興の課題と方向性について」	葛飾区では子どもが豊かな文化・芸術に触れる機会が少ないと感じている。子ども達が自ら体験する機会(アウトプット)の充実だけでなく、プロの演奏や表現を体感する機会(インプット)が必要だと思う。そこで、第3章－3取組の柱(1)誰もが身近に感じ、体験できる機会の創出の中に「これからの社会を創っていく子どもたちが豊かな感性をはぐくみそれぞれの人生を歩んでいくために葛飾区に暮らすすべての子どもたちは文化・芸術に参加する権利があります。葛飾区は、その機会を創ります」の文言を入れてほしい。	○	第4章基本方針、取組の柱1 誰もが身近に感じ、体験できる機会の創出に同義の説明をしております。
4	第4章「基本方針」 取組の柱1(3)	子どもたちの豊かな感性を育むためには、ワークショップなど自ら舞台に立つ体験も必要だが、そのためには優れた文化芸術鑑賞の機会を設けることが必須である。小学校高学年時に無料で全校児童が優れた舞台を鑑賞できる機会を作してほしい。子ども時代の鑑賞体験が、大人になってからの観客に育つ足掛かりになる。	□	現在、かつしかシンフォニーヒルズを会場に、音楽鑑賞教室や狂言教室を実施し、本物に触れる機会をつくっています。また、子どもたち自ら舞台に立ち演奏したり合唱したりする連合音楽会も実施しています。今後も幼少期から文化・芸術に親しみ、興味や関心をもつための鑑賞機会の充実に努めてまいります。
5	第4章「基本方針」 取組の柱1(3)	義務教育の過程で毎年本物の鑑賞会を実施してほしい。もしくは、鑑賞会に親子で行けるように学校を通じて情報を配信したり、年に1度、1公演を無償化するなどして体験できる機会を作してほしい。	□	
6	第4章「基本方針」 取組の柱1(4)	大人向けの鑑賞では、落語と演歌・音楽系は充実しているものの、芝居に関してはもう少し充実してほしい。	□	文化施設指定管理者の鑑賞事業に対するご意見として承ります。
7	第4章「基本方針」 取組の柱2	若手アーティストや活動団体に対する支援は具体的にどのような支援を行うのか。葛飾区でも「魅力をミガキ、個性がカガヤキ、文化をテラス」ようなプロジェクトを公募し資金援助を行うような支援制度を設けてはどうか。	△	現在、公募型の支援事業として、文化芸術創造のまちかつしか推進事業におけるアートイベント助成や、文化施設指定管理者による音楽イベント助成(地域コンサート)、企画公募事業を実施しております。今後も目指すべき未来像の実現に向け効果的な支援を検討・実施してまいります。
8	第4章「基本方針」 取組の柱3	かつしかシンフォニーヒルズは素晴らしいホールであるものの、魅力的なプログラムが極めて少ないと感じる。芸術監督によるディレクションが必要ではないか。	□	公共の文化施設として、多種多様な演目の利用が可能な施設と位置付けております。そのような観点から特定の舞台監督による総合プロデュースは考えておりませんが、一人でも多くの区民の皆様に魅力的に感じていただける公演や事業が展開できるよう努めて参ります。
9	第4章「基本方針」 取組の柱3(2)	ミルに関して、毎回内容が変わらないので、幅広いジャンルの情報を発信してほしい。	○	第4章基本方針、取組の柱3 文化・芸術の振興拠点と情報発信の強化の取組として、ミルにおいてもわかりやすく、需要のある情報発信に努めてまいります。
10	第4章「基本方針」 取組の柱3(3)	活動場所の確保として、空き家の利活用を推進すべき。動画作成のためのスタジオや展示スペースとして改装すれば回遊性を高める取り組みになるのではないかと。また、集い交流館や地域コミュニティ施設を無償で開放することで、芸術や文化に触れられる機会が増えると思う。	△	活動場所や発表の場の創出については、公共施設をはじめ空き家・空き店舗を含む様々な場所の活用について検討して参ります。
11	第4章「基本方針」 取組の柱3(4)	本庁舎の移転にあたり、今の区役所本庁舎を美術館のような文化センターとして活用することを検討いただきたい。	□	現在の総合庁舎をはじめ、本庁舎全体の敷地については、活用のあり方を様々な角度から検討を進めてまいります。
12	第4章「基本方針」 取組の柱4(4)	葛飾区には漫画やキャラクターだけでなく、お寺や神社、古い文化財、立石の仲見世といった下町文化などの文化的資源も多く存在しているので活用してほしい。	○	第4章基本方針、取組の柱4「地域経済の発展における新たな魅力づくり」における取組の方向性に位置付けています。

区立小中学校の児童・生徒からの意見

1 児童・生徒へのパブリック・コメント概要

(1) 実施期間

令和6年12月13日（金）から令和7年1月14日（火）まで

(2) 実施方法

専用フォームからのオンライン回答（任意）

※区立小・中学校を通じて児童・生徒宛てに依頼した。

2 実施結果

意見総数 279 件（内訳：小学校 105 件、中学校 174 件）

(1) 小学生からの意見

No.	区分	件数
1	意見に対する区の考え方について （1）方針(案)に意見を反映する（◎） 0 件 （2）方針(素案)に入っている（○） 7 件 （3）事業の推進に当たって参考にする（△） 2 件 （4）意見・要望としてお聞きする（□） 25件	34
2	肯定的な記載（「良いです」「素晴らしい」等）	4
3	意見無し等の記載（「ない」「特にありません」等）	45
4	わからない等の記載（「よくわからない」等）	22

(2) 中学生からの意見

No.	区分	件数
1	意見に対する区の考え方について （1）方針(案)に意見を反映する（◎） 0 件 （2）方針(素案)に入っている（○） 17件 （3）事業の推進に当たって参考にする（△） 1 件 （4）意見・要望としてお聞きする（□） 22件	40
2	肯定的な記載（「良いです」「素晴らしい」等）	28
3	意見無し等の記載（「ない」「特にありません」等）	99
4	わからない等の記載（「よくわからない」等）	7

(3) 実施結果詳細

別紙のとおり

「(仮称)かつしかアート・カルチャー基本方針」(素案)に対する小学生からの意見一覧

【取扱いの凡例】 ◎:方針(案)に意見を反映する、○:方針(素案)に入っている、△:事業の推進に当たって参考にする、□:意見・要望としてお聞きする

No.	意見	学年	取扱い	区の考え方
1	日本の伝統文化に触れられるようなことができると嬉しい	1年生	○	こ ど も の 頃 か ら 音 楽 や 伝 統 文 化 、 美 術 作 品 な ど に 触 れ る 機 会 や 、 表 現 す る 機 会 を 作 り 、 活 気 あ る ま ち づ く り を 進 め る た め の 取 組 に つ い て は 、 方 針 (素案)の中に含めています。また、学校での美術館等の見学について、学習に必要な場合は、校外学習として実施をまいります。
2	コンサートを見たいです。	3年生	○	
3	子供(若い人)が、いっぱい学べる(体験)出来るようにする。	4年生	○	
4	美術館とか動物園とかに学校で連れて行って欲しい	4年生	○	
5	芸術で活気づく町	6年生	○	
6	昔からある葛飾区ならではのアートやカルチャーをずっと続けていき、区民に愛されるようにする。新たなアートなども作っていき区全体を盛り上げる。	6年生	○	は っ び ょう ば ひ ょう げ ん き か い つ く と り く み さ ん こ う 発 表 す る 場 や 表 現 す る 機 会 を 作 る 取 組 の 参 考 に さ せ て い た だ き ま す。
7	一人ひとりの得意なものや趣味を絵に表したり工作などで作ったりして、街にそれを掲示するスペースを作る。一人ひとりの趣味を尊重することを呼びかける	6年生	○	
8	これからの葛飾の未来などを、今工事中のところに描いて、それをいろいろな葛飾の未来の意見みたいなのにした。	3年生	△	
9	葛飾郷土かるたに出てくる場所を見に行けたり意味のわからないかるたの内容もあるので解説などをしてくれたりしたらもっと葛飾区のことかわかると思う。	4年生	△	か つ し か く 葛 飾 区 の ホ ー ム ペ ー ジ で は 、 か る た の 札 に な っ た 場 所 を 表 し た 地 図 や 名 札 の 紹 介 を し て い ま す。 今 ご 後 も 区 の 歴 史 や 文 化 に 愛 着 を 持 っ て い た だ け る よ う 、 た く さ ん の 魅 力 を わ か り や す く お 伝 え で き る よ う と 取 り 組 ん で ま い り ま す。
10	うたをがんばる人をおうえんするのはちょういいことだとおもいます。	1年生	□	み な に ち じ ょう せ い か つ な か ぶ ん か げ い じ ゆ つ み ち か 皆 さ ん の 日 常 生 活 の 中 で 文 化 ・ 芸 術 が よ り 身 近 な も の と な る よ う 取 り 組 ん で ま い り ま す。
11	きれいに使うと良いかもしれません	2年生	□	
12	ぜひ、早めに実行していただきたいです。	3年生	□	
13	文化や芸術が書いてあってあって良いと思いました。	4年生	□	
14	新しいことに挑戦はいいと思います。	6年生	□	
15	社会インフラが整えば、教育環境に対する意識も少しずつ変わっていくと思いました。	6年生	□	み な み ち か ぶ ん か げ い じ ゆ つ ふ き か 皆 さ ん が よ り 身 近 な と こ ろ で 文 化 ・ 芸 術 に 触 れ る 機 会 や 体 験 す る 機 会 を 増 や せ る よ う 取 り 組 ん で ま い り ま す。
16	有名人に来てもらいたい。	3年生	□	
17	四時半にも放送を入れて欲しい	4年生	□	
18	葛飾区で夏休みや冬休みに〇〇コンクールなどを開く。	4年生	□	
19	手軽に学校で体験教室を開く	6年生	□	

※子どもの意見をより尊重する観点から原文表記としています。

「(仮称)かつしかアート・カルチャー基本方針」(素案)に対する小学生からの意見一覧

【取扱いの凡例】 ◎:方針(案)に意見を反映する、○:方針(素案)に入っている、△:事業の推進に当たって参考にする、□:意見・要望としてお聞きする

No.	意見	学年	取扱い	区の考え方
20	みんな優しく、助け合いや協力ができる街を作りたい。	4年生	□	ぶんか げいじゅつ とお みな あんしん こころゆた く 文化・芸術を通して皆さんが安心して心豊かに暮らせるまちづくりに取り組んでまいります。
21	葛飾区が素敵な区になるのいいと思います。	4年生	□	
22	治安がいい街	4年生	□	
23	安全で誰もが住みやすい街をつくっていきたいです	5年生	□	
24	液状化現象に強い葛飾区	6年生	□	
25	安全な街	6年生	□	だれ みちか ちいき きがる あつ ぶんか げいじゅつ 誰もが身近な地域で気軽に集まり、文化・芸術活動や交流ができる場所の提供に努めてまいります。また、区内の各施設を活用しながら文化・芸術に触れる機会の充実を図ってまいります。
26	子どもの生活習慣病の防止には、活動量を増やして欲しいと思いますが、近くの公園は、へいさ、縮小が相次いでおり、放課後に外で遊ぶことが難しいと思います。子ども達が安全に思い切り遊べる環境を整備してもらいたいと思います。	1年生	□	
27	遊園地をつくって下さい	5年生	□	
28	葛飾区に文化や芸術を知れる施設を増やしたい。	6年生	□	
29	アートなどが好きなので、アートの美術館などがあって嬉しい	6年生	□	
30	初心者でもついていけるようにして欲しいです	5年生	□	みな ぶんか げいじゅつ かつどう はじ 皆さんが文化・芸術活動を始めるきっかけづくりや、より一層、興味・関心を強める機会の充実にと取り組んでまいります。
31	ヨーロッパ文化の物語をもっと多く知りたいです。	5年生	□	
32	絵や、花をいかして、彩豊かにしてほしい	6年生	□	
33	学校のきゅうしょくを美味しくしてほしい	6年生	□	がっこう きゅうしょく きせつ しょくざい えいよう かんが 学校の給食は、季節の食材や栄養バランスを考え、各学校の栄養士・調理師が調理しています。さらにおいしくなるよう、体と心の成長に必要なバランスや味を工夫して提供してまいります。
34	具体的な政策を挙げてほしい	6年生	□	せいさく じぎょう ないよう かつしかくきほんけいかく 政策や事業内容については、葛飾区基本計画として、あ かつしかく かくじしけいかく なか 照らし合わせつつ、葛飾区の各実施計画の中でぐたいか 具体化してまいります。

「(仮称)かつしかアート・カルチャー基本方針」(素案)に対する中学生からの意見一覧

【取扱いの凡例】 ◎:方針(案)に意見を反映する、○:方針(素案)に入っている、△:事業の推進に当たって参考にする、□:意見・要望としてお聞きする

No.	意見	学年	取扱い	区の考え方
1	大切な文化財に落書きなどをする人がもしいたら、すぐに取り締まって欲しい	1年生	○	歴史ある文化財や伝統技術を守りつつ、皆さんが葛飾区の歴史や文化への理解、愛着を深めていくための取組は、方針(素案)の中に含めています。
2	歴史的な文化を守ること	1年生	○	
3	芸術の体験会を開くことで日本の文化を色々な人に知ってもらえることができるし、文化の伝承にもつながるし良いと思った。	1年生	○	
4	伝統芸術や芸能などに気軽に触れる機会が増えれば良いなと思いました。	2年生	○	
5	日本の伝統や文化を知るのには良いことだと思う。現在、職人の人数が減ってきているため、少しでも興味を持ってもらえるように取り組むのは日本の伝統や文化の継承にとって大切なことだと思う。私も日本の伝統や文化についてもっと知りたくなった。	2年生	○	
6	葛飾区の歴史や文化を守りながら、誰もが楽しんで歴史や文化に触れていくとか、過ごしやすい街になるならいいと思う。	2年生	○	
7	葛飾には伝統的な素晴らしい文化がたくさんあると思うので、今後もそれを残しつつ、葛飾がより発展し、暮らしやすくなってほしいです。そのためにこの政策は欠かせないものだと思います。	2年生	○	
8	葛飾区の伝統的、文化的なものに親しむ機会が必要だと思う。	3年生	○	
9	葛飾区のご当地キャラクターをもっと街に取り入れても良いと思う。リカちゃん、キャプテン翼など	2年生	○	葛飾区ゆかりのキャラクターや観光資源を生かしたまちづくり、まちの魅力を効果的に発信する取組については、方針(素案)の中に含めています。
10	葛飾区にある文化といえはりかちゃん人形とかを思い浮かべるから、もっと葛飾区の文化芸術を発展させて有名にななものにするには必要不可欠な方針だと思います。アートなどは私たちに身近なものだから若い人たちにとっても、興味深いものであると感じます。	2年生	○	
11	若者がよく使うSNSを活用して若者に芸術や文化のに興味を持ってもらう	2年生	○	
12	もっと世間に知ってもらえるよう工夫すべき	3年生	○	
13	芸術や文化を大切にする	2年生	○	皆さんの日常生活の中で文化・芸術をより身近なものとする取組や、個性を認め合い輝かせていくための取組については、方針(素案)の中に含めています。
14	文化や芸術が身近にあることはいいことだと思う	2年生	○	
15	自分の学校もシンフォニーとかをよく使って身近に感じられていいと思う	2年生	○	
16	身近に体験できたり、見ることのできる場所があれば親しみやすいと思いました。	2年生	○	
17	私は芸術系の道を進むつもりはありませんが、個人的には良い政策だと思っています。個性を活かすことが大切な今の社会で、個性の発揮しやすい環境作りは芸術系の道を進む人にとってとても心強い政策だと思います。	2年生	○	

「(仮称)かつしかアート・カルチャー基本方針」(素案)に対する中学生からの意見一覧

【取扱いの凡例】 ◎:方針(案)に意見を反映する、○:方針(素案)に入っている、△:事業の推進に当たって参考にする、□:意見・要望としてお聞きする

No.	意見	学年	取扱い	区の考え方
18	堀切菖蒲園に行こうと思って行くことがあまりないと感じるので学校で魅力を教えてもらいたいです。	2年生	△	皆さんが興味・関心を惹く体験機会の充実を図る取組として、参考にさせていただきます。
19	評価用紙制度の導入	2年生	□	葛飾区では事業の改善とサービス向上のために行政評価を実施しており、文化・芸術に関する事業もその対象となっています。今後も取組の内容を見直しながら、文化・芸術事業を推進してまいります。
20	なぜ芸術や文化を大切にすることが、少子高齢化の改善に繋がるのかよくわかりません。	2年生	□	皆さんのまちを住みよくすることは、少子高齢化や防犯対策等、様々な社会問題への対策としてとても重要です。安心・安全に暮らすことができる魅力的なまちづくりのため、文化・芸術という視点から取り組んでまいります。
21	今、闇バイトなどが多いのでこのようなルールを改めて確認することはとても大切だと思います	2年生	□	
22	区内の合唱団に所属しています。練習環境やコンサートなどとても充実していると思います。	2年生	□	
23	芸術が増えるのは嬉しい	2年生	□	
24	葛飾区に文化芸術を取り入れることで街が豊かになるのでいいと思います。	2年生	□	
25	アートは良いと思う	2年生	□	
26	みんなで葛飾区をもっといい街にしていけたらいいと思います。	2年生	□	
27	想像力が高まりそうですね	2年生	□	
28	良い未来になることを願う。	2年生	□	
29	綺麗な街	2年生	□	
30	葛飾の文化、歴史を使いこれからの将来を楽しくできると思います。	2年生	□	
31	文化を伝えていく観点としてとても充実していいと思います	2年生	□	
32	葛飾区の緑の中に葛飾民の住民たちの思いを持って生活しているという人間関係の良いい町にするために、葛飾区の象徴できるシンボル見たいのを作り、その象徴となるものが、葛飾民の住民たちの思いを継ぐものになればもっといいと思います。	2年生	□	
33	本当に葛飾区がより良くなるのが楽しみです	3年生	□	
34	葛飾区がどのようによりよい街になるのかが楽しみです。	3年生	□	
35	きれいな街を作って欲しい	3年生	□	

※子どもの意見をより尊重する観点から原文表記としています。

「(仮称)かつしかアート・カルチャー基本方針」(素案)に対する中学生からの意見一覧

【取扱いの凡例】 ◎:方針(案)に意見を反映する、○:方針(素案)に入っている、△:事業の推進に当たって参考にする、□:意見・要望としてお聞きする

No.	意見	学年	取扱い	区の考え方
36	将棋道場を作ってほしい	1年生	□	
37	そういう文化が残っているところを開発せず残していけばいいと思う	2年生	□	
38	ボール遊びできる公園を増やして欲しいです。公園をなくさないで欲しいです。	2年生	□	
39	葛飾区には、美術館無い。テクノプラザや、ウェルピア葛飾などで展示会をやってるだけで、芸術や文化に対しての関心が薄いのではないかな。 再開発で金町に、あんな人も誰も住めないマンション建てられ、無駄に区が買える土地を失って、そこに美術館建てればいいじゃないですか。理科大も近いんだし、そこら辺に「ルーブル美術館」建てればいいじゃないですか。葛飾区が運営できないなら、国に運営して貰えばいいじゃないですか。なんなら世界に運営して貰えばいいじゃないか。その申請とかその他の行動がめんどくさいと思うのなら、それは形だけの「文化国際課」ですよ。芸術って一言で言ったってその奥深さは計り知れないんです。芸術は「心」なんです。文化だって形はあっても解釈の違いで1つの文化が100にも1000にもなるんです。結局あなたたちのやりたいことは心からの行動が大切になってくるものです。このように、葛飾区を心から愛する人が増える街に しろ ！	3年生	□	誰もが身近な場所で気軽に集まり、文化・芸術活動や交流ができる場の創出に努めてまいります。また、区内の各施設を生かしながら文化・芸術に触れる機会の充実を図ります。
40	ゲームクリエイターなどの子供の興味あるようなかんじにすべきだと思います。	3年生	□	皆さんが文化・芸術活動を始めるときかけづくりや、興味・関心を持ったことを深める機会の充実に取り組んでまいります。

(仮称) かつしか
アート・カルチャー基本方針(案)

Katsushika Basic Policy For Arts and Culture



目次

第 1 章

基本方針策定の趣旨 1

- 1 策定の趣旨 1
- 2 文化・芸術の範囲 2
- 3 基本方針の位置付け 3

第 2 章

葛飾区の文化・芸術に係る現状 4

- 1 文化・芸術を取り巻く本区の現状と社会状況について 4
- 2 区民意識調査結果 5

第 3 章

文化・芸術振興の課題と方向性について 8

- 1 文化・芸術振興施策における課題
～区民意識調査から得られた課題～ 8
- 2 基本となる方向性（目指すべき未来像） 9
- 3 取組の柱 9

第 4 章

基本方針 10

- 1 誰もが身近に感じ、体験できる機会の創出 10
- 2 多様な主体と結びつく人づくり 11
- 3 文化・芸術の振興拠点と情報発信の強化 12
- 4 地域経済の発展における新たな魅力づくり 13
- 5 文化・芸術の推進体制の強化・充実 14

資料編 15

- 資料－1 「令和5年度 葛飾区区民モニターアンケート調査」 16
- 資料－2 「葛飾区文化芸術に関する基本方針策定に向けたアンケート調査」 22
- 資料－3 策定経過 38

第1章 基本方針策定の趣旨

1 策定の趣旨

葛飾区は、江戸時代頃から継承してきた伝統工芸や菖蒲園、柴又帝釈天を中心とした周囲の旧家や寺社、用水路跡を含めた葛飾柴又の文化的景観といった歴史的文化に加え、全国的になじみ深い本区ゆかりの映画や漫画・アニメ等「葛飾区ならではの」様々な文化・芸術の資源が根付いています。

近年、こういった文化・芸術の資源を、観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業その他の幅広い関連分野に活用していくことが求められています。



堀切菖蒲園

このような状況の下、本区では、「葛飾らしい文化や産業が輝く、笑顔とにぎわいあふれるまち」を葛飾区基本構想（以下「基本構想」という。※1）における基本的な方向性の一つとして掲げ、葛飾らしさのある豊かな地域文化や、ふるさと葛飾を愛する心・誇りをはぐくみ、誰もが文化・芸術に触れつつ、心豊かに暮らせるまちづくりを目指すこととしています。また、葛飾区基本計画（以下「基本計画」という。※2）では「観光・文化のまち葛飾」推進プロジェクトを主要プロジェクトの一つに位置付け、まちの魅力を磨き上げ、発信し、賑わいのあるまちづくりを進めています。

しかしながら、本区のこれからは少子高齢社会の到来とともに、人口減少や、そこに起因する地域経済の停滞など様々な課題が想定されます。基本構想で掲げた目指すべきまちの姿の実現に向け、基本計画における推進プロジェクトを効果的に展開するとともに、将来起こり得る社会的課題に対して、今から備えておく姿勢を打ち出すことが重要であると考え、「文化・芸術」という観点から既にあるものをどう発展的に生かし、今後どのように取り組むかを基本方針として定めるものとします。



柴又帝釈天

2 文化・芸術の範囲

文化は、最も広く捉えると、人間が自然とのかかわりや風土の中で生まれ育ち、身に付けていく立ち居振る舞いや衣食住をはじめとする暮らし、生活様式、価値観など、およそ人間と人間の生活に関わることのすべてを意味するとともに、人間が理想を実現していくための精神活動及びその成果であるという側面があります(※3)。具体的には、文学や音楽、美術、写真などの芸術のほか、映画や漫画などのメディア芸術、さらには講談や落語などの芸能、茶道や書道、食文化などの生活に係る文化、囲碁や将棋などの国民的娯楽、有形及び無形の文化財、地域固有の伝統芸能など、幅広い範囲が含まれるものと考えられます(※4)。

本区においても、多くの区民が趣味や興味・関心事に対して、文化・芸術との意識は持たないまま、様々な活動を行っているという実情があります。この基本方針は、このような幅広い範囲の「文化・芸術」を対象としながら、区民が日常の中で当たり前に行っていることも、自らを磨き、輝かせ、個々の生活やまちに豊かさをもたらす文化・芸術活動であると認識するための役割も担っています。



金町浄水場取水塔



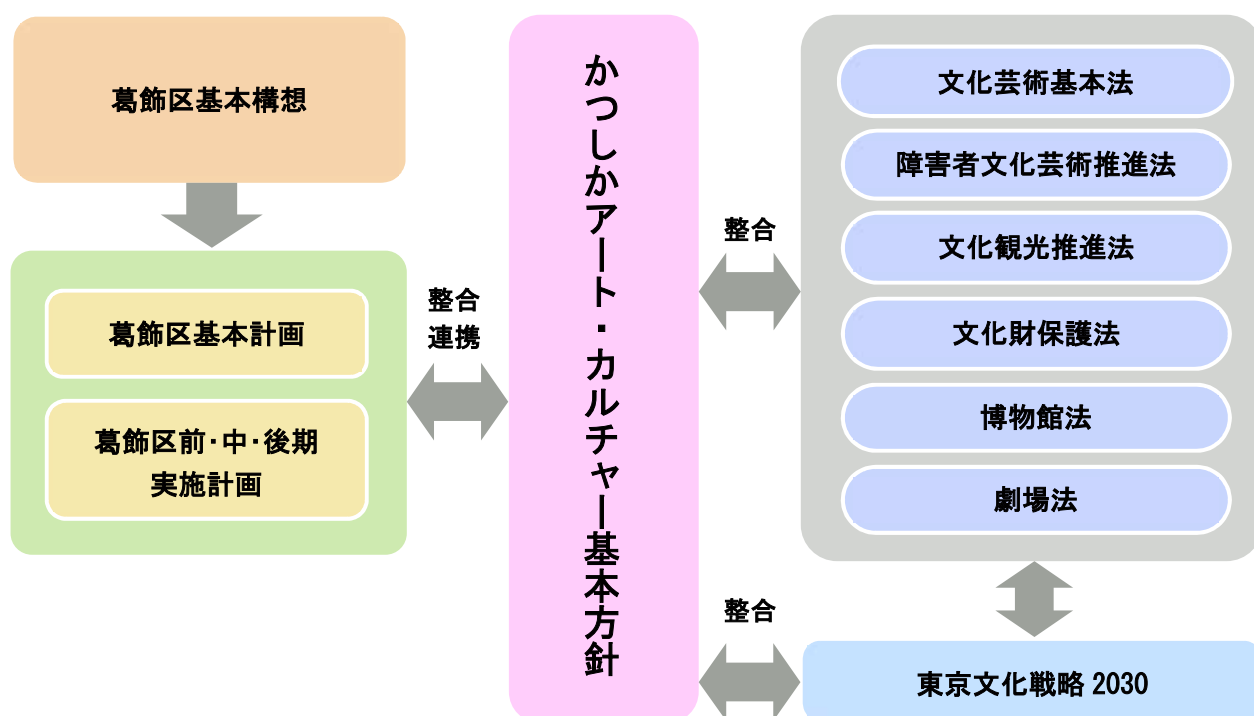
しばられ地蔵

3 基本方針の位置付け

この基本方針は、基本構想の基本的な方向性を踏まえ、基本計画や各実施計画と整合・連携しながら、本区の文化・芸術振興のための方向性を示すものです。なお、文化芸術基本法をはじめ、障害者文化芸術推進法のほか、文化観光推進法、文化財保護法、博物館法、劇場法などの関連法令や国の方針及び「東京文化戦略 2030」なども参酌し、これらとの整合を図っています。

なお、「かつしかアート・カルチャー基本方針」という名称は、「文化・芸術」が一人でも多くの人に近しい存在であると感じていただけるようお願いを込めて決めました。これからの本区の文化・芸術が、日常生活の中で当たり前に行動していることのような、一層身近な活動となることで、心の豊かさを育む要素となれればと考えています。

(仮称) かつしかアート・カルチャー基本方針の位置付け



【参考元】

- ※ 1 葛飾区基本構想（令和 3 年 3 月策定）
- ※ 2 葛飾区基本計画（令和 3 年 8 月策定）
- ※ 3 文化芸術の振興に関する基本的な方針（平成 19 年 2 月 19 日閣議決定）
- ※ 4 文化芸術基本法（第 8 条～第 14 条）

第2章 葛飾区の文化・芸術に係る現状

1 文化・芸術を取り巻く本区の現状と社会状況について

現在、葛飾区における人口は増加傾向にあり、生産年齢人口の増加に伴い高齢化率はわずかながら減少傾向にある一方、少子化については歯止めがかかっていない状況です。本区では子どもを産み、育てやすい環境を整備するため、独自の施策や子育て支援の拠点施設の整備を進めています。

また、地域経済の担い手である区内中小企業においては、物価高騰とともに人手不足が顕著になり、労働力として外国人を求めている状況です。このため、本区の外国人人口はコロナ禍以後年々増加し、本区人口全体の約6%を占めています。

さらに、社会全体を通じた情報通信技術の急速な発展と普及により、様々な分野でデジタル化が進展し、区民の生活様式にも変化が見え始めています。

このような状況の中、国による文化・芸術に関する法整備なども進められ、本区においても、多様な主体が文化・芸術によって生み出す様々な価値を尊重し合い、その継承及び発展、創造に活用するため、観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業等の多くの分野と連携した取組が求められています。



まちの風景（立石駅周辺）



かつしかシンフォニーヒルズ

2 区民意識調査結果

基本方針策定にあたり、「令和5年度葛飾区区民モニターアンケート調査」及び「葛飾区文化芸術に関する基本方針策定に向けたアンケート調査」の2つの区民意識調査を実施しました。詳細は資料編（15 ページ以降）を参照ください。

「令和5年度 葛飾区区民モニターアンケート調査」より（抜粋）

1 文化・芸術活動に対する意識及び参加の有無と手段（問 17, 18, 22 関係）

「文化芸術活動を鑑賞、行うことの大切さ」について、86.9%の人が「非常に大切だと思う」「ある程度大切だと思う」と回答しています。

また、1年以内での鑑賞の有無については、25.3%の人が「鑑賞していない」と回答しています。鑑賞以外の文化・芸術活動については、「特にしていない」が72.7%と最も多く、活動を行った人の割合は全体の3割未満となっています。

2 活動の頻度と場所（問 18, 20, 23, 24 関係）

文化・芸術の鑑賞をした人の頻度は「数回（1年で10回未満）」が最も多く56.1%で、現地や会場で直接鑑賞した人が約6割、自宅での鑑賞が約4割となっています。

鑑賞以外の文化・芸術活動については、活動した人の頻度は「数回（1年で10回未満）」が最も多く69.4%でした。活動場所は区内公共施設（地区センターなど）が21.3%、かつしかシンフォニーヒルズ16.7%、かめありリリオホール11.1%となっています。

3 文化的な環境を充実させるために重要なこと（問 29 関係）

「身近な場所で気軽に文化・芸術に触れられる機会の充実」が64.9%で最も高く、次いで「子ども、高齢者、障害者、外国人など、誰もが文化・芸術活動に親しめる機会の充実」が41.2%、「著名なアーティスト等、一流の文化芸術に触れられる機会の企画・開催」が39.4%となっています。

4 国際文化交流に期待すること（問 30 関係）

国際的な文化交流に期待することについては、「相互理解が進むほか、互いに良い刺激を受けることができる」が54.3%で最も高く、次いで「国際化が進み、国際的に開かれた豊かな文化を持つ区に発展する」が45.2%、「多言語対応のほか、日本語で会話できるようになれば、外国人との共生はよりスムーズに受け入れることができる」が33.8%となっています。

「葛飾区文化芸術に関する基本方針策定に向けたアンケート調査」より

1 各世代における文化・芸術に触れる機会（設問2-Q1）

身近に文化・芸術に触れる機会は、成人期、高齢期と年齢層が高くなるほど増えていますが、乳幼児期では35.5%、青少年期では29.7%が「やや足りない」「足りない」と感じています。

2 高齢者や障害者の文化・芸術に触れる機会を創出するために重要だと思うこと

（設問2-Q2, 3, 14）

高齢者及び障害者いずれも「文化・芸術に触れることができる環境の整備」が求められています。また、本区の新たな魅力を生み出すものとして障害のある方などが自由に表現できる美術展への期待も14.8%あります。

3 今後活動を発展させていくための課題（設問2-Q5）

今後活動を発展させるための課題が「ある」と答えたのは53.9%で、その内容としては多くが活動場所や資金、人材の確保、後継者の育成となっています。

4 後継者の育成（設問2-Q6）

後継者の育成状況については、「あまり育っていない」「育っていない」が42.1%であり、課題となっていることがわかります。また、それらの理由の自由回答の中には「中高生の継続が難しい」「若者が参加しない」といった意見もありました。

5 芸術作品の活用による葛飾区の新たな魅力を創出する取組（設問2-Q7, 8, 14）

本区の新たな魅力を創出する取組としては「デザインと産業分野ものづくりとの融合」が最も多く33.6%となっています。しかし、他分野の人材活用を検討したことがある団体は3割未満となっています。また、デザインや情報発信の分野で専門の力を活用したいと考えている団体が23.9%あります。

6 文化・芸術活動を行う際の課題（設問1-属性5、設問2-Q4, 10）

活動を行う際の課題としては「場所の確保」が最も多く26.7%、次いで「人手の確保」が23.9%となっています。さらに場所の確保の課題では「予約が取れない」が最も多く43.5%となっています。また、かつしかシンフォニーヒルズ、かめありリリオホールを「利用したことがない」「そもそも知らない」が24.8%となっています。

7 施設の機能や利用手続きへの期待 (設問2-Q11, 12)

施設にあってほしい機能としては「W i - F i」が最も多く 39.8%となっています。

また、施設利用にあたり、申し込みなどの手続きを便利にするために望むこととして、自由回答の中からインターネットによる予約・決済システムを要望する意見が多くありました。

8 情報収集の媒体 (設問2-Q9, 13)

情報収集の媒体としては、「広報かつしか」が最も多く 34.1%、「ミル」が 15.5%で、紙媒体ではない「SNS」「インターネット動画配信」は 23.3%となっています。

また、情報誌「ミル」の関心度については、「ほとんど関心がない」「全く関心がない」「知らない」という意見が 23.3%となっており、その主な理由としては、改善案の自由回答の中に、音楽以外の情報がわかりにくい、登録団体の活動などをもっと取材してほしいといった意見がありました。

9 文化・芸術を生かした葛飾区の新たな魅力創造 (設問2-Q15)

文化・芸術を生かした本区の新たな魅力を生み出すために必要なものとして、最も多かったのは「誰もが交流や創作活動のために気軽に集うことができる場所の確保」(17.1%)と「区内各地での音楽イベントやアートイベントの実施」(17.1%)でした。

また、「文化財など歴史的な観光資源を生かした観光事業」は 11.4%で、下町情緒あふれる街並みや下町文化など文化資源をもっと広めるべきといった意見が自由意見でも多く見られました。このほか「葛飾ならではの映画や漫画を生かしたまちづくり」が 10.5%となっています。

10 産業分野との連携による葛飾区の新たな魅力発信 (設問2-Q14, 15)

芸術作品による本区の新たな魅力を創出する取組としては「デザインと産業分野ものづくりとの融合」が最も多く 33.6%となっています。また、文化・芸術を生かし魅力を生み出すために必要なことでは、産業分野に関連した「区内中小企業の技術力とデザイン・アートの融合」と「産業分野と連携した、デザイン・アート賞等イベントの開催」を合わせると 20.8%となっています。

第3章 文化・芸術振興の課題と方向性について

1 文化・芸術振興施策における課題 ～区民意識調査から得られた課題～

1 文化・芸術に係る体験や学習機会の充実

- ① 幼少期から青年期にかけた教育の場における体験機会の充実
- ② 世代や障害の有無など個々の状況による体験格差の改善
- ③ 国際交流や多文化理解を深める体験や学習機会の充実
- ④ 身近で気軽に参加・鑑賞できる機会の充実

2 人づくりと人材交流

- ① 活動団体の担い手や後継者の育成支援
- ② 分野を超えたクリエイターの交流
- ③ 活動の成果発表やセミナーなどの場の創出

3 活動環境の整備・充実

- ① 交流や創作活動、練習、発表に誰もが参加しやすい場の提供
- ② 施設予約のデジタル化など利用しやすいシステムの構築
- ③ 情報誌等の活用による活動団体やアーティストの取組の情報発信

4 文化資源の活用

- ① 産業分野におけるアートやデザイン等を活用したものづくりの推進
- ② 郷土の歴史や文化資源の認知度向上と活用場の創出
- ③ 葛飾区ゆかりのキャラクターを資源として生かす機会の創出

5 取組の推進体制

- ① 様々な団体・組織とのネットワークづくり
- ② 文化・芸術活動推進のための窓口の一本化
- ③ 観光や産業とも一体となった区役所内の横断的な連携

2 基本となる方向性（目指すべき未来像）

魅力をミガキ 個性がカガヤキ 文化をテラス

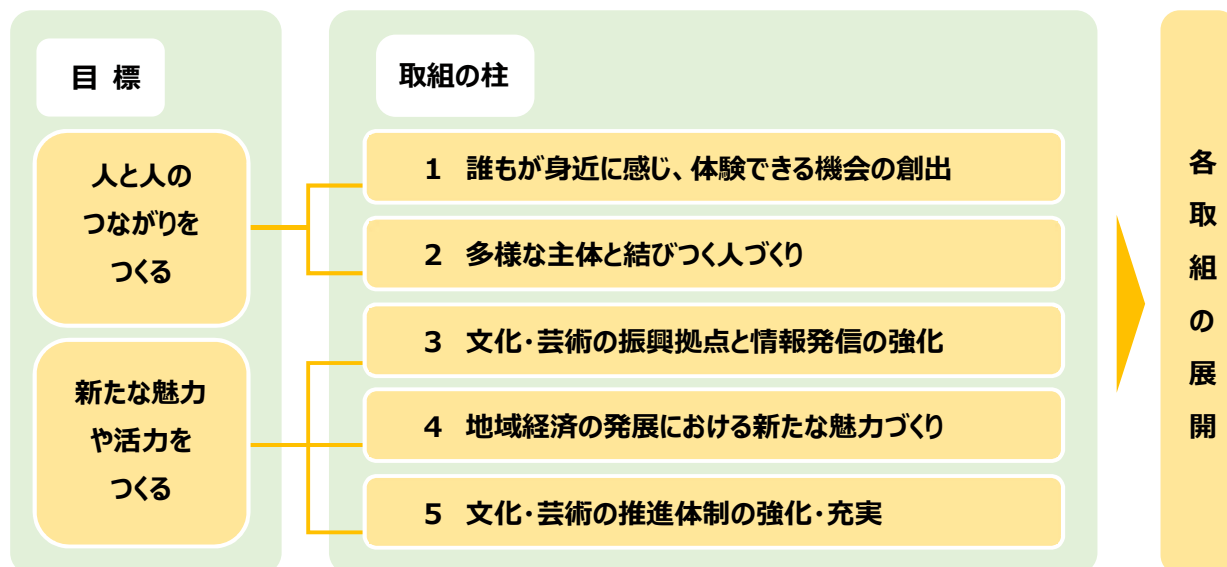
文化・芸術を通じて、誰もが持っている魅力を磨き、個性を輝かせることができる、明るい未来をイメージしています。互いの個性や文化、習慣等、様々な違いを認め合い、分野や世代を超えた人同士のつながりが新たなまちの魅力と活力を生み、これからの葛飾区を照らしていきます。

3 取組の柱

- (1) 誰もが身近に感じ、体験できる機会の創出
- (2) 多様な主体と結びつく人づくり
- (3) 文化・芸術の振興拠点と情報発信の強化
- (4) 地域経済の発展における新たな魅力づくり
- (5) 文化・芸術の推進体制の強化・充実

目指すべき未来像

魅力をミガキ 個性がカガヤキ 文化をテラス



第4章 基本方針

取組の柱 1

誰もが身近に感じ、体験できる機会の創出

身体機能・能力の違いや年齢、性別、国籍、経済的な状況や居住する地域にかかわらず、誰もが公平に文化・芸術に触れられるような体験機会の創出を推進し、街の中でふとしたときに音楽を耳にする、アートを目にする、歴史を感じるまちづくりの取組を推進します。

また、子どもが文化・芸術活動を始めきっかけづくりや、興味・関心を深める機会を充実することで、創造性や思考力、表現力を育むとともに、文化・芸術を通して誰もが互いの個性、文化、習慣等の違いを認め、相互理解を深める機会を創出します。

取組の方向性

1 地域共生社会の実現に向けた事業企画や取組の実施

子どもや高齢者、障害者、外国人などをはじめ誰もが文化・芸術に触れられる事業企画・設計となるよう配慮し、公平な体験機会の創出に努めます。

2 多様な文化や価値観を尊重し相互理解を深める取組

国や習慣、感性などの違いによる異なった文化や価値観、個性を尊重するためには正しい認識・理解が必要です。国際交流イベントや多文化理解のワークショップなどを通して、異なる文化や価値観と触れ合う機会の充実を図ります。

3 幼少期からの体験機会の創出

生涯を通しての文化・芸術活動へのきっかけづくりとして、幼少期から文化・芸術に慣れ親しみ、興味・関心を惹く体験機会の充実を図ります。

4 各地域での体験機会の充実

年齢や障害の有無、経済的な状況にかかわらず、住み慣れた地域で気軽に参加・体験できる機会の充実を図ることで、体験格差の改善を図ります。

関連する取組の柱と方向性

取組の柱 4-2 区内中小企業における技術力をデザインやアートに生かすための支援

分野や世代を超えた様々な人が出会い、交流する場の活性化を促し、イベント時の協力関係や互いに刺激し合える関係づくりを創出することで、次世代のアーティストや若手団体の育成、支援を強化します。

また、区内で活動する若手アーティストが、デザインや情報発信分野でのクリエイターとして活躍できるよう、様々な団体とのネットワークづくりを支援します。

取組の方向性**1 協力関係を生み出す人材交流の促進**

文化・芸術活動を行っている個人や少人数の団体と、分野・世代を超えた人同士が出会える場を作ることで、相互の協力関係や新たなイノベーションの構築を促します。

2 次世代アーティストや若手団体の育成、支援

若い世代や団体のニーズを捉え、日々の活動や発表の機会、他団体とのネットワーク形成などの支援を通して次世代のアーティストや団体を支援、育成します。

3 専門分野の力の活用

区内で活動する若手アーティストを、デザインや情報発信分野でのクリエイターとして活用するなど、専門分野の知識や技術を生かせる人づくりと関係づくりを支援します。

関連する取組の柱と方向性

取組の柱 4-2 区内中小企業における技術力をデザインやアートに生かすための支援

取組の柱 5-1 地域の文化振興を担う団体・組織との連携強化

時代に即した文化・芸術の振興拠点として、区民の創作活動や練習に適した施設となるよう、予約や決済等のデジタルサービスの充実など、利便性の向上と環境整備を推進します。そして、区民の「新しい広場」として、多様なコミュニティを生み出し地域の発展を支える機能を強化します。

また、情報誌等を活用し、区内で活動する団体やアーティストの取組等を掲載するなど、地域密着型の魅力発信を支援するとともに、SNSや動画配信等を活用することで、需要のある情報をその人に合わせた方法で取得しやすくなるよう、情報発信の強化に努めます。

取組の方向性

1 社会状況の変化に応じたサービスの変革

施設の利用にあたり、予約や決済等のデジタル化など社会状況の変化に応じたサービスの提供を図ります。

2 伝えるから伝わる情報発信へ

情報誌等を活用し、区内で活動する団体やアーティストの取組等を掲載するなど地域密着型の魅力発信につなげていきます。またSNSや動画配信に対応した情報発信の工夫を図っていきます。

3 各種活動における練習スペース等の確保

交流や創作活動、練習のために誰もが気軽に集うことのできる場所の提供に努めます。

4 文化・芸術の拠点としての再構築

文化・芸術活動が活発に行われる区内公共施設については、インターネットサービスの充実など利便性を高めるとともに、施設間の協力体制の構築と連携の強化を図ります。とりわけ、かつしかシンフォニーヒルズ、かめありリリオホールにおいてはその拠点施設として文化・芸術振興のコーディネート機能を強化し、地域の発展を支える「新しい広場」となるよう、指定管理者制度による民間事業者のノウハウを最大限に活用した、柔軟性の高い施設運営と事業展開を行います。

関連する取組の柱と方向性

取組の柱 2-3 専門分野の力の活用

全国的に馴染み深い葛飾区ゆかりのキャラクターや、葛飾柴又の文化的景観などの歴史や文化、花菖蒲等の多彩な観光資源を発掘し、磨き上げ、その魅力を効果的に発信するとともに、ものづくり産業とアートを掛け合わせることで、デザイン性を付加価値とした新たな魅力を創出します。

また、区内の中小企業などと連携し、その企業が持つ技術力を生かしたアートイベントや、デザインを用いたまちづくりを支援します。

さらに、伝統や文化資源の価値を保護・継承し、その多角的な活用を図り新たな魅力を生み出すことで文化・芸術の振興を促進します。

取組の方向性

1 ものづくりとアートの融合

ものづくり産業とアートを掛け合わせることで、デザイン性を付加価値とした新たな魅力を創出します。

2 区内中小企業における技術力をデザインやアートに生かすための支援

区内の中小企業などと連携し、その企業が持つ技術力を生かしたアートイベントや、デザインを用いたまちづくりを支援します。

3 漫画などのキャラクターを生かしたまちづくり

本区ゆかりの「寅さん」「こち亀」「キャプテン翼」「リカちゃん」「モンチッチ」などのキャラクターを生かし、観光事業とともに産業振興につながるまちづくりを推進していきます。

4 歴史的な文化資源や下町情緒を生かした観光資源の再発見

歴史ある文化資源の価値を守りつつ、多くの区民が郷土の歴史や文化への理解・愛着を深めることで、人が集い、賑わいを生む場となるよう観光資源としての魅力向上を図ります。

関連する取組の柱と方向性

取組の柱 2-2 次世代アーティストや若手団体の育成、支援

取組の柱 2-3 専門分野の力の活用

文化・芸術活動を行う個人・団体のほか、子育てや福祉、国際交流、まちづくり、大学、商店街、企業など、様々な団体・組織同士がネットワークを構築し、連携した活動が展開できるよう、つながりを強化します。

また、文化・芸術活動を効果的・効率的に推進していくため、子育てや福祉のみならず観光や産業などと連携した区役所内の横断的な取組を図るとともに、文化・芸術に関する窓口の整理・集約など、わかりやすい組織体制づくりに努めます。

取組の方向性

1 地域の文化振興を担う団体・組織との連携強化

地域行事や賑わい創出の支えとなっている多種多様な団体・企業・組織同士のつながりを構築し、文化・芸術活動の普及と活性化を目的とした連携を強化します。

2 区窓口の整理・集約

文化・芸術活動に係る支援や相談をより円滑にするため、窓口を整理・集約し、わかりやすいインフォメーション窓口となるよう見直しを図ります。

3 文化・芸術を取り巻く区の横断的な取組

子どもや障害者などの文化・芸術活動の推進や、観光や産業と連動した文化・芸術の振興を図るため、区役所内における組織横断的な取組を推進します。

関連する取組の柱と方向性

取組の柱 2-1 協力関係を生み出す人材交流の促進

取組の柱 3-4 文化・芸術の拠点としての再構築

〈資料編〉

資料－１「令和５年度 葛飾区区民モニターアンケート調査」（第２回ウェブモニター）

【調査概要】

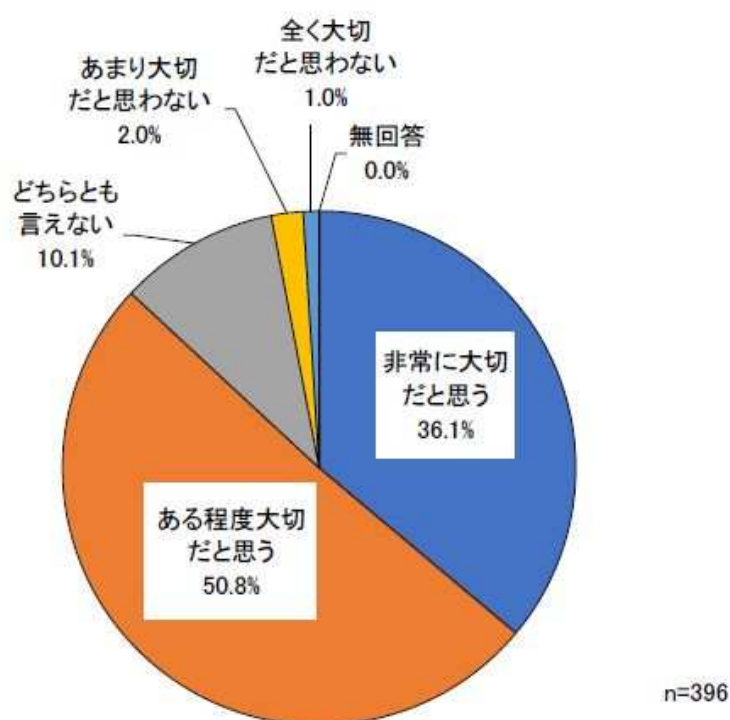
- ・ 目 的 区が実施している施策や区が発信している情報等について、無作為に選定した方から公募により決定した「区民モニター」から、適時かつ具体的なお意見を収集することにより、区政への活用を図るため。
- ・ テーマ 「商工振興について」「文化芸術について」「区民モニター（ウェブモニター）調査について」
- ・ 設 計 (1) 調査対象 無作為で選定した 18 歳以上の区民 4,000 人から公募により決定したウェブモニター 500 名
(2) 調査方法 インターネットでの回答
(3) 調査期間 令和 5 年 10 月 4 日（水）から 10 月 23 日（月）まで
(4) 有効回収数 396 名

【調査結果（抜粋）】

(17) 文化芸術活動を鑑賞、行うことの大切さ

問17 あなたは、区民が文化芸術を鑑賞することや、自ら文化芸術活動を行うことは大切だと思いますか？（１つ選択）

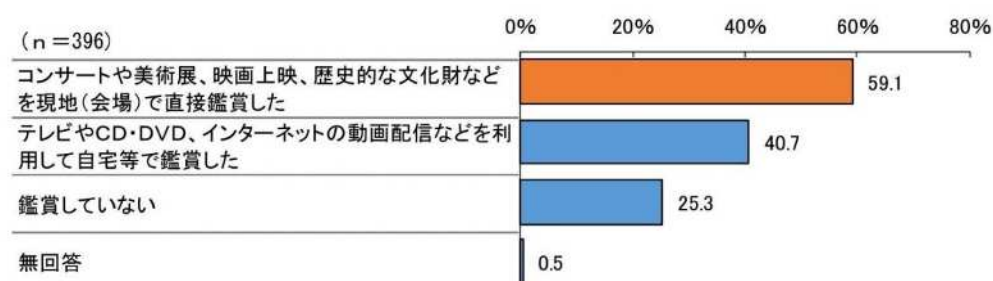
図表－31 文化芸術活動を鑑賞、行うことの大切さ（全体）



(18) 文化芸術の鑑賞の有無と手段

問 18 あなたは、この１年間に文化芸術を鑑賞しましたか？また、鑑賞の手段を教えてください。
（あてはまるものをすべて選択）

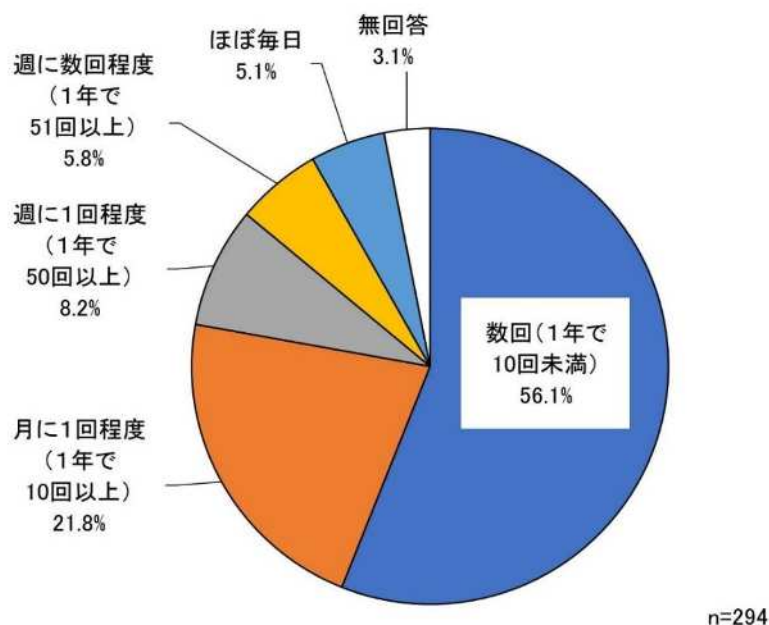
図表－33 文化芸術の鑑賞の有無と手段（全体）



(20) １年間の鑑賞頻度

問 20 問 18 で「コンサートや美術展、映画上映、歴史的な文化財などを現地（会場）で直接鑑賞した」・「テレビやCD・DVD、インターネットの動画配信などを利用して自宅等で鑑賞した」と答えた方に伺います。この１年間の鑑賞頻度を教えてください。（１つ選択）

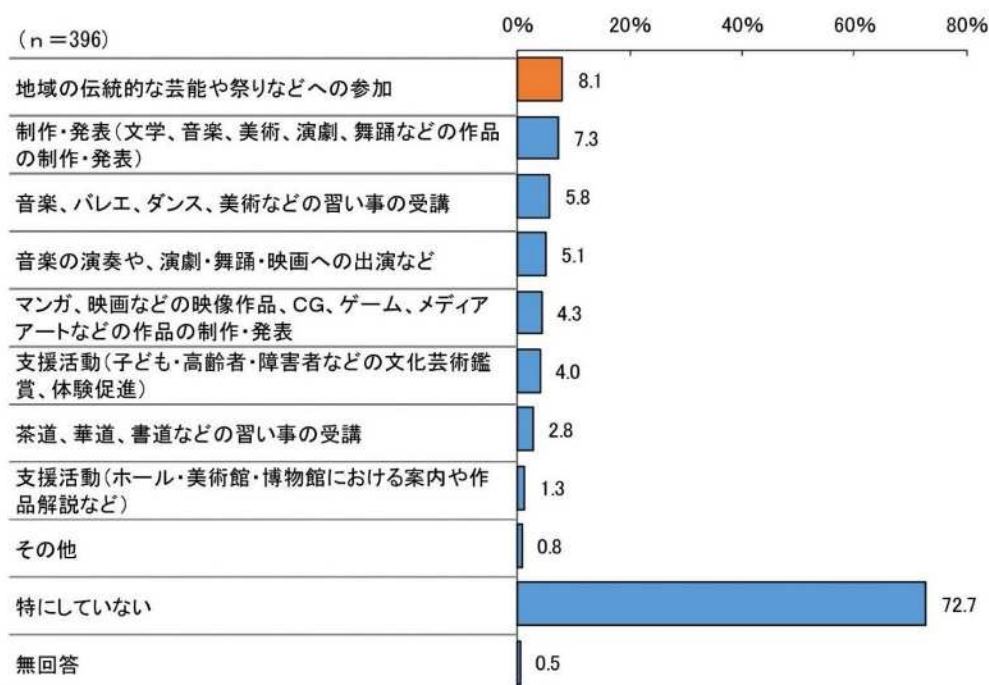
図表－37 １年間の鑑賞頻度（全体）



(22) 文化芸術活動を行ったか

問 22 あなたは、この1年間に次に挙げる文化芸術活動を行いましたか？（あてはまるものをすべて選択）

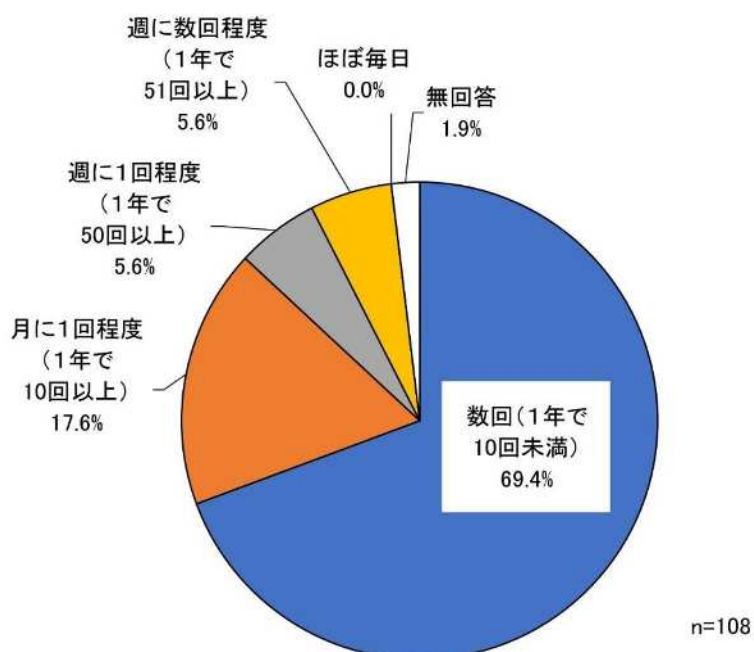
図表-41 文化芸術活動を行ったか（全体）



(23) この1年間の活動頻度

問 23 問 22 で「文化芸術活動を行った」と答えた方に伺います。この1年間の活動頻度を教えてください。（1つ選択）

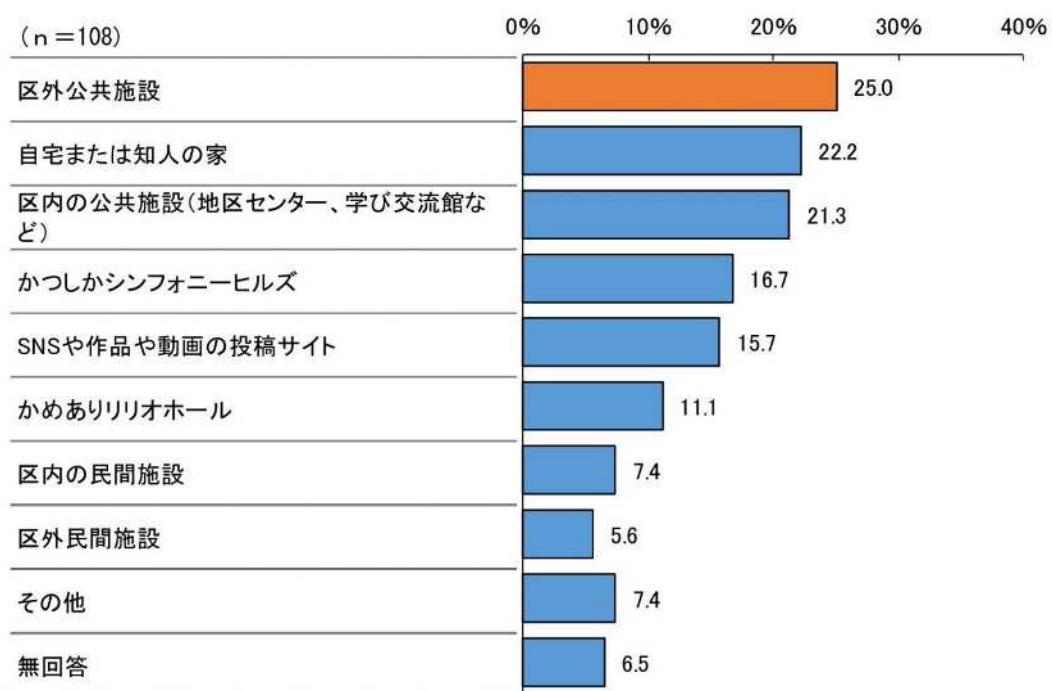
図表-43 この1年間の活動頻度（全体）



(24) 文化活動を行う場所

問 24 問 22 で「文化芸術活動を行った」と答えた方に伺います。文化芸術活動を行う場所はどこですか？（あてはまるものを全て選択）

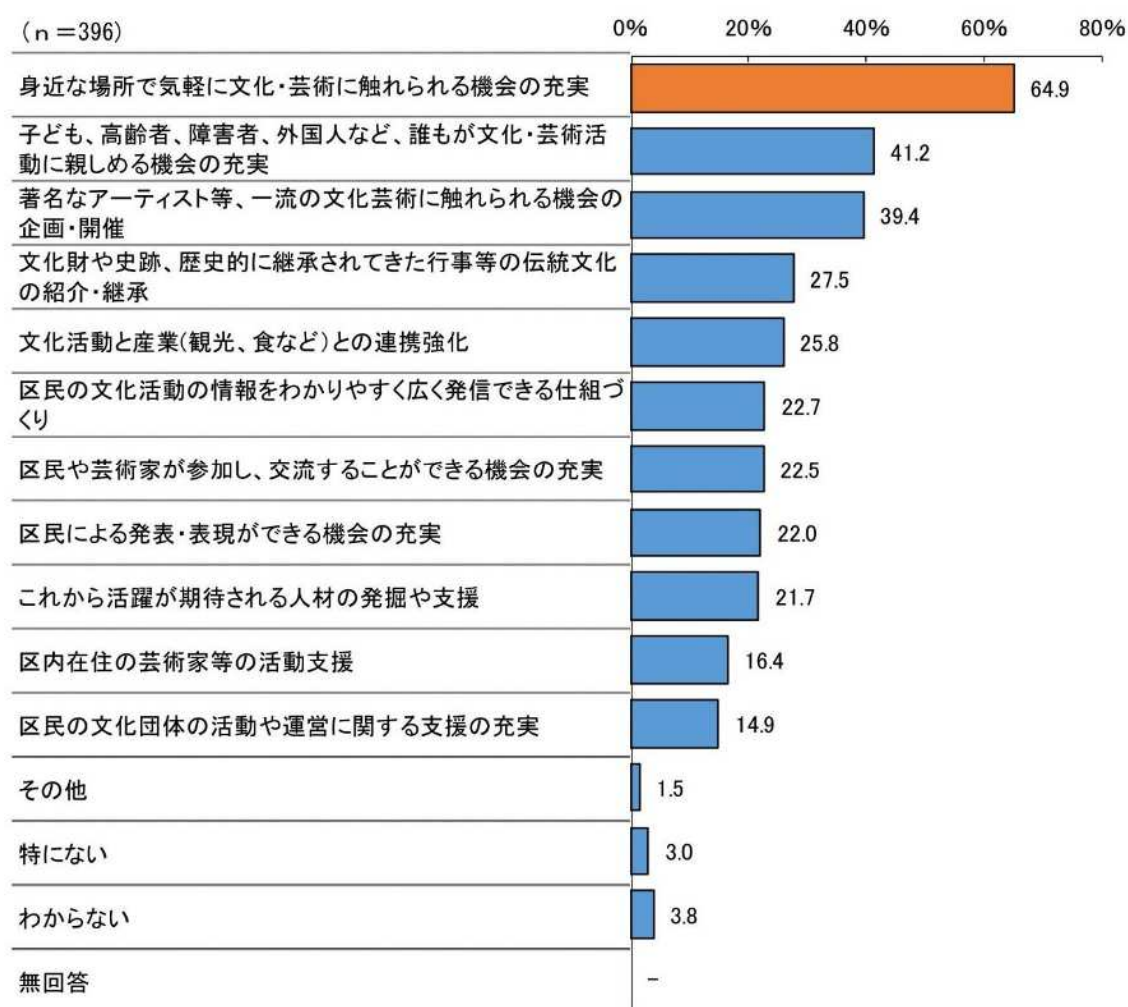
図表－45 文化活動を行う場所（全体）



(29) 文化的な環境を充実させるために重要なこと

問 29 葛飾区の文化的な環境を今より充実させるために、何が重要だと思いますか。優先して取り組むべきことを5つまで選んでください。（5つまで選択）

図表－55 文化的な環境を充実させるために重要なこと（全体）



※「その他」の内容としては、「区出身芸術家の展示機会等の提供」、「上手でなくても気軽に発表できるような場」、「地元企業と協力した取組」などがある。

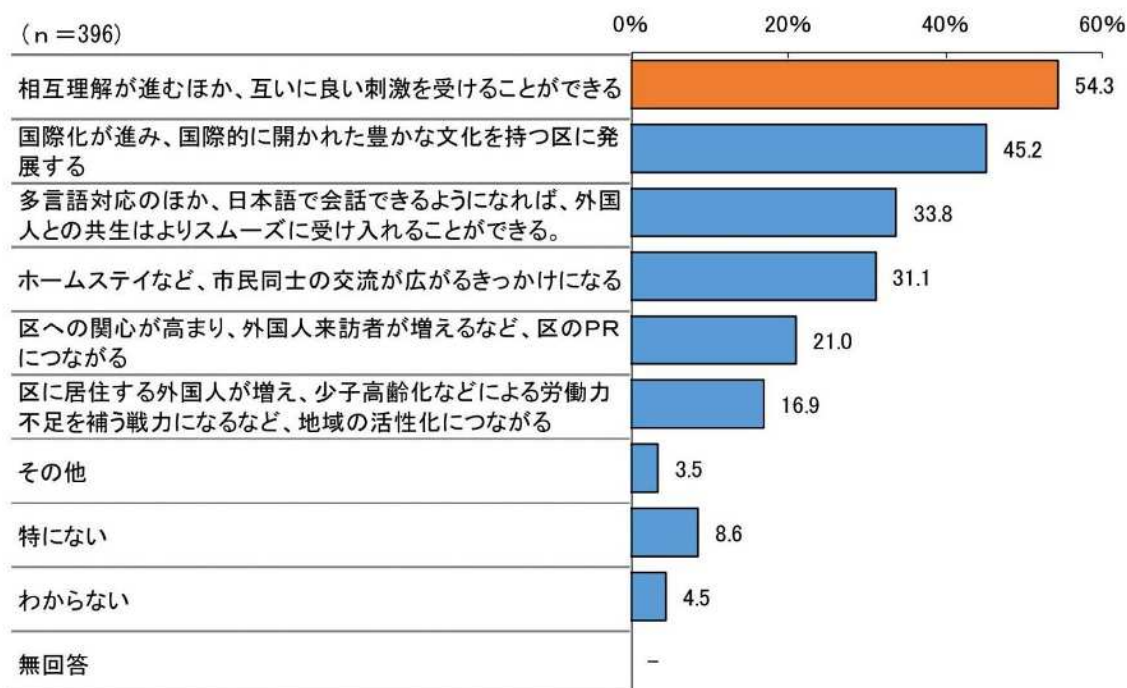
(30) 国際的な文化交流に期待すること

問 30 葛飾区は、海外4都市※との友好交流をはじめ、外国文化を学ぶ講座や国際交流まつりなどのイベントを行うほか、区内に在住する外国人との共生施策（日本語学習支援・やさしい日本語の普及など）を進めています。こうした国際的な文化交流の取組について、どのようなことを期待しますか？（あてはまるものをすべて選択）

※葛飾区と友好交流を行っている都市

- ・ オーストリア共和国ウィーン市フロリズドルフ区
- ・ 中華人民共和国北京市豊台区
- ・ 大韓民国ソウル特別市麻浦区
- ・ マレーシアペナン州

図表－57 国際的な文化交流に期待すること（全体）



※「その他」の内容としては、「日本のルールやマナーをよく知り理解する機会の提供」、「住んでいる人が困らないように、スーパーなどでの英語表記などのサポート」などがある。

資料－２「葛飾区文化芸術に関する基本方針策定に向けたアンケート調査」

【調査概要】

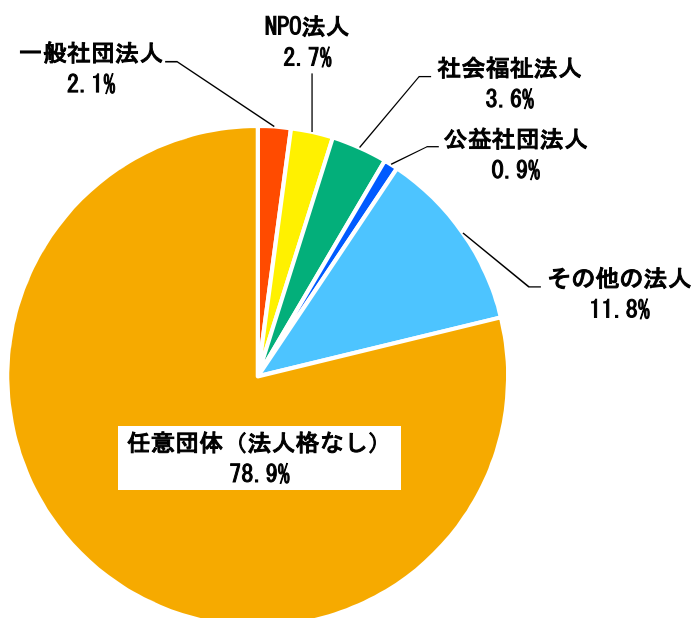
- ・ 目的 葛飾区の文化芸術に関する基本方針を策定するにあたり、区を取り巻く文化芸術の現状や課題を整理し、今後の施策推進の方向性を検討する基礎資料とするため。
- ・ 設計 (1) 調査対象 区内で活動する団体及び個人（文化・芸術、国際交流、福祉、産業・観光、子育て支援の各団体、教育機関、各地域で活動する団体、高齢者クラブなど）555 名
(2) 調査方法 インターネットまたはアンケート用紙での回答
(3) 調査期間 令和6年8月22日から9月4日まで
(4) 有効回答 330 名

【調査結果】

設問１ （貴団体の）活動状況

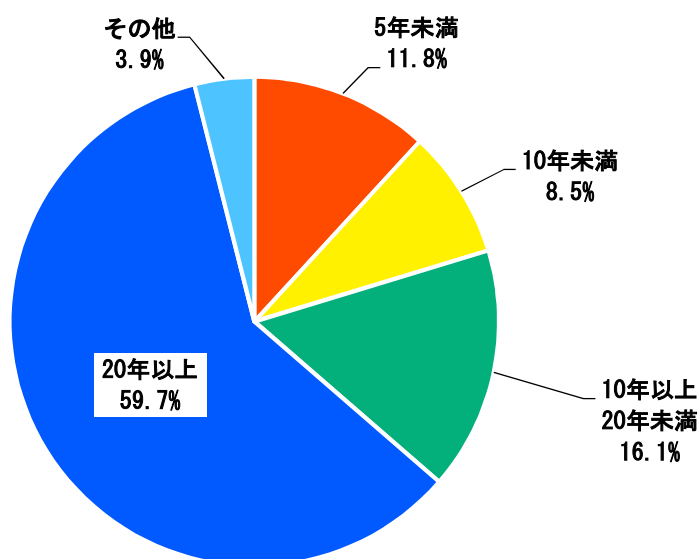
属性１（問）団体の種類をお知らせください（法人格取得予定は、法人格に含む）

回答した団体は約８割が任意団体であるが、社会福祉法人が3.6%、NPO 法人が2.7%、一般社団法人が2.1%、その他の法人が11.8%となっている。



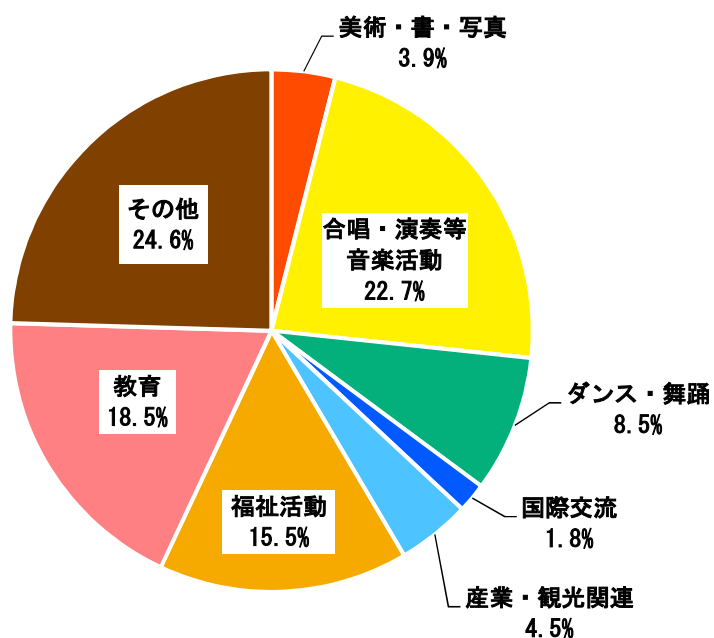
属性 2（問）貴団体は設立して何年ですか？

団体の約 6 割は 20 年以上の老舗団体で、次いで 10 年以上 20 年未満の団体が 16.1%、5 年未満が 11.8%となっている。



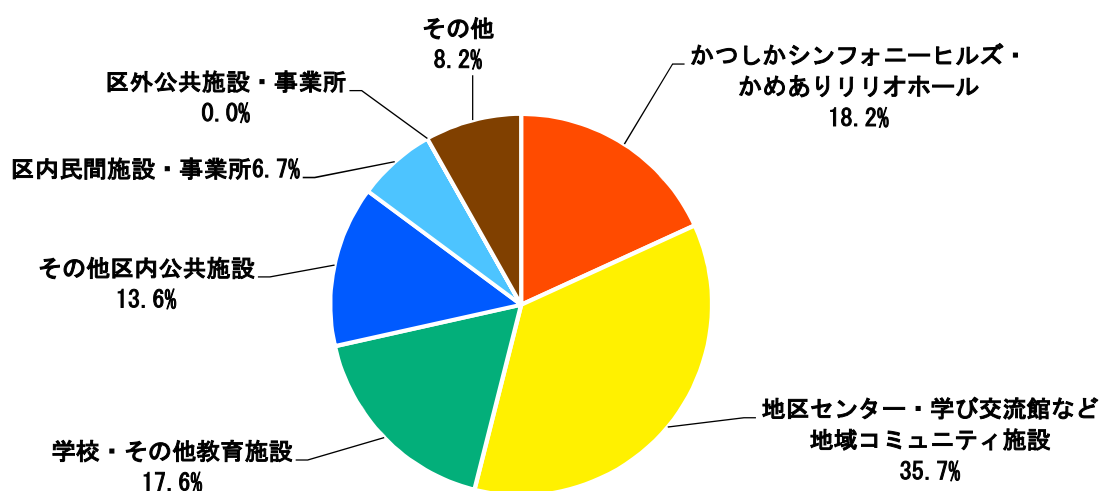
属性 3（問）貴団体の主な活動はなんですか？

団体の活動分野は多岐にわたるが、最も多いのが「合唱・演奏等音楽活動」(22.7%)で、次いで「教育」(18.5%)、「福祉活動」(15.5%)であった。



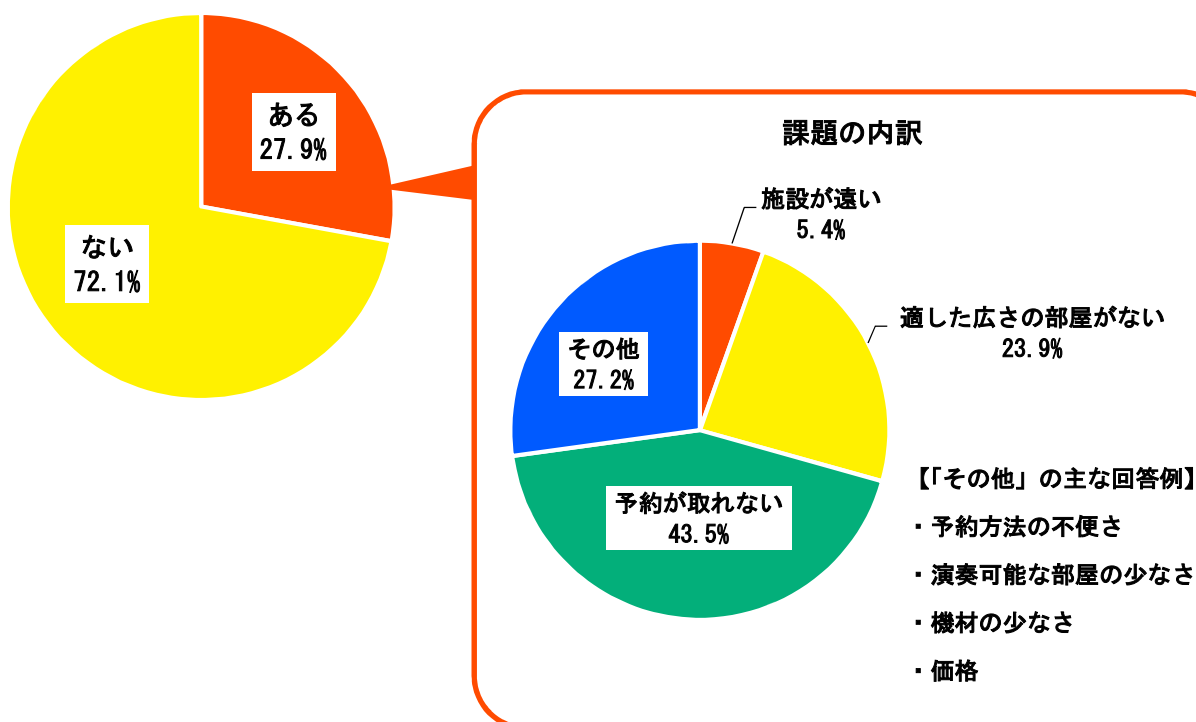
属性4（問）貴団体は、普段はどのような場所で活動していますか？またその場所を選択している理由を教えてください。

団体の主な活動場所は「地区センター・学び交流館などの地域コミュニティ施設」(35.7%)が最も多く、次いで「かつしかシンフォニーヒルズ、かめありリリオホール」(18.2%)、「学校・その他教育施設」(17.6%)であり、8割以上が公共施設であった。他方、「民間施設・事業所」は6.7%となっている。



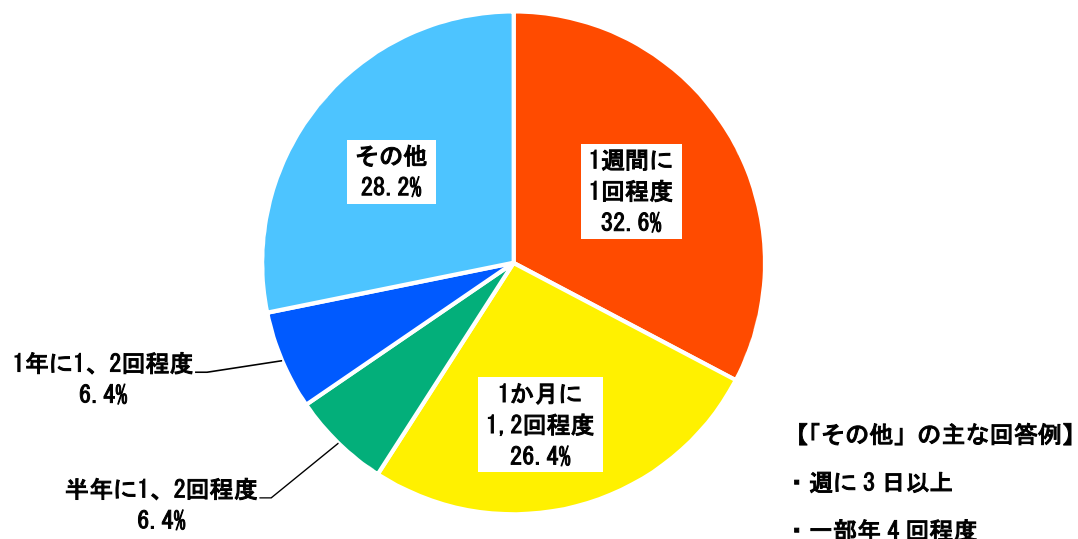
属性5（問）貴団体が活動場所を確保する上での課題はありますか？

団体にとって活動場所の確保が課題となっていると答えたのは27.9%で、主な理由は「予約が取れない」(43.5%)であった。



属性6（問）貴団体はどのくらいの頻度で活動していますか？

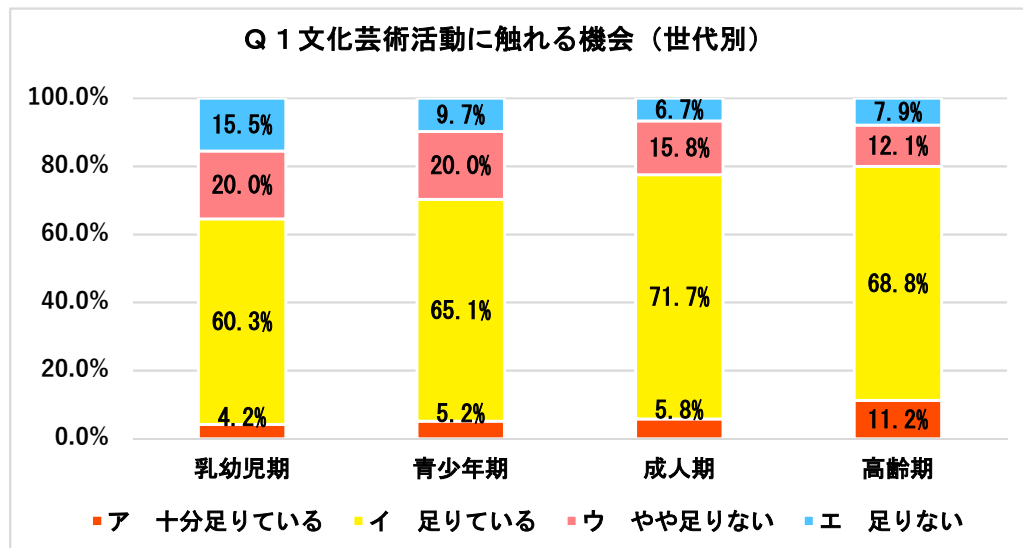
「1週間に1回」ないし「1か月に1、2回」といった比較的活動頻度の高い団体が約6割であった。



設問2 葛飾区の文化芸術に関する基本方針を策定するにあたり、以下の質問にお答えください。

Q 1（問）各世代における文化芸術に触れる機会について充実していると思いますか？

世代が高齢期になるほど「十分に足りている」と「足りている」の割合が高くなっている。



【不足と感じる理由〔抜粋。原文ママ（一部集約表記）〕】

（乳幼児期）

- ・小さい子どもが気兼ねなく音楽や美術に触れる機会や乳幼児向けのイベントが少ない。
- ・音楽関係は足りてるように感じるが、絵画・漫画・アニメ・紙芝居などが少ない。
- ・広報としての宣伝力、アピールが足りない。区民に対しての知見を広められるとよい。
- ・区内に乳幼児を連れて行ける美術館がありません。
- ・チケット代が高い。

（青少年期）

- ・学業や他の活動で忙しく参加の機会が確保できない、保護者が付き添いできない。
- ・授業での体験が無くなっている、学校等で鑑賞や体験の機会を設けた方がよい。
- ・東京（渋谷や新宿、高円寺付近）などの洗練された文化に触れる機会が少ない。
- ・金銭的な面で難しいこともある、日本では音楽、芸術、映画などが高いと感じる。

（成人期）

- ・仕事が忙しい。
- ・茶道や華道など体験する機会があるといいのかもしれない。
- ・もう少し敷居が低く、気軽に安く聞けたり楽しめたりできるとよい。
- ・素敵な映画館がない。

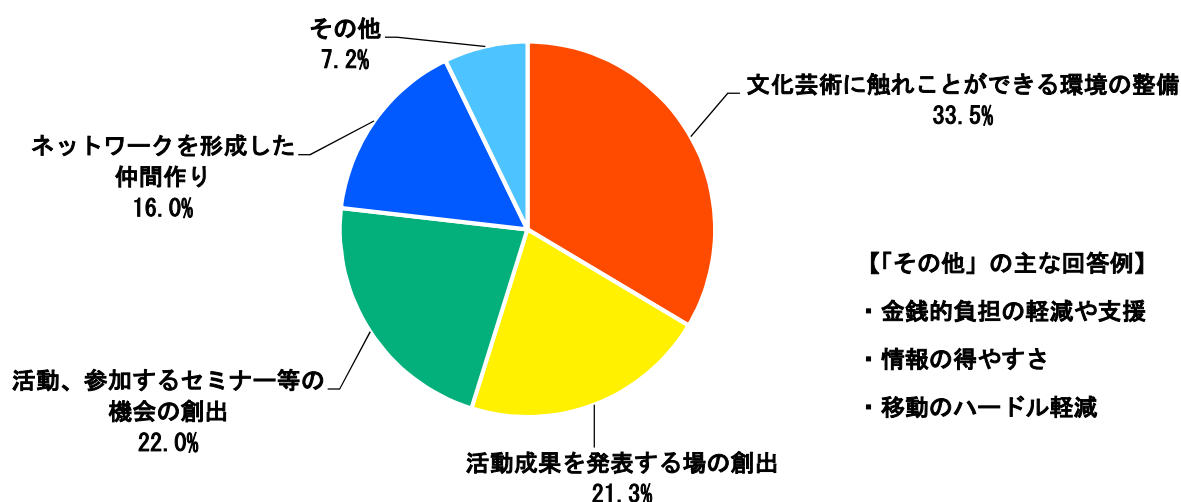
（高齢期）

- ・情報へのアクセス、移動手段の問題も解決してほしい。
- ・近い場所で、手ごろな値段で参加できる芸術・伝統芸能・芸能などが無い。
- ・クラシックに明るくなくても行ってみようかなと思える内容や価格に見直してほしい。
- ・高齢者向けのコンサートなどを開催すると、非常に人気が高く、公演数が足りていない。

Q 2（問）高齢者への文化芸術に触れる機会の創出について重要だと思うものは何ですか？

（複数選択可）

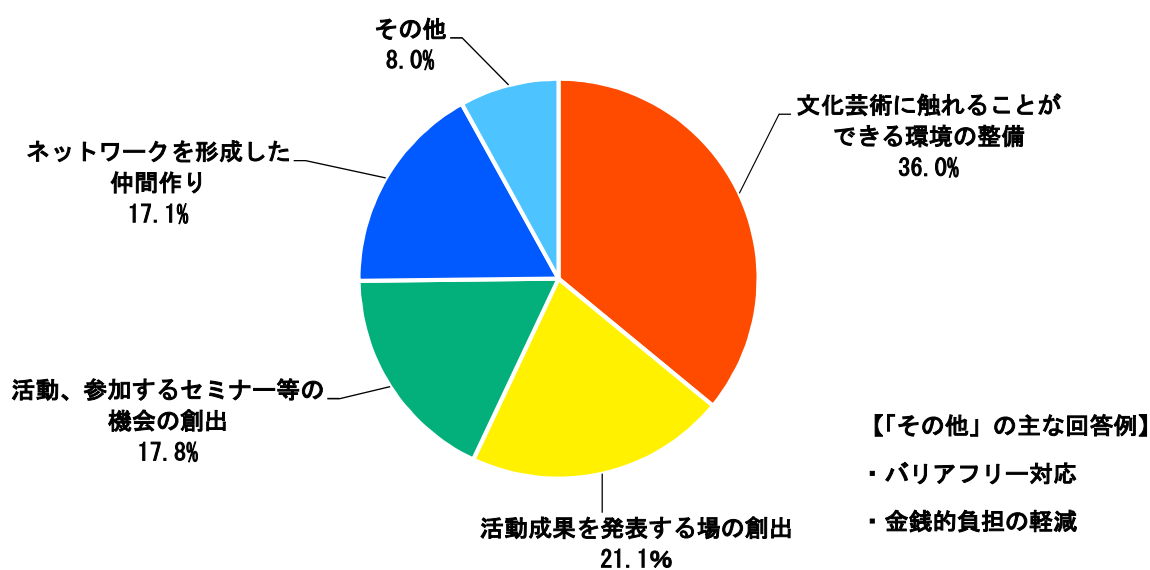
最も多かったのは「文化芸術に触れることができる環境の整備」（33.5%）で、次いで「活動、参加するセミナー等の機会の創出」（22.0%）、「活動成果を発表する場の創出」（21.3%）であった。



Q 3（問）障害者への文化芸術に触れる機会の創出について重要だと思うものは何ですか？

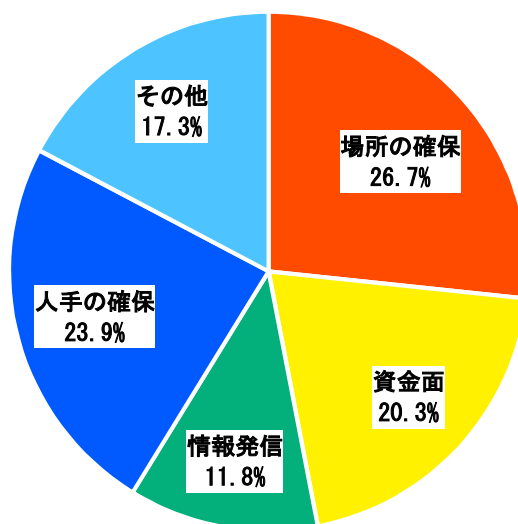
（複数選択可）

最も多かったのは「文化芸術に触れることができる環境の整備」（36.0%）で、次いで「活動成果を発表する場の創出」（21.1%）であった。



Q 4（問）貴団体が文化芸術活動やイベントを行う際の課題は何ですか？

最も多かったのが「場所の確保」（26.7%）で、次いで「人手の確保」（23.9%）、「資金面」（20.3%）であった。

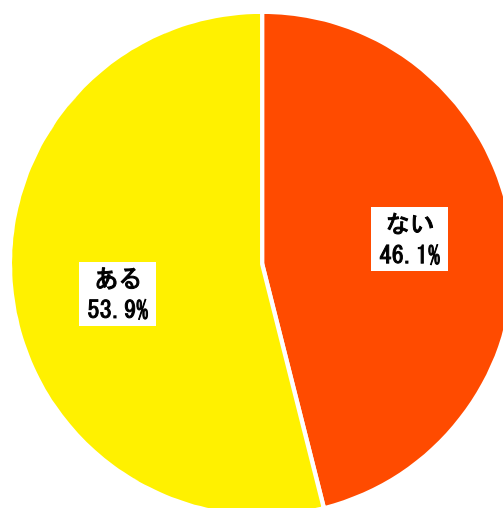


【「その他」の主な回答例】

- ・新規発表の機会を探すこと
- ・時間の確保

Q 5（問）貴団体が今後活動を発展させていくための課題はありますか？

約半分の団体が「課題あり」と回答している。課題の具体的な内容の多くが活動場所や資金や人材の確保となっている。



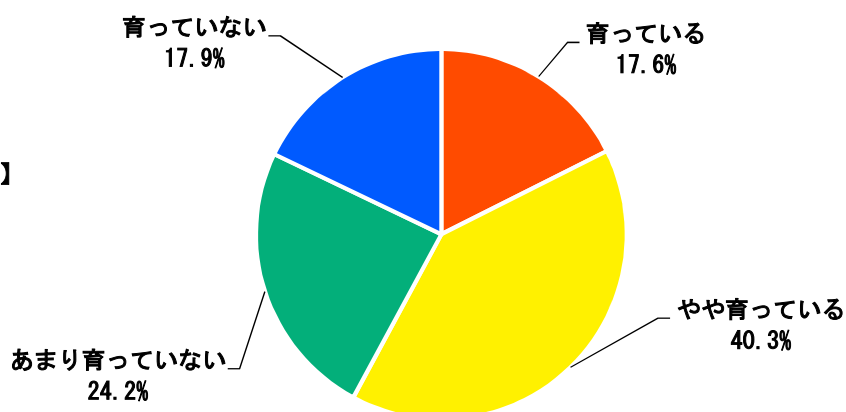
【「ある」の自由回答例】

- ・新規会員や若い世代の確保
- ・後継者育成、人材確保
- ・活動場所の確保
- ・集客の確保
- ・資金の確保

Q 6 （問）現在の活動を今後継続するにあたり、後継者といえる人材は育っていますか？

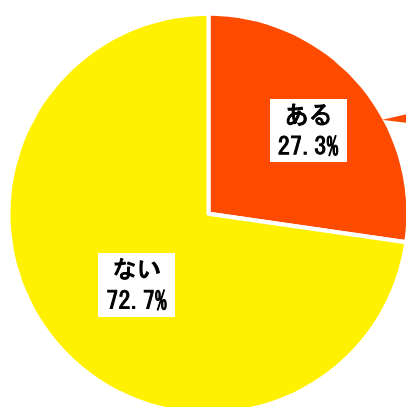
【(あまり) 育っていない理由の自由回答例】

- ・ 習うことや体験には前向きだが、リーダー的立場になりたがらない。
- ・ 高齢化で後継者がいない。
- ・ 若い人が入らない。
- ・ 継続意向はない。

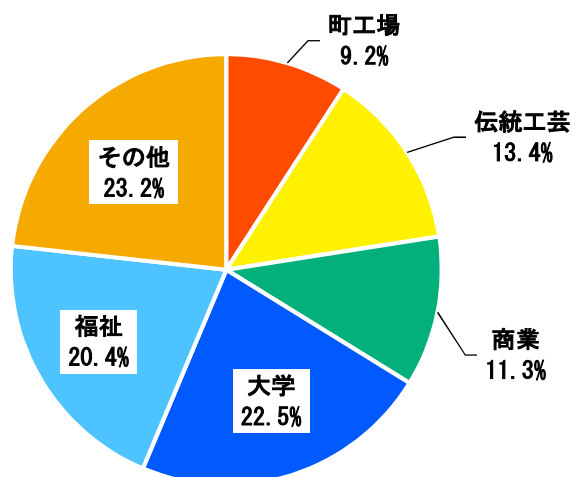


Q 7 （問）現在の活動の中で、他分野の人材活用を検討したことがありますか？

他分野の人材を検討したことがある団体は 27.3%であった。検討したことがある分野の内訳は「大学」が最も多く 22.5%、次いで「福祉」が 20.4%、「伝統工芸」が 13.4%であった。



他分野の人材活用の検討「ある」の内訳

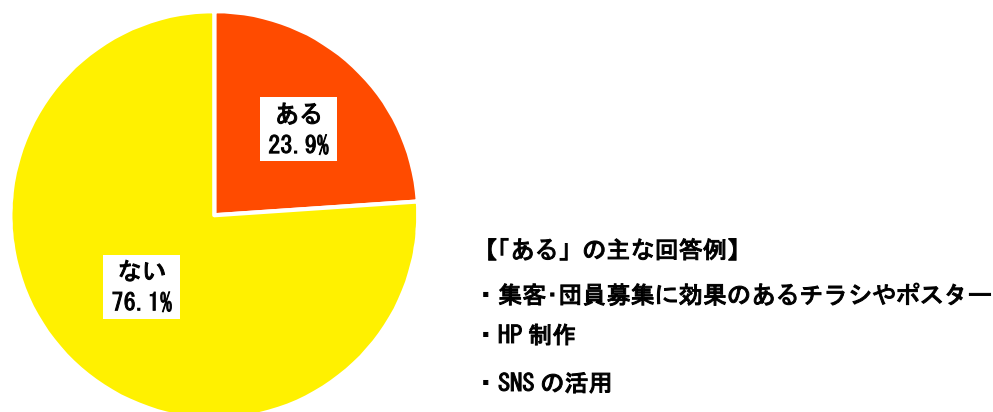


【「その他」の主な回答例】

- ・ 学生ボランティア
- ・ 観光関連分野
- ・ 地域の人材

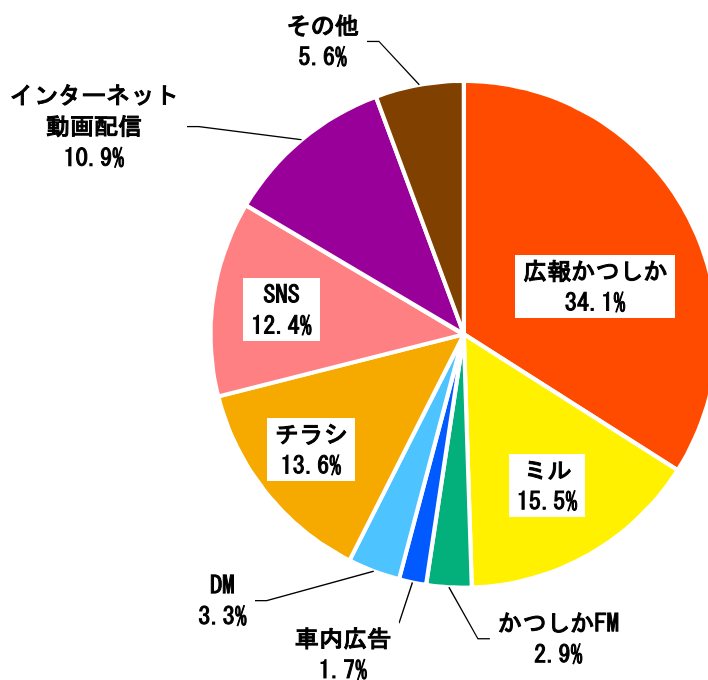
Q 8（問）現在の活動の中で、デザインや情報発信等を行う際、専門分野の力を活用したいと思うことはありますか？ある場合、それはどのようなことですか？

デザインや情報発信の分野の人材活用を考えたことがある団体は 23.9%であった。



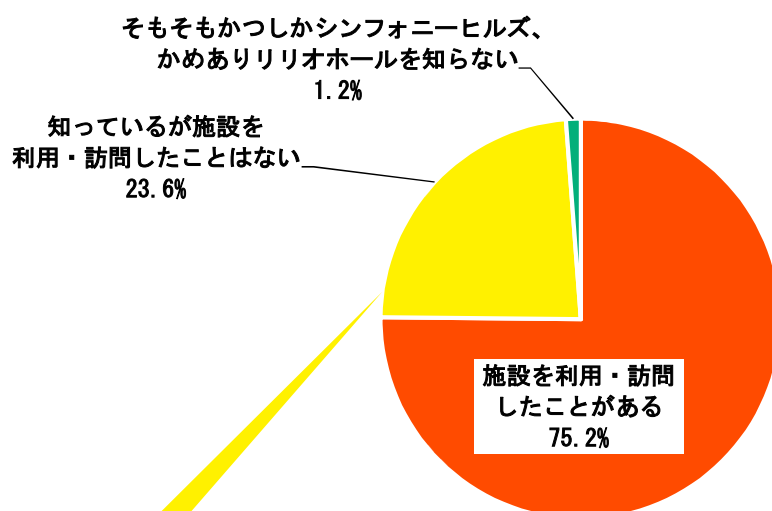
Q 9（問）文化芸術活動に関する情報収集を行う際に利用しているものは何ですか？（複数選択可）

媒体として最も多かったのは「広報かつしか」（34.1%）であった。次いで「ミル」（15.5%）であり、この二つで約5割を占めている。他方で、「SNS」と「インターネット動画配信」で2割以上となった。

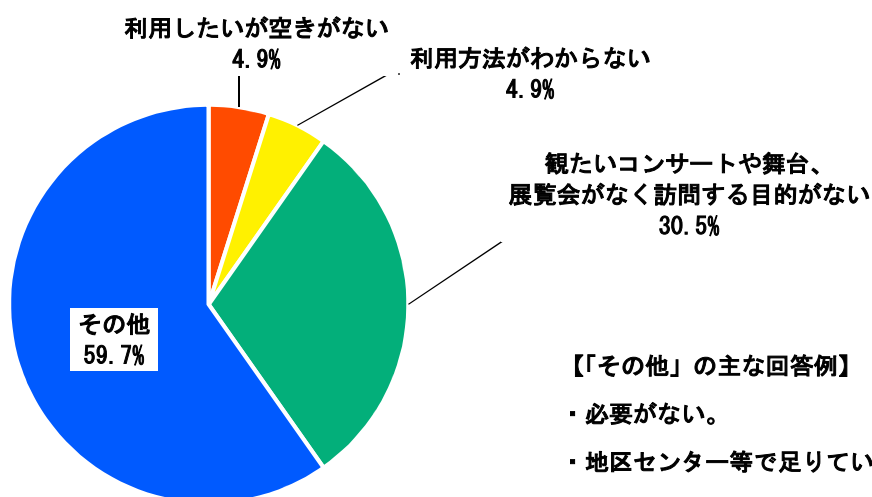


Q10（問）貴団体はかつしかシンフォニーヒルズやかめありリリオホールを利用・訪問したことがありますか？

「施設を利用・訪問したことがない」と「そもそも知らない」を合わせると 24.8%であった。利用・訪問したことがない主な理由は「観たいコンサートや舞台、展覧会がなく訪問する目的がない」が3割を占めた。また6割を占める「その他」の内容は「必要がない」「地区センターで足りている」「予算的課題」「距離的課題」であった。



利用・訪問したことがない理由

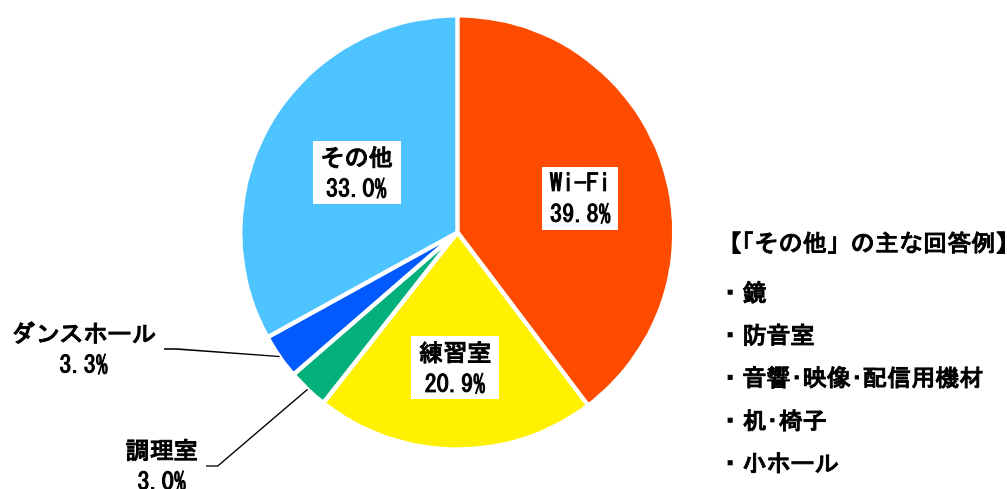


【「その他」の主な回答例】

- ・ 必要がない。
- ・ 地区センター等で足りている。
- ・ 予算的課題
- ・ 距離的課題

Q11（問）活動を続けていくうえで、施設機能としてあればいいと思う機能は何ですか？

施設機能としてあればよいと思う機能としては、「Wi-Fi」が最も多く 39.8%、次いで「練習室」が 20.9%であった。



Q12（問）施設の利用にあたり、申し込みなどの手続きが便利になるとしたら、どのようなことを望みますか？（自由回答）

回答の頻出単語を調べると上位が「ネット、施設、申し込み、予約」であり、インターネットによる予約・決済システムを要望する意見が多かった。

【回答例〔抜粋。原文ママ（一部集約表記）〕】

〈予約・申込〉

- ・ ネットで申込、抽選、決済、予約変更などが完結できるとよい。
- ・ どの施設からでも全ての施設予約ができるとよい。
- ・ ネット上で、全施設の空き状況が一覧でわかると便利。
- ・ インターネット予約は2か月～6か月前に行いたい。

〈支払方法〉

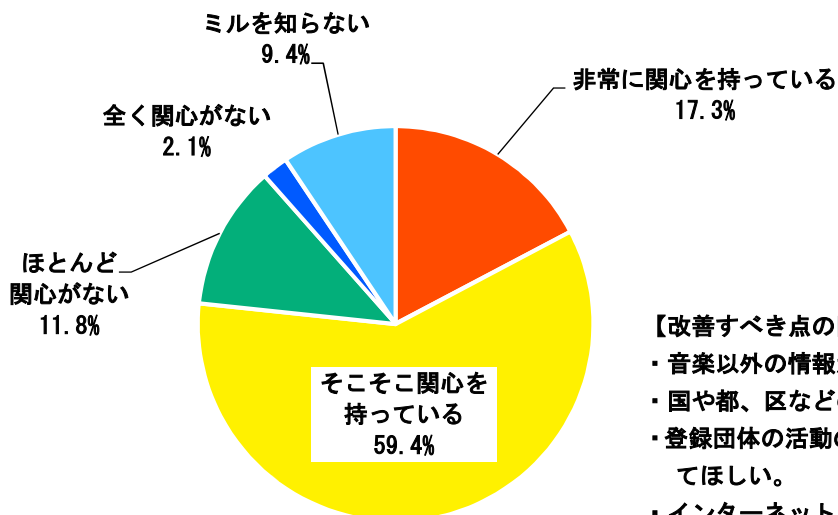
- ・ 当日窓口でのクレジットやQRコード決済を導入してほしい。
- ・ 入金窓口だけでなく振込やwebからカード決済などの方法の導入。

〈利用方法〉

- ・ 優先制度や優先枠設置、年間予約可など（区民や継続利用団体、助成制度採択利用など）
- ・ 連続して落選している場合に抽選の優先順位は上がらないものか。
- ・ 練習場によっては鍵の管理・保管場所が離れている、地区センターで借りられるとよい。
- ・ 窓口での手続時間がかかる。先客がいると長く待つことになるのを解消してほしい。
- ・ 利用者会議のオンライン化

Q13（問）文化芸術活動の情報誌である「ミル」が全戸配布されていますが、どのくらい関心を持っていますか？また、改善すべき点がありますか？

情報誌「ミル」については、76.7%が関心を持っており、「ほとんど関心がない」「全く関心がない」「ミルを知らない」が23.3%であった。

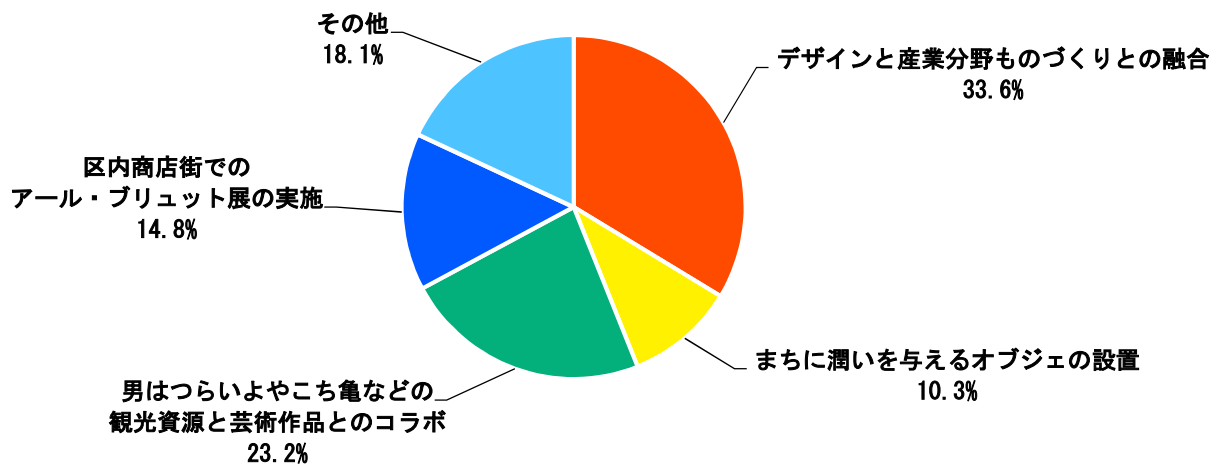


【改善すべき点の回答例】

- ・音楽以外の情報がわかりにくい。
- ・国や都、区などの助成制度を紹介してほしい。
- ・登録団体の活動の様子や、活動のPRなど、もっと取材してほしい。
- ・インターネット上で公開されているとより便利。

Q14（問）芸術作品（芸術・美術）を活用することで、葛飾区の新たな魅力を創出できる可能性のある取組は何だと思いますか？（複数選択可）

最も多かったのが「デザインと産業分野ものづくりとの融合」で33.6%であった。次いで「男はつらいよやこち亀などの観光資源と芸術作品とのコラボ」で23.2%あった。

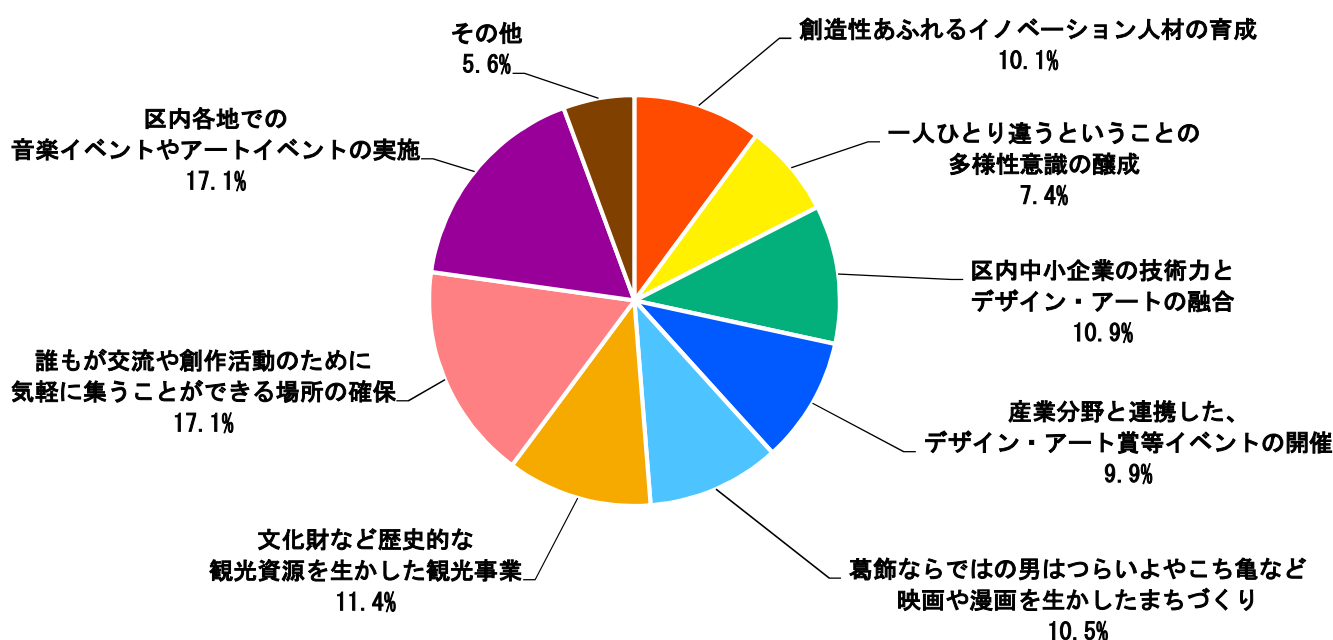


【「その他」の主な回答例】

- ・駅ナカのテナントが減っている。そんな場所を活用し、正規の美術教育を受けていない人による発表を行うのも良いと思う。
- ・芸術家を招聘し、音楽祭、ビエンナーレの開催。
- ・他の団体と交流できるような機会があると広がりが生まれる。
- ・こどもの主体的な活動や成長を包み込む取り組みや街づくりができると良いと思います。

Q15（問）文化芸術を生かした葛飾区の新たな魅力を生み出すにはどのようなことが必要だと思いますか？（複数選択可）

最も多かったのが「誰もが交流や創作活動のために気軽に集うことができる場所の確保」（17.1%）と「区内各地での音楽イベントやアートイベントの実施」（17.1%）であった。他方で「区内中小企業の技術力とデザイン・アートの融合」（10.9%）と「産業分野と連携した、デザイン・アート賞等イベントの開催」（9.9%）を合わせると 20.8%となっている。



【「その他」の主な回答例】

- ・区内在住の芸術家が区内で活動しやすくする、場所の提供、資金援助。
- ・ワンコインでクラシックに触れられるラ・フォル・ジュルネのような取組。
- ・姉妹都市であるウィーンと連携して文化財の啓蒙活動。
- ・子どもたちがプロの芸術文化に会えるイベントの実施。（子どもがスタッフとしても参加できる）
- ・地域の歴史的史跡を利用したアートイベントや区の文化財の宣伝。

Q16（問）貴団体が他分野との連携企画で参加したいと思う事業等がありますか？（自由回答）

回答の頻出単語を調べると上位が「イベント、音楽、連携、商店街、地域、参加」であり、イベント実施による地域や商店街との連携を要望する意見が多かった。

【回答例〔抜粋。原文ママ（一部集約表記）〕】

〈音楽〉

- ・大学、専門学校との連携音楽イベントや伝統芸能おけいこイベント。
- ・中・高との合同合唱イベント。
- ・読み聞かせ（絵本）や朗読と音楽の生演奏とのコラボ。
- ・ジャズフェスのような街全体での音楽イベントなど。

〈生活文化・伝統芸能〉

- ・茶道や華道とコラボして謡曲を活かすことができないか。
- ・神社やお寺と連携した華道・茶道イベント。

〈産業・観光〉

- ・外国人と企業と飲食店が連携した祭りイベント。
- ・まち歩きイベントでの町工場や伝統工芸の見学。
- ・伝統工芸品を使っの踊りをとおして伝統工芸や伝統芸能を知ってもらいたい。
- ・工場などの廃材を利用した作品づくりなどできたらよい。

〈福祉・子育て〉

- ・福祉施設利用者と区内音楽家と町工場の知恵と技術とをかけあわせたイベント。
- ・児童館や子育て施設とヨガをきっかけにママが息抜きのできる時間を作るイベント。
- ・区内の児童養護施設やフリースクールと連携した教育プログラムへの参加支援。

〈スポーツ・健康づくり〉

- ・武道に興味のある方々とのイベント。
- ・姉妹都市とのスポーツ交流。

〈地域イベント〉

- ・近隣の公園や山本亭・堀切菖蒲園でのバザーや音楽イベント。
- ・絵画でストリートアート。
- ・ビールフェス亀有を亀有駅南口でやってみたい。
- ・食文化に関して大学と連携し、知識ノウハウを活かした地域貢献型のイベントができると良い。

Q17（問）文化芸術振興が発展することによって得られる都市のイメージはありますか？また、葛飾区における文化芸術とはどうあるべき、あるいは、どうあってほしいと思いますか？（自由回答）

回答の頻出単語を調べると上位が「文化芸術、下町」であり、文化の伝承や下町情緒の保全を要望する意見が多かった。

【回答例〔抜粋。原文ママ（一部集約表記）〕】

- ・下町情緒あふれる街並みを活かし、都心には残っていない人情を生かした”下町文化”を残してほしい。
- ・昔からの下町のイメージを残しつつ、葛飾 SC やキャプテン翼などアニメやスポーツとの融合。
- ・23 区の中でも伝統工芸や町工場のイメージが強いので、それがオシャレにプロデュース・発信されて海外の方などにも知ってもらえたらよい。
- ・下町的な魅力がありながら工業的にもトップレベルの技術や物があるところが売りになるとよい。インダストリアルデザインアート。
- ・すでに世界中からサブカルチャーの街と認識されている葛飾区なので、その側面と文化芸術との融合が非常に重要と考える。方向性を間違えてはいけない。観光資源としてのサブカルチャーは大きな武器ではあるが、あくまでも区民のための文化芸術振興であってほしい。10 年後、100 年後葛飾区というブランドが世界でどの位置に立っているかを見据えた長期的な展望を持って政策に当たってほしい。
- ・文化芸術に身近に触れ合える町、年代に関係なく様々な世代で文化芸術に触れ合える町になるとよい。
- ・柴又や寅さんのイメージもあり、どこか懐かしさのある人情味あふれる人々が暮らす、ふるさと葛飾だが、その良さを引き継ぎつつ、若者など次世代にもつなげられるような、新しい発想で、魅力ある葛飾になってほしい。

Q18（問）文化芸術活動を行うことで得られる効果はどのようなものがあると思いますか？（自由回答）

回答の頻出単語を調べると上位は「心、生活、活動、交流、人生」であり、人と人のつながりをテーマにする意見が多かった。

【回答例〔抜粋。原文ママ（一部集約表記）〕】

- ・日本をより好きになる、葛飾をより好きになる、地域力の向上、郷土愛。
- ・人の輪が広がる、世代間交流、人とのつながり。
- ・経済効果、活気のある生活、若い人が増える、賑わいの創出、街の活性化。
- ・教養が養われ、そこで培われた多様性の認識と寛容さは世界平和に繋がる。
- ・心が豊かに育つ、心にゆとりある暮らし、生活に潤い、生き甲斐が生まれる、心の支え。
- ・発表することで達成感や自己肯定感が得られる。活動の場は交流を生み孤立を防ぐことになる。文化芸術の振興は健康寿命を大きく伸ばすと思う。
- ・人生の質の向上、楽しみ方の向上。
- ・感動することが継続できるモチベーションを生む。多くのジャンルの芸術に触れ、たくさん感動することによって未来の担い手が生まれる可能性が増えるのではないか。

資料－３ 策定経過

【１】（仮称）かつしかアート・カルチャー基本方針 策定経過

○（仮称）かつしかアート・カルチャー基本方針策定委員会

日 程	内 容
令和６年７月５日 第１回策定委員会	・委員長・副委員長の選任 ・会議及び会議録等の取扱いについて ・基本方針策定スケジュール（予定）について ・葛飾区の文化施策の現状と課題について
令和６年９月２７日 第２回策定委員会	・基本方針の趣旨と位置づけについて ・葛飾区の文化・芸術に係る現状と課題について ～アンケート及びヒアリング調査の結果～ ・基本方針の骨子案について ・今後のスケジュール（予定）について
令和６年１０月２５日 第３回策定委員会	・基本方針の素案について ・基本となる方向性（目指すべき未来像）案について ・今後のスケジュール（予定）について
令和７年２月７日 第４回策定委員会	・パブリック・コメントの実施結果について ・（仮称）かつしかアート・カルチャー基本方針（案）について

○区民意見提出手続制度（パブリック・コメント）

対 象	一 般	区内小中学校の児童・生徒
実施期間	令和６年１２月１３日～令和７年１月１４日	同 左
閲覧場所	区政情報コーナー、区民事務所、区民サービスコーナー、図書館、健康プラザかつしか、文化国際課（かつしかシンフォニーヒルズ）、区ホームページ	専用 WEB ページ
意見提出者	６ 名	２７９ 名
意見総数	１２ 件	２７９ 件 (小学校 １０５ 件、中学校 １７４ 件)

【2】（仮称）かつしかアート・カルチャー基本方針策定委員会設置要綱

令和6年5月21日

6 葛 地 文 第 72 号

区 長 決 裁

（設置）

第1条 葛飾区（以下「区」という。）における文化芸術の振興及び文化を通じたまちづくりに関する基本方針（以下「基本方針」という。）を策定するため、（仮称）かつしかアート・カルチャー基本方針策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所掌事項）

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- （1）基本方針の策定に関すること。
- （2）区の文化施策の現状と課題等の把握及び将来の方向性に関すること。
- （3）その他、基本方針の策定に必要な事項に関すること。

（構成）

第3条 委員会は、区長が委嘱し、又は任命する学識経験者、公募区民、政策経営部長、地域振興部長、産業観光部長及び教育委員会事務局教育次長をもって構成するものとする。

（任期）

第4条 委員の任期は、委嘱の日から基本方針を策定する日までの期間とする。

（委員長及び副委員長）

第5条 委員会に委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 委員長は委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長が指名し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

（招集）

第6条 委員会は、委員長が招集する。

（会議）

第7条 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

2 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(意見聴取等)

第8条 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(秘密の保持)

第9条 委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(作業部会の設置)

第10条 委員会に作業部会（以下「部会」という。）を設置する。

2 部会は、第2条に規定する事項について調査し及び検討し、その結果を委員会に報告する。

3 部会は、部会長、副部会長及び部会員をもって構成する。

4 部会長は文化国際課長、副部会長は観光課長の職にある者をもって充てる。

5 部会員は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。

6 部会長は、部会を代表し、会務を総理する。

7 部会は、部会長が招集する。

8 部会は、必要であると認めるときは、構成員以外の者を部会に出席させ、意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

9 前各項に定めるもののほか、部会の運営に必要な事項は、委員長が別に定める。

(庶務)

第11条 委員会及び部会の庶務は、地域振興部文化国際課で処理する。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

付則

(施行期日)

この要綱は、令和6年5月21日から施行する。

別表（第10条関係）

政策経営部	協働推進担当課長
政策経営部	政策企画課 企画担当係長
地域振興部	文化国際課長
地域振興部	文化国際課 文化国際担当係長
産業観光部	観光課長
産業観光部	観光課 観光担当係長
教育委員会事務局	生涯学習課長
教育委員会事務局	生涯学習課 生涯学習係長

【3】（仮称）かつしかアート・カルチャー基本方針策定委員会 委員名簿

	役 職 等	氏 名
◎	政策研究大学院大学 名誉教授	垣内 恵美子
○	青山学院大学 総合文化政策学部 教授	片山 泰輔
	特定非営利活動法人ＳＴスポット横浜 理事長	小川 智紀
	一般社団法人文果組 代表理事	神保 富美子
	ＳＯＢＡＳＵＴＡ株式会社 代表取締役	傍嶋 賢
	公募区民	齋藤 歩
	公募区民	堀口 剛
	葛飾区政策経営部長	長南 幸紀
	葛飾区地域振興部長	吉本 浩章
	葛飾区産業観光部長	吉田 峰子
	葛飾区教育委員会事務局教育次長	中島 俊一

◎：委員長 ○：副委員長

（敬称略、順不同）

かつしかアート・カルチャー基本方針

令和7年（2025年）3月

発 行	葛飾区
編 集	葛飾区地域振興部文化国際課
〒124-0012	東京都葛飾区立石6丁目33番1号 かつしかシンフォニーヒルズ 別館2階
電 話	03-5670-2259
F A X	03-5670-2265
E-mail	050450@city.katsushika.lg.jp
葛飾区ホームページ	https://www.city.katsushika.lg.jp/

※この冊子は、印刷用の紙へリサイクルできます。

(仮称) かつしか アート・カルチャー基本方針(案)

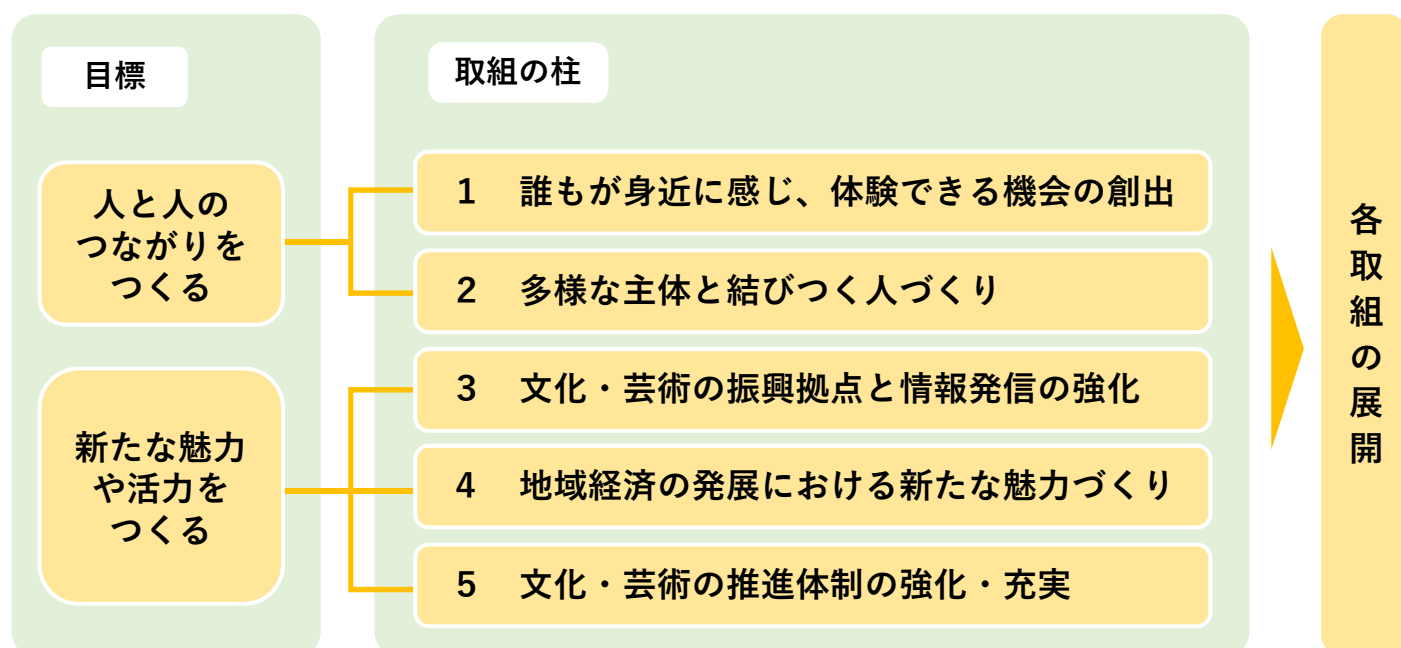
Katsushika Basic Policy for Arts and Culture



〈概要版〉

魅力をミガキ 個性がカガヤキ 文化をテラス

文化・芸術を通じて、誰もが持っている魅力を磨き、個性を輝かせることができる、明るい未来をイメージしています。互いの個性や文化、習慣等、様々な違いを認め合い、分野や世代を超えた人同士のつながりが新たなまちの魅力と活力を生み、これからの葛飾区を照らしていきます。



文化・芸術振興施策における課題 ～区民意識調査から得られた課題～

文化・芸術に係る体験や学習機会の充実

幼少期から青年期にかけた教育の場における体験機会の充実、世代や障害の有無など個々の状況による体験格差の改善、国際交流や多文化理解を深める体験や学習機会の充実など。

人づくりと人材交流

活動団体の担い手や後継者の育成支援、分野を超えたクリエイターの交流、活動の成果発表やセミナーなどの場の創出。

活動環境の整備・充実

交流や創作活動などに誰もが参加しやすい場の提供、施設予約のデジタル化など利用しやすいシステム構築など。

文化資源の活用

産業分野におけるアートやデザイン等を活用したものづくりの推進、郷土の歴史や文化資源の認知度向上と活用の場の創出など。

取組の推進体制

様々な団体等とのネットワークづくり、文化・芸術活動推進のための窓口の一本化、観光や産業とも一体となった区役所内の横断的な連携。

取組の柱 1

誰もが身近に感じ、体験できる機会の創出

取組の方向性

- 地域共生社会の実現に向けた事業企画や取組の実施
- 多様な文化や価値観を尊重し相互理解を深める取組
- 幼少期からの体験機会の創出
- 各地域での体験機会の充実

取組の柱 2

多様な主体と結びつく人づくり

取組の方向性

- 協力関係を生み出す人材交流の促進
- 次世代アーティストや若手団体の育成、支援
- 専門分野の力の活用

取組の柱 3

文化・芸術の振興拠点と情報発信の強化

取組の方向性

- 社会状況の変化に応じたサービスの変革
- 伝えるから伝わる情報発信へ
- 各種活動における練習スペース等の確保
- 文化・芸術の拠点としての再構築

取組の柱 4

地域経済の発展における新たな魅力づくり

取組の方向性

- ものづくりとアートの融合
- 区内中小企業における技術力をデザインやアートに生かすための支援
- 漫画などのキャラクターを生かしたまちづくり
- 歴史的な文化資源や下町情緒を生かした観光資源の再発見

取組の柱 5

文化・芸術の推進体制の強化・充実

取組の方向性

- 地域の文化振興を担う団体・組織との連携強化
- 区窓口の整理・集約
- 文化・芸術を取り巻く区の横断的取組

かつしかアート・カルチャー基本方針策定の趣旨

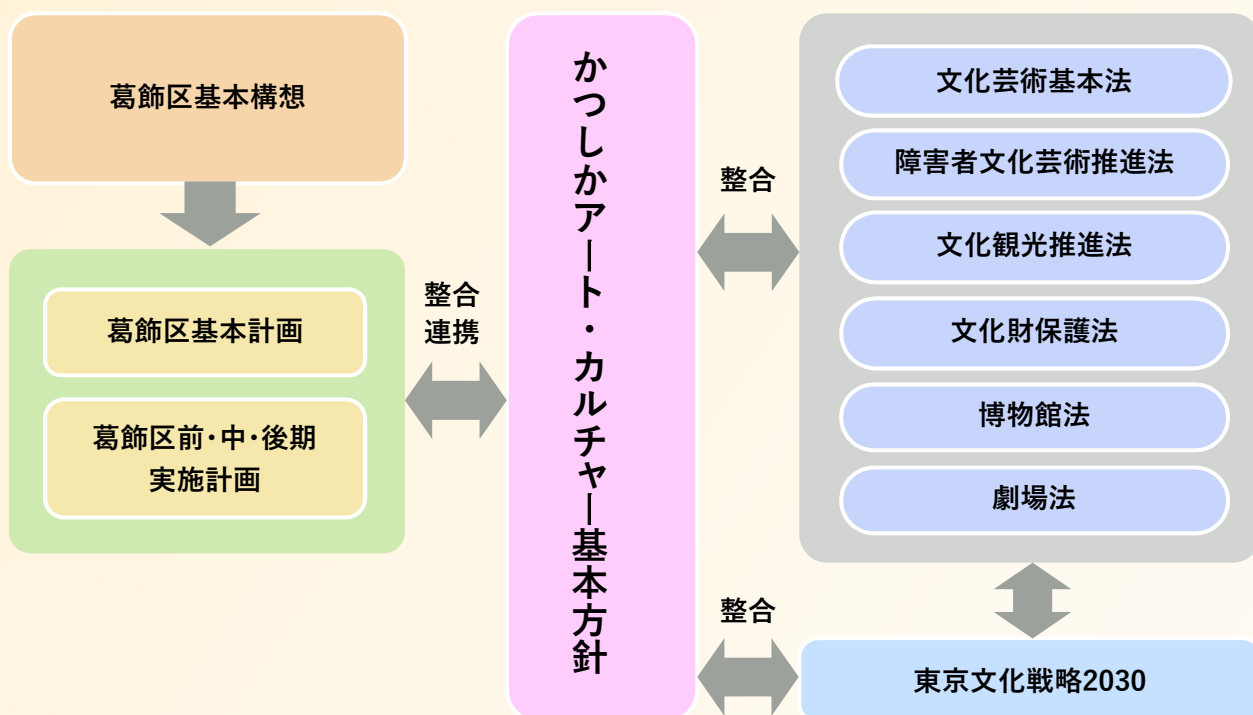
葛飾区では、江戸時代頃から継承してきた伝統工芸や葛飾柴又の文化的景観といった歴史的文化に加え、多くの人に親しまれている映画や漫画・アニメなど「葛飾区ならではの」の多様な文化・芸術資源が根付いています。

こういった文化・芸術の資源を、観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業その他の幅広い関連分野に活用し区の魅力を高めるため、葛飾区基本計画において「観光・文化のまち葛飾」推進プロジェクトを主要プロジェクトの一つとして位置付け、まちの魅力を磨き上げ、発信し、賑わいのあるまちづくりを進めています。

今後、少子高齢化や人口減少などの課題が見込まれる中で、推進プロジェクトを効果的に展開するとともに、将来起こり得る社会的課題に対して、今から備えておく姿勢を打ち出すことが重要であると考え、「文化・芸術」という観点から既にあるものをどう発展的に生かし、今後どのように取り組むかを基本方針として定めるものとします。

かつしかアート・カルチャー基本方針の位置付け

この基本方針は、葛飾区基本構想の基本的な方向性を踏まえ、葛飾区基本計画や各実施計画と整合・連携しながら、本区の文化・芸術振興のための方向性を示すものです。なお、文化芸術基本法をはじめ、障害者文化芸術推進法のほか、文化観光推進法、文化財保護法、博物館法、劇場法などの関連法令や国の方針及び「東京文化戦略2030」なども参酌し、これらとの整合を図っています。



投票所の移転について

選挙管理委員会事務局

1 概要

第8投票所である木根川小学校は、令和7年4月に渋江小学校と統合し、東四つ木小学校として渋江小学校の敷地にて学校運営を行う予定である。

また、空校舎となる木根川小学校跡地では、東四つ木小学校と中川中学校との施設一体型校舎を整備するため、令和7年6月から既存校舎の解体工事を開始し、新校舎建設後、令和12年1月から学校運営を開始する予定である。

このことに伴い、木根川小学校が使用できなくなるため、近隣の中川中学校に第8投票所を移転するもの

2 投票所の移転先

(1) 移転先 中川中学校（体育館）

(2) 所在地 東四つ木一丁目3番1号



3 移転時期

令和7年4月以降の選挙から移転する。

4 周知について

令和7年2月 総務委員会にて庶務報告

3月 東四つ木地区連合町会会議にて説明

4月以降 該当投票区域の約3,000世帯に対し周知チラシを全戸配布